

【公述人1】

私は、湯出に住んでおります。最終処分場計画により、水の汚染に晒されています清流湯出川のほとりに住む住民の1人として、環境の保全の見地から土地の選定と安全性における熊本県の責務について、意見を申し上げたいと思います。

まず、選定についてですが、公害の原点と言われ、水銀を封じ込めた埋立地、巨大な海の産廃場を持つ水俣に、何故このような計画が持ち込まれたのか、私は理解に苦しみます。

計画されている土地については、前回の公聴会で多くの市民から指摘されたように、数多くの問題点があり、処分場に適した場所でないことは明白です。また、私は地元に住むものとして、集落が近くにあり、地域に住む人達の生活圏に近接していること。また、近くに学校があり、泉質を誇れる湯出温泉があり、そしてまた、水俣茶の産地としての茶園がたくさんあります。どう考えても最終処分場に適した場所ではないということで、私はこの計画に対し、断固と反対したいと思います。

土地の買収がもっとも難しいと言われている最終処分場の計画において、IWD東亜は最終処分場に適した土地を見つけたのではなく、入手し易い広大な土地がたまたま水俣にあった。正に土地ありきからスタートしたことが私はその意図が伺えると思います。そこには熊本県はもとより、水俣市市民がこれまでに環境再生へ向けて努力を払ってきたこと、力を注いできたことには関心も払わず、最終処分場に反対するのは水俣のエゴだと切って捨てた親会社である東亜道路、東京本社での交渉で見せられた現実がそのことを物語っていると思います。

ところで熊本県は、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の建設候補地について熊本県産業廃棄物処理施設建設候補地検討会を設置し、審議を行っております。議事録によりますと、当初水俣市の5ヶ所、湯出、長崎、越小場を含む134ヶ所が選ばれております。その事を法の規制や技術的問題、現実的な問題として処分場建設が困難と思われる項目により評価し、42ヶ所に絞り込まれています。この時水俣の4ヶ所が外され長崎の1ヶ所が残っております。続いて、立地特性、土地の利用状況であったり、安全性、急傾斜地、崩壊危険箇所、環境特性等の観点から改めて評価を行い14ヶ所になっております。この時点で水俣市は完全に姿を消しております。14の候補地については現地踏査、及び県議会の特別委員会との意見交換会を踏まえた上で、総合的な評価を行い、最終候補地として8ヶ所が選定され、その中でも第1候補地として南関町が既に選ばれております。

この経緯を見る中で最終処分場の土地選定等の条件等が明らかになっていますが、水俣市が候補地から外されたという事実立脚し、今後の許認可に際し、公共関与と同様の条件であらゆる角度から慎重な審議をしていただくことを強く要望いたします。

次に県民の命と財産を守る観点から、最終処分場の安全性における熊本県の責務について意見を述べたいと思います。

これまでの県との交渉の中で幾度となく、構造や排水など基準を満たしておれば許可せざるを得ません、多くの皆さんがお聞きになったと思います。水俣病は、チッソは基準を満たしていたにも関わらず予測も出来ない水俣病が発生し、多くの患者さんが辛酸を舐め、52年を迎えた今なお、健康被害に苦しむ多くの方々がおられます。

最高裁で行政責任を問われた熊本県にとって、今こそ水俣病の教訓を今回の許認可の裁定に是非生かして欲しいと思います。原発しかり、最終処分場しかり、基準を満たすこと

が安全とは言えないことを各地の事故が証明しています。特に原発の安全神話は完全に崩れ去ってしまいました。

今回どこから見ても不適正と認めざるを得ない計画地について、県民としての水俣市民の命の安全を守る県の責務として、許認可に当たり、立地条件についての独自の的確な判断を要望いたします。もし、今回基準を満たしたから安全だということで熊本県が許可されれば、環境モデル都市水俣に出来た巨大な最終処分場、あの水俣に出来た処分場ということで、全国の産廃業者にお墨付きを与えるような、それこそ処分場の業者が喜ぶような、そういうことは熊本県の見解が私は疑われます。

おそらく県は、基準を満たす、そして法律を犯すわけにはいかないんだということをおっしゃると思います。もし、そうであるならば、前回の公聴会で本当に多くの方が疑問点や不安な点を申し述べられました、また、水俣市や市長意見書、そして市民が3万通を超える意見書であげました疑問点や不安点について、それがすべて払拭出来るような責任を持って計画の内容をチェックしていただきたいと思います。

最後に私は、環境省の大臣の私的懇話会でありました「水俣病問題に係る懇談会」の提言書の19ページ～22ページの『第3章「いのちの安全」の危機管理体制』をこの部分を是非県の皆様方にご一読いただきたいと思います。そこには、一般的な公務員の倫理とは別に「2.5人称の視点」で国民、この場合は県になると思います、県民の健康と命の保護を最優先すべきことを示すキーワードとして、「行政倫理」ということに触れています。

そして、「行政倫理」を実効性のあるものにするための試案の一つとして、「とくに環境基本法やこれに基づき進められる環境行政においては、上記の趣旨を基本的理念とすることを謳うこと」というふうにあります。水俣市に計画された最終処分場の問題は、IWD東亜が問われているのではなく、勿論問われています、杜撰な計画、いろんな問題を含んでいて決して許すことの出来ない計画、しかし、それ以上に許認可権を持つ熊本県が問われていると思います。

今回の公聴会で小学生から中学生、高校生を含んだ多くの市民が切実な意見を述べてきました。その私達一人一人の市民の声が熊本県知事意見書に生かされ、環境モデル都市水俣を目指す、水俣に相応しい全国のモデルとなる裁定を行っていただきたいと思います。

【公述人2】

この産廃建設予定地のすぐ近くの住民の立場として述べさせていただきます。

この予定地から私の住宅は200m足らず、近辺には祖先から数えると数百年住み続けている家族が多数います。私も家族共々数10年暮らしております。4年前にこの問題が起きてから、どれだけの心労と不安を抱えて生活しているか、将来に希望を見い出せるのか、その毎日であります。

本来この法律、産廃処理法は安全で安心して暮らせるためのルールであり、公共の福祉のためにあるのではないのですか。県の言われる法に則りという言葉は、よくその言葉を言われますが、この法とは一体何でしょう。私達住民に心の負担をかけるための法ではないはずで、予定地のすぐ近くに血の通った人間が住んでいることを忘れないで欲しいと思います。

ここで準備書にも、方法書にも書いてないこと、それから公共関与について述べさせていただきます。

準備書にも方法書にも書いてないこと、それは心の問題です。当然こういう問題は出て

こないのかも知れませんが、一言言わせてください。いかに地域の人々がこの自然を愛して生活してきたのかご存知でしょうか。

私達住民は早くから涵養林を育て、水源を森づくりを行ってまいりました。2,000本のシイ、ドングリ、サクラの木を植え、早やもう10年近くなりますが、地区住民が草払いなど作業を重ね、少しだけ多くなりました。何年続ければ良いのか分かりませんが、これからも続けていこうと思っております。

私達は地域の人々や水俣市民が美味しい水が飲めて、自然が壊れないようにとやってきたのに、ところがこの場所は産廃予定地の見渡せる川を挟んだ反対側にあります。こういう場所に我々がやっていることと、その反対側にこういう処分場が出来るということをどう私達は理解したらよしいんでしょう。予定地から1キロ行くと下浦地区、そこには7つの滝があり、風光明媚なところです。ここは県立公園です。水俣市民の自然財産として大切にしたい所なのです。地区民が毎年清掃を行っています。上流に行くと自然を生かした元気村、自然村ごと博物館があります。ここには最近たくさんお客さんが来られるようになりました。しかしここまでやるまでに地区民の方々が相当努力されています。これらのことは環境影響には直接関係ないことかも知れません。結果として建設許可ともなれば、私達の心を踏みにじることに他ならないことを理解していただきたいと思います。心をズタズタにされて、そのうえ毎日の生活に不安を覚える。そのような生活には耐えられません。

私達が行っていますリサイクル、分別作業、目の前にゴミの山が出来ていくのにこういうことが出来ません。もうすることが出来ません。

また、私達が飲んでいる水の問題が沢水か湧水か、これがどうだこうだと言っておりますけれども、本音で言わせていただくと、私達には水が必要だからそこで飲んでいるんです。だからといって健康に害を及ぼす水は飲んでいません。先祖伝来その処分場予定地から天の恵みとしていただいた美味しい水をいただいているのです。それが事実なのです。そのままのありのままの姿なのです。

公共関与についてですけれども、熊本県は、廃棄物計画として公共関与の形で施設の確保を目指すとあります。県内の管理型処分場が逼迫している現状に鑑み、計画策定されておられますが、今回の民間処理業者IWD東亜のこれまでの言動、対応、考え方がこの公共関与に整合していますか。例として出しますけれども、県内8ヶ所を候補地として挙げられましたが、この候補地を選定にするに当たっては、相当慎重に精査され、適地であるかどうかを検討されたと思いますが、それこそ環境影響の少ないところをギリギリのところまで絞り込まれたのではないのですか。

一方、IWD東亜は用地ありきから始まって環境の影響は少ないと言っています。また、そのための保全をやると言っています。これは正に考え方が相反する逆の考えじゃないのかと、こういうことを私は思います。

公共関与で140万立方必要、これは15年分の埋め立て量と書いてありました。これが県内8ヶ所の候補地の量なのか分かりませんが、小規模に分散されていると思います。当然大型になればその分リスクも大きくなるでしょうし、第一環境に及ぼす影響を考えれば、小規模になるしかないと思います。それなのにIWD東亜の計画は200万立方、これって何でしょうかね、そんなに安全な場所なんでしょうか、私達が住んでいる所は。

3つ目ですけれども、公共関与の目的の中には処理施設に対する住民不安からの反対運動や業者の倒産による放置、安定化までの維持管理等の問題をあげ、だからこそ公共関与

すべきだと述べてあります。しかし、公共関与の考え方が今のこの問題について整合性がとれていないと思います。いわゆる産廃法ありきのことなのかなと私は考えています。

最後に公共関与への取り組みは、今回の設置の是非が大きな影響を与えたいと思います。県は毅然とした態度で、是で非で望んでいただきたい。そうしないと一番大事な信頼をなくすと思います。行政に望まれるのは信頼です。

【公述人3】

袋に住んでいます。私は、すべての産廃業者が金儲けしか考えていないとは思いません。理想を持って一生懸命にやっている会社もあるんだろうと思います。しかしながらIWD東亜熊本という会社は、準備書や見解書を読む限り質の高い処分場事業などというのは口先ばかりで、金儲けしか考えていないということがよく分かります。

見解書だけをとっても問題点は山積みで、見解書として落第です。熊本県は見解書の再提出をIWDに強く指導していただきたいと思います。以下、順に見解書の問題点を指摘させていただきます。

1．取り上げられていない意見がたくさんあります。例えば立ち入り調査などは相当多くの方が意見書に書かれたと思いますが、一切取り上げられていません。環境保全の見地から重要と思われる意見の多くも抜けています。事業者IWD東亜熊本は、熊本県環境影響評価条例第18条の規定に基づき、意見の概要及び事業者の見解を記載した書類を知事及び水俣市長に送付しなければなりません。提出された意見が意見の概要に含まれていないのは条例違反にあたります。

2．意見の一部だけしか書かれていなかったり、歪曲されているものがあります。間の1文だけ抜けているなど、不自然な編集をしてあるものもあります。厳しい指摘やIWDに不都合な意見をわざと削除したと疑われても仕方ありません。

3．事業者見解で意見に答えていなかったり、答えをすり替えたり、はぐらかしたり、事実を曲げて記述しています。例えば湧水の問題ですが、IWDは大森に豊富な湧水があるという事実を否定するためにあれこれと努力をしています。例えば見解書 No178、湧水についてIWDはこのように言っています。「4月9日の現地調査によって明らかになりましたように、当該地元住民が主張するような500～600トンの湧水は確認されませんでした」とこう書いています。しかし4月9日には、湧水地点を確認しただけで、これは湧水であるとか、これは沢水であるとかというようなことを双方で確認したりはしませんでしたし、湧水量の計測もしておりません。確認されなかったというのではなくて、確認しなかったのです。調べてもないものが明らかになるのでしょうか。

私の手元に当日の記録がございますが、住民側は大森住民が数名、市民会議のメンバーが2名、地質の専門家1名と地質調査会社の方1名、それから水俣市の職員が2名立ち会っております。業者側はIWDが山口専務ともう1名、環境技術協会が地質のハンマーを持った50代か60代の方を含め3名立ち会っております。それから他に新聞記者やテレビ局もテレビを持ったまま斜面を登って撮影されておられましたので、そういう方も参加しておられます。

その日は20ヶ所ぐらいを1日で回りましたので、場所と水が出ていることの確認だけをしまして、それが湧水とか沢水とかそういうことを住民と事業者とで話し合ったり、確認したりということは一切ありませんでした。

住民側は当日の結果について、周辺の地質の観察及び電気伝導度計での計測結果等から

ほとんどが湧水であるということを確認しました。判断をしました。それに対してIWD側は、ロックハンマーなどで水源の周辺の地質を叩いて調べてはいましたが、電気伝導度計は計っておりません。その後説明会の際にIWDが提出してきた結果一覧というペーパーにも湧水か沢水か、そういうふうな判断は記載されておりませんし、勿論湧水量も書いてありません。書けるはずがありません。

大森の生活用水がIWDの言うような沢水ではなく、地下水が由来の湧水であるということは、水俣市による地下水の成分分析や地質調査によって、既に科学的に証明されています。

それに対してIWDは一切反論が出来ておらず、このようなごまかしばかりしているのです。こういうとIWDや環境技術協会は「嘘は言っておりません」とおっしゃるだろうと思います。確かに厳密には嘘ではないんですね。しかし非常にレトリックというか、否定と肯定との組み合わせによってニュアンスを変えろというトリックが用いられています。

「4月9日の現地調査によって明らかになりましたように、当該地元住民が主張するような500から600トン/日の湧水は確認されませんでした」という表現は、普通は湧水は豊富でないというふうに意味に受け取るかと思います。少し文を変えてみます、「4月9日の現地調査で、当該地元住民が主張するような500～600トン/日の湧水は確認されなかったということが明らかになった」というふうに変えろと何か変じゃないですか。確認されなかったことが明らかとはどういうことなんでしょうか。ないと言っているわけじゃないし、あると言っているわけでもないわけです。要するに分からないということが分かります、というふうな文章を書いているに過ぎないんですね。この手のトリックは見解書のNo183にも見られます。「確実に湧水でないとは断定されたのか？」と聞かれています。IWDは「確実な湧水とは考えられません」分からないことが分かりましたという表現なんですよ。要するにIWDは大森の水が湧水である可能性はどうしても否定出来ないわけです。それでトリッキーなこういう言い回しでごまかそうとしているということになります。

IWDは住民は勿論の事、熊本県も審査員の先生方も愚弄しているというふうに言えると思います。こんな会社がまともな事業が行えるとは思えません。

次、4番、見解が将来に先送りされています。評価書で検討を記述するとか、熊本県関係当局との協議により決定しますというものがあまりに多く、答えになっていません。熊本県関係当局の方々は、今すぐIWDと協議をし、その結果を説明会を開いて市民に説明してください。そして住民の不安や疑問が解消されるまでアセスメントの手続きを凍結し、決して評価書を受け取らないようにお願いします。

5番、抽象的な言葉でごまかしています。見解書のNo43、「平通り」についてIWDは10トン以上のトレーラー車も頻繁に走行しているとか、10トンダンプも多数走行していたとか答えています。頻繁とか多数とかはどれぐらいなんでしょうか。1日3台でしょうか。110台でしょうか。非常に抽象的で分かりません。

6番、準備書と見解書の記述が矛盾しています。例えば見解書278、袋の冷水水源の影響ですが、IWDは「鬼岳火山岩類は連続した溶岩ではなく、複数の噴出口、または割れ目から時代をおいて噴出した溶岩等から構成されており連続はしていません」と答えています。しかし、準備書にある地質平面図や地質断面図では水平層が広く分布しているようになっています。また、地層全体が西に傾いているということも繰り返し主張しています。準備書と見解書の記載が根本的に矛盾しているのです。

以上のように、IWD見解書は恣意的な取捨選択と適当な作文でしかありません。熊本

県は見解書の再提出をIWDに強く指導してください。

産廃は一つ出来たら次々出来ると言われています。IWDも一つ許可されたら次は二期工事、三期工事、あるいは焼却場を建設するとか、それから次は、じゃ久木野の方の山が空いているから作ってみようとか、そういうようなことをいろいろ考えると思います。産廃業者というのは適地を選ぶというのではなく、住民運動の弱い所を選ぶと言われています。産廃が一つ出来てしまえば、その町は作りやすいということで、処分場がどんどん集中してしまうというのが現実なんです。

私達が今声を上げていなければ、水俣は産廃銀座になってしまうと思います。5月の説明会の時に四日市にあるから水俣にも作るべきと言っている人がおりました。私には四日市に知り合いがいます。その人は「出来てしまったら終わりですよ」と言われました。四日市は産廃処分場が次々と出来て今や産廃銀座なんです。許可された業者でも不法投棄を実はしていたり、県が始末しろと指導しても、業者は全然聞かなくてそのまま放置されていると、そういう状態なんですね。水俣もそんなふうになっていいのかと本当に思うんです。IWD東亜熊本はまともな事業が行えるような会社ではありません。私達住民の命を預けることは出来ません。

熊本県は、IWDがまっとうな見解書を出すまで、そして住民の不安や疑問がすべて解消されるまで、アセスメントの手続きを凍結してください。

【公述人4】

県職員の方々には、初日から水俣市民の産廃処分場に関する関心の高さ、深刻な願いや危険性について十分ご理解いただけたのではないかと思います。この市民の声を審査会の先生や潮谷知事にも直接お聞きいただきたかったのですが、それは叶いませんので、是非職員の皆様には市民の思いをそのまま正確にお伝えいただきたいと願っております。

全体的事項中心になるかと思いますが、よろしく願いをしたいと思います。

さて今回の産廃処分場問題は、平成16年3月1日付けの市報によって私達は知らされました。私達は3ヶ月後の6月27日に『水俣の命と水を守る市民の会』を結成し、これまで4年近くこの産廃問題に携わってまいりました。何故この水俣に、何故あの水瓶に、こんなにも膨大な処分場が計画されたのか、到底理解出来るものではありませんでした。

まず用地選定についてであります。意見書にも土地ありきではないかという意見に対して、見解書では明解な回答がありません。平成17年7月市議会の特別委員会で国会議員や環境省、そして土地所有者である東亜道路に訪問し、当時の社長、現在は相談役であります。柴田社長に土地利用の変更を要望しました。社長曰く、「水俣病のことをいつまでやってもしょうがない。共産党や社会党が反対するのは分かるが、全会一致で反対するのは理解出来ない。水俣でなくてはならないということではない。北九州のエコタウンには処分場あるが、水俣にはないから県にも市にも話をして、地元メリットがあるから粛々と進めてきている」との発言でした。愕然としました。全く水俣病の現状や地域住民の感情を理解してもらえない状況ではありませんでした。

要するにそこに一筆で買った広大な土地があったからということから始まっているはず。熊本県は平成16年2月、公共関与による産業廃棄物処理施設建設候補地検討委員会において、水俣市は最終的に5ヶ所だったかと思いますが、住宅からの距離が近い、活断層から距離が近い、搬入道路が狭い、土石流危険渓流や特定植物群落があることなどで、水俣の環境、生命、財産を守る観点から熊本県は、水俣には適地はないというありがたい

提言書が県知事宛に出されております。

このような状況の中で民間の事業に対して県が許可を出せるのでしょうか。到底考えられません。言い換えれば、民間の処分場はどこに作っても安全で県の公共関与による処分場は危険であることを認めることとなります。今後の公共関与の処理施設建設に大きな影響を与えることになると思います。

これから県の審査会がまだ2、3回は開催されると思いますが、3月21日の知事意見の期限まで慎重、かつ厳正な調査、審査を切にお願いするものであります。

次に、市民からの3万3,000通を超える意見書に対する見解書についてであります。

多くの市民が心配しています水俣の水質汚染、土砂災害、搬入道路の危険性の問題であります。まったく見解書の中からは、市民の不安が解消出来る回答はありません。

私は『水俣の命と水を守る市民の会』の広報担当者として、ことあるごとに市内一円あのかつ軽自動車です。市内で一番通行に支障を来すのが搬入道路である「平通り」です。他の道路は狭くても交通量が少なかったり、離合場所があったり、交通量が多いところはそれなりに道路幅が広がっています。そんなに問題なく通行出来ています。

「平通り」は、後ろからの車を追い越させようと思って左に停車しても、道路幅が狭く電柱があり、更には対向車が来たりで追い越しもなかなかスムーズにいきません。しかも水俣で一番信号の長い踏切があります。通学路でもあります。バス路線でもあります。普段でも大変渋滞する道路となっています。事業者が言うように、運転管理や運転手の教育で対応出来るのでしょうか。決してそういうことは出来ないと思います。しかも県の意見書の中にも「搬入道路は非常に狭く、運搬車両の通過により住民や一般車両に危険性が及び可能性があると思われる。家屋が比較的集中している地点において調査する必要がある」と指摘されているのに対し、県の意見さえ無視されて、正確な調査がなされておりません。私も交通量調査に参加をいたしました。「平通り」西念寺前と、IWD東亜熊本の調査地点では4時間で700台～800台の差があります。環境影響の少ない地点を故意に調査していることは明らかであります。

県は現状では再調査の要求も出来ないと聞いております。どんなに優秀な企業でもこのように故意に調査を行っている企業でも、処分場を作るための作文を書いて書類が法の網を通過していく。このような環境アセス条例そのものが環境保全のための目的が果たしていないのではないのでしょうか。

クマタカの調査にしても、活断層の調査等、疑問が残るものはすべて再調査をすべきです。まさしく昨年の日本の世相を表す言葉「偽り」、「偽」そのものです。

IWD東亜熊本は、平成16年8月23日付けで水俣市の申入れに対し、このような回答を文書で提出しています。「水俣市民は水俣病という健康被害、環境被害に直面し、悲しく苦しい経験をされており、何にも増してこの環境問題への不安を取り除くことが一番大切なことと考えます。世界水準のトップをいく技術を駆使した設備と監視体制を整備し、情報公開、資料提供及び説明、モニタリングなど透明性を高め、十分にコミュニケーションを図り、誠心誠意対応し、水俣市民の方々が将来にわたり、世界最高水準の安心かつ安全な施設となるよう進めてまいります」とはっきり文書で答えています。このようなことを掲げて当初の事業スケジュールでは、17年度中にアセス、許認可、実施設計を済ませ、18年度から工事開始、19年度から操業開始を目指していたのです。しかもその時は安定型も含んでおりました。不安を取り除くどころか益々不安は高まっております。

「十分にコミュニケーションを図り、誠心誠意対応し」とあります。説明会では地質、

活断層の質問も出来ず、約束を破り打ち切られてしまいました。説明会の開催を市民団体から再三要求しても「反対している市民とは説明会は出来ない」と断られています。

また、世界最高水準と言いながら、今この時点になって、今後県と協議し検討していくとの回答が、見解書の中に10ヶ所以上あるのです。環境保全に対する企業姿勢や技術面からみても、とても最高水準を目指している今回の事業とは思えません。

19年から操業開始を見込んでいたこの事業は、十分な時間もありながら大幅に遅れて難航しています。未だ市民の理解も得られず、多くの問題が残っているということは、この計画そのものがいかに危険であるかを証明しているものであります。事業者は自ら白紙撤回すべきであります。

水俣市民は、この3年半もの間、既に心の環境汚染、不安と悩みは始まっているのです。このような状況の中で水俣市民は100%県知事は許可をしないと信じております。今全世界が熊本県の正しい判断を期待し、注目しています。私達水俣市民は命を懸けて美しいかけがえのない我が水俣を守るため、裁判も辞さない考えでいることを申し上げます。

【公述人5】

私は、株式会社IWD東亜熊本の水俣市長崎に建設を予定しております準備書に対する、水俣市の人口を越す意見書に対する見解書と準備書についての、第1回熊本県環境影響評価審査会の委員である先生方の質問や意見に対する事業者答弁の無計画ぶりと、その杜撰さについて、加えて水俣市民感情を無視した企業体質について、憤りを感じながら意見を述べたいと思います。

まず、見解書での企業体質並びにその姿勢の杜撰さについてであります。

その1ページで会社は「水俣市民の皆様にも少しでもご理解いただけるように努める」と言っておられます。準備書縦覧中の2回にわたるここ文化会館で開催された事業者説明会を見ればいくら立派なことを言われても、前回の公聴会でも多くの方が述べておられましたように、すべての質問にちゃんと答える姿勢も見えず、また、誠意をもって答えると約束をしていながら、途中で説明会を打ち切るなど、口先だけのいかにも立派な日本語を並べただけのものでしかないと思わざるを得ません。

その2点目は、意見書に対して、具体的な答弁をするどころか、数限りなくあった欠陥部分について、今後県と協議をしてとか、県の指導のもとでとか、今後策定する詳細な維持管理計画によってとか、今後も設計計画上必要な地質調査をしてといった見解が私の見落としてもあるかも知れませんが、事業者の376件の見解中、23箇所もあって、準備書とこの見解書のどこを信頼すればいいのか、何を信頼して水俣市民の将来をかけるこの大問題を考えればいいのか全く分かりません。今後検討され、どんな処分場を作ろうとされているのかも分からないものを、私達水俣市民は黙って認めなければならないのでしょうか。

私達市民が、将来水俣で引き続き生活することが出来なくなってしまうのではないかとされる大問題を、この内容と説明会における会社のあの姿勢では信頼することは出来ませんし、受入れられません。

IWD系列会社の信頼することが出来ない企業体質の一端を別の角度から一つ紹介したいと思います。IWD東亜熊本の小林社長が副社長を勤めている当時の栃木県黒磯市に安定型産廃処分場を営んでいる株式会社東都IWDを水俣に産廃最終処分場計画が明らかになった後の平成16年7月14日、水俣市議会厚生委員会で視察に行った時のことあります。当時私も水俣市議会厚生委員会に席を置いていましたので同行しましたが、株式会社

IWD東亜熊本であろうと、株式会社東都IWDであろうと、自らが経営している、あるいは経営しようとする会社がどこからつつかれようと自信を持って、誰にでも公開出来、すべてを明らかに出来るものであるならば、正々堂々と私達に対応されて良かったはずだと思うわけですが、姑息なことをされ、ちょっとこの会社はおかしいと思ったことがありました。

まず一つは、小林社長も出席された中で、一通り事業内容の説明があった後、長靴に履き替えて現場を視察させてくれるというので当然処分場の中まで入れてくれるのかと思いきや、一段高い15、60m離れた所からしか見せてくれなかったことであります。その中にガスもない、粉塵もない、違反投棄物もない、漏水もないというのであれば正々堂々現場まで案内してくれて良かったはずであります。2点目は視察が終わって、処分場を後にしようとする時であります。全員に何か袋を準備していて手土産を渡そうとされました。土産なのか何なのかは中身は分かりませんが、当然私達は受け取れないと辞退したところ、驚くなかれ数日後、水俣市議会まで送り届けてくるというようなことをされる企業がどんな企業であるかは、想像出来るものと思います。

私達は中身を確かめることもなく送り返しました。餌を与えて口封じをしようとする体質を持った会社を、絶対に信用することは出来ません。ちなみにこの視察の流れの中で東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合、二ツ塚処分場を視察させていただいた時は、この処分場がいいか悪いかは別にして、現場のトラクターが処理しているその場所まで車内からではありましたが案内していただいたことを付け加えておきたいと思えます。

県は先程から言うておられますように、本日の公述に対する見解は述べないと言っておられますから言うていいかどうか分かりませんが、このように口先で水俣市民は操作出来ると言っているような株式会社IWD東亜熊本の企業体質は、県の環境政策課にもその要因があるのではないかと考えて仕方がありません。

それは昨年5月7日付けの株式会社IWD東亜熊本代表取締役小林景子氏宛の熊本県環境生活部環境政策課長名による「水俣産業廃棄物最終処分場に係る説明会に関する質問について」という文書であります。これは、会社からの質問に答えるものではなく、文書の中で言うておられるように「環境影響評価制度上の説明会の趣旨について、一般市民から質問があり、別紙の通り回答しましたので、ご参考までにお知らせします」と前置きして、わざわざ会社宛に送付しておられることであります。その内容は、前段を省略しますが、「1ヶ月間縦覧に供し、この縦覧期間内に説明会を開催しなければならないといして、この説明会は準備書について事細かに住民の皆様が理解し、納得するまで説明を求める趣旨ではなくて、準備書の記載事項を周知させるためのもの」とわざわざ問い合わせもないものを文書で知らせるような行為を、私はどうしても理解できません。

このことから県環境政策課は企業サイドに立っておられるのではないかと考えて仕方がありません。私達水俣市民も熊本県民の一人であります。熊本県政というか、地方自治というのは、熊本県民ひいては水俣市民が安全で安心して暮らしていける自治体、自治を司るのが本来の任務であるはずだと思いますがいかがでしょうか。

水俣市民が将来、場合によっては上水道の水が飲めなくなる、水俣で生活出来なくなる可能性があると思われる時に、県民である水俣市民の立場に立って行政事務を行って欲しいと切に希望いたします。

最後に、第1回熊本県環境影響評価審査会において、先生方の質問に対する事業者の答弁から、準備書が欠陥だらけであることを証明しているところを1、2紹介しますが、例

えば「地震のことについて全く書いてないが、どの程度まで耐えられるのか」と聞かれて、事業者は「今後構造協議を進め設計する」とまだ設計も出来ていないことを明らかにし、「震度4に耐えられるか」と聞かれて「耐えられると思う」と自信のない返事しか出来ない状況であります。また、「国道3号線から入った所は離合出来るのか」と問われ、「他の道路がないので今の県道を注意して通るしかない」と答弁しています。「住宅密集地である「平通り」のことを考え、騒音規制法は音の出る方を問題にしているが、受けている住民の方を考え、環境基準を適応すべきだ」との委員の先生から攻められると、「環境基準を適応すれば数字がいったんに上がって、実際には全く通行出来なくなる。ガードマンを配置して静かに通るよう準備する」と住民の生活環境が破壊されるようなことなどお構いなしという企業体質が、ここでもあからさまに出ている言葉ではないでしょうか。

このような企業が一端建設の許可を得るものなら、どのような企業経営をするか明らかであります。

県にお願いいたします。県知事をはじめ県担当課におかれては、このような企業体質にある全体の計画すら明らかにされない産廃最終処分場計画は納得出来ないとして、水俣市民の生活の場を守るためにも、不承認の結論を早急に出されますようお願いいたします。

【公述人6】

産廃予定地の真下に住んでいます。大森地区は16戸の小さな集落です。その生活用水は5ヶ所の湧水を12戸の家庭で利用しています。先祖から受け継いだ生活用水を産廃建設に伴い、利用出来なくなるとは思ってもみませんでした。綺麗な自然を子孫に残すために、皆様のご理解とご指導をよろしくお願いします。

準備書に対し、3万3000通余りの水俣市民の意見が少しも取り入れてないのに、貴社は意見を精査した結果の意見概要答弁です。

1番目、地下水問題の件に対し、表流水、沢水、草木の留水等で何も科学的な説明がなく、目視だけで決めるとは何事ですか。約760万年～200万年前頃活動した火山から噴出した溶岩や火砕流の堆積物、その時に出来た沢が現存しているのです。表流水、草木の留水とは非科学的、現に湯出川方面には多箇所湧水があるが、鹿谷川は皆無の状態。

2番目、産廃の排水は国の基準より厳しく10分の1にしているとのことですが、誰が検査しますか。計器頼りですか。電流の流れが止まったり計器の故障等で100%監視が24時間出来ますか。人間も計器類もすべて間違いのないことは不可能。産廃排水量が1日550トンとなっているが、湯出川の水質が現状より良くなる、悪くなる事項がない。BOD・COD・SS・水素イオン等は調整出来るが、重金属・ダイオキシン類の処理法は的確に処理しますとのこと、どんな方法で行うか。水俣病の原因の水銀は比重が13.5で常識で考えられないことが発生しました。何で海まで水銀が流出したか、自然のメカニズムの難しさが分かっていない。

産廃の排水は国の基準BOD60ミリグラムリッターですが、IWDはその10分の1、6ミリグラムリッターにするということですが、6ミリグラムリッターで魚が棲める水質になると思いませんか。残念ながら魚の棲める水質は5ミリグラムリッター以下で、鯉・フナ等は汚水に強い魚でやっと棲める水質です。水道に出来る水質は、3ミリグラムリッターで高度の浄化が必要です。湯出川の水量、24時間で約1,500トンぐらいと思っています。それに産廃の排水550トンを加えると魚が棲める水質ではないと思います。どの水道水にも利用出来ません。例えば米の磨ぎ汁2リッターを魚の棲める水にするには、約250倍～600倍

の水が必要です。一度汚染されると、莫大な労力と金が必要です。

排水は完全に無害化して放流すべき、事業者の責任で確実に行うべき。また、県行政も指導の立場で重大な責務があると思います。

3番目、遮水工法でシートは二重にすることで、破損することはないように答弁している。シート自体が少しの傷口で大きく破損することは、自分も体験している。仮に破損しても速やかに対処すると抽象的で、何の誠意もない答えである。

4番目、搬入ルート調査で通行量の少ない県道117「平通り」はずれの調査。何で通行量の少ない場所で行ったか。環境アセスでは最悪の状態での調査をするのが当たり前。貴社の環境アセスは「ただやりました」程度の調査ですか。

5番目、防災、構造、排水処理施設、放流量、河川汚染等は県と相談して県の指示に従うとは、貴社の独創性はないか、または、自信がないのか、それとも責任のなすり付けですか。また、異常降雨の場合は集水ピット弁を閉止して埋立場内に貯留する考えとは開いた口が閉まらない、子供でも馬鹿にするぐらいの考えである。埋立場に貯留するとは土石流災害が発生することを待っているようなことです。

6番目、産廃埋立地の廃ガスに対し、心配事がある。処分場では硫化水素は産廃処分場の副産物、物が腐敗する時に発生するガスの代表的なガスで、比重が1.19で、毒性が強く、1,000ppmで人間は死亡する。夜間は山風で山肌に沿って来る微風、それに乗って来るガス、他のガスは空気より軽いので、山肌を流れるのは硫化水素のみである。

平成19年11月18日、元気象庁予報官の気象学を聞いて、実際に数人で実験してみました。平成19年12月16日、晴れ、朝8時頃、場所大森地区。風速0.5~0.7の山風で生木の葉をいぶして気流を調査する。火元は煙は20mぐらい上昇するが、50mぐらい北側で煙は地面を這うように流れる。夜間も同様に流れる可能性が大である。人命の重大な危険が待っている。また、水俣の農産物で茶・みかん等に24時間産廃の廃ガスに犯される被害が出ると予測される。

産廃処分場の建設場所が悪すぎるので水俣市民は反対である。

行政とは住民の生命・財産・生活環境を守る義務がある。産廃業者と住民の比重はどちらが重いですか。

【公述人7】

私は古城地区に居住しております。私は、まず大気公害と地下水湧水について申し上げたいと思います。

まず、大気公害についてですが、管理型処分場でまず考えられるものに、粉塵、悪臭、有害ガス等の発生が見込まれます。粉塵は、風の強い日等に巻き上がる粉塵と、ダンプカーで焼却灰などを運んできて下ろす時の粉塵であります。その粉塵の飛散する範囲というのは、非常に広範囲に及ぶと思っております。付近にはお茶・野菜そういうのを栽培して生計、生活されている方々がいっぱいおられます。この中で特にお茶の場合は、一度粉塵を浴びたら壊滅的な打撃を受けるものと思われれます。お茶は水で洗って、そしてそれを製造製品ということは出来ないのです。また、野菜におきましては、その育成に甚大な被害が出ると予想されます。

事業者は粉塵が飛散しないように散水を行うとありますが、積荷をダンプから下ろす時の飛散というのは到底防げないであろうと思います。この事については別に対策が絶対必要だと思っております。

また、悪臭については何の対策もとられていないようですが、付近には何とも言えない悪臭が漂うことになりましょう。

次に有害ガスですが、まず発生が予測されるものに硫化水素ガス、アンモニアガス、メタンガス、硫酸化物、これは俗にソックスと申しておられます、窒素酸化物、俗にソックスと言います、それに、光化学オキシダント、これは酸素の過酸化物です、そういうのが発生すると思われませんが、これらの中で特に硫化水素ガスは非常に毒性の強い猛毒性のガスであるとされており、このガスは時には死に至ることまであります。

現に福岡県の筑紫野市では、2人の方がこの硫化水素ガスのために亡くなっておられます。この事は、水俣の処分場では起きないという保証は全くないと思います。硫化水素ガスは空気より重いため、風向きによっては近くの温泉街、又は小学校、そして大森、木臼野地区まで拡散することが予想されます。

このようなことから考えますと、山の上に処分場を作るとはいかに危険なことかを感じております。

また、水俣市の地図を見たらお分かりと思いますが、処分場は市の中心部、つまり水俣市のど真ん中に、しかも九州一の大きな処分場でありまして、正に水俣市のど真ん中に九州一円から持ってくるゴミ捨て場として計画されております。このようなことは、私達は水俣市民としまして、決して許すことは出来ないと思います。

次に、地下水、湧水について申し上げます。IWD東亜事業者は地下水、湧水について今なお沢水ということ、あるいは表流水ということをおっしゃっておりますが、本当にそうでしょうか。私は決してそうは思いません。地元の話では、年間を通じて湧水期でも地下水は枯れたことはないということでもあります。大森地区の人達は、その地下水を生命の源として生活されておるのであります。

また、水質についても水俣の保健所の認可を受けており、全く良質の水とのことでもあります。私も、あちらに出向いた折りによく飲んでおりますが、水俣市の上水道の水とは比較出来ないほどの旨味のある水であります。

今計画されている処分場は、地下水、湧水、その地下水、湧水の湧く真上に位置しておりまして、こういうことで地下水が無事に済むはずはないと思っております。

処分場では、30mぐらい掘って廃棄物を埋めるということになっておりますが、その場合、地下水に影響がないということは決していえません。また、有害物質が漏れ出して地下水に混入したらどうでしょう。事業者は、これらの事は予測もしていないようです。それどころか、そんな事は起こり得ない事としていますが、私はそうは思いません。地下水についての詳細な調査もせずに、地下水の枯渇、あるいは有害物が混入した場合等は、全く起こり得ないとしています。非常に危険な事と感じております。

全国で環境保全問題が今論議されておりますが、近年の異常気象による水害等は皆さんご存知のとおりであります。そんな時、廃棄物が流出したらどうでしょう。その中には重金属等も含まれるとみるのが自然だと思えます。もしそうなったら水俣は大気も水、河川も環境破壊となります。環境は壊滅的状態となります。以上の事は絶対起きないという保証はどこにもありません。

私は、今湯出・大森地区のあの山紫水明の静かな水俣の環境保全を願ってやみません。

【公述人8】

私は市内の幸町に住んでいます。本日は処分場を計画地内の断層について意見を述べたい

と思います。

事業者であるIWD東亜熊本は、産廃処分場計画地内での地質の分布状況を把握するために計16本のボーリングを実施しました。その結果準備書424ページで、「ボーリング孔のA-7孔とA-8孔において対比が出来ない、また、A-7孔において24.6m～26.1m間に剪断部が介在している。また、剪断部のコアには剪断による破砕の他に鏡肌面も見られた」と述べております。つまり断層を確認したことを認めております。

準備書427ページの地質平面図428ページ～431ページの地質断面図を見ますと、明らかに第四紀の地層を切断した活断層となっています。というのは427ページの表4の1、地質構成表を見ますと、鬼岳層の輝石安山岩、溶岩、La2及びLa3は第四紀の地層となっております。

IWD東亜熊本が作成した地質平面図では、それらの地層が断層で切断され、その断層を境に地層の分布にずれが生じております。その断層のずれの大きさについては、見解書No216において、「断層による変位は20～40m程度と考えています」と述べています。つまり、ずれが20m以上に及ぶような大地震等が以前この処分場計画地周辺で発生し、地層にずれが生じたこととなります。

活断層とは、皆さんご存知かもしれませんが、地質時代という第四紀、第四紀とは約180万年前から現在までの事です。この時代に地震等によって地盤のずれが生じたもので、今後もその断層面付近でずれが生じる可能性が非常に高いものをいいます。もし、活断層がある場合に処分場を建設した場合、地震等でその断層の面を境にして地盤のずれが生じ、遮水シートが破損し、汚水は漏れ出し、地域住民に甚大な被害を及ぼすこととなります。

社団法人全国都市清掃会議が発行している『廃棄物最終処分場整備の計画・設計要領』の計画設計要領の中の最終処分場整備に関する基本的計画事項の中に、評価項目と評価基準例が記載されております。地質については「候補地周辺1キロ以内に活断層がなく」となっております。つまり活断層がある場所には、処分場は建設していけないこととなっております。この事は県の職員の方も当然ご承知だと思えます。

事業者であるIWD東亜熊本は、処分場を計画地内で確認した断層について、崖錐性堆積物には断層によって動いた変位が認められず活断層ではないと盛んに主張しています。崖錐性堆積物とはご存知かも知れませんが、山の斜面等が崩れ落ちて溜まったもので、時代的にはかなり新しいものを言います。ほとんどの崖錐性堆積物は固まっておらず、土砂状礫交じりの粘土状ですので、容易に削られたり、あるいは不安定の場合は再度崩壊したりします。つまり、崖錐性堆積物が断層によって切断され、変位が生じたというところを確認すること自体が難しいわけでございます。

IWD東亜熊本には、活断層でないことをもっと詳細な調査等を行い証明してもらわないと、とても活断層ではないということは信じることは出来ません。

また、準備書81ページには、平成7年に熊本県環境公害部が発行した、「熊本県環境基本計画環境特性図10表層地質」を基に作成した表層地質図を掲載しております。この図面を見ると、図面のほぼ真ん中を右から左へ、つまり東から西へ、1本の赤い線が記入されております。これは82ページの凡例を見ると、第四紀断層と説明してあります。第四紀断層、つまり活断層でございます。この断層について見解書No220では、「ページ81の表層地質図の右に赤の点線で示される断層は、空中写真の判読で、事業対象区域まで伸びていないことが確認されています。」と述べております。空中写真の判読のみで、断層が連続していないと判断言い切つてよいものでしょうか。

その活断層の方向性、位置から判断すると準備書427ページの中央、処分場の中を東から西へ通る断層、細い線の方に繋がる可能性が高いのではないかと思います。繋がらないという証拠をIWD東亜熊本は示すべきではないでしょうか。

また、同じく準備書81ページの表層地質図には湯出温泉街の東側を北東から南西に通る推定断層が描かれております。推定断層というのは、地表での調査ではその断層の境界面等は確認出来ていませんが、ある場所、ある地域を境にして、右と左で地層の分布に非常に連続性が認められない場合に、断層があるのではないかとということで考えられた断層でございます。この推定断層は処分場計画地より約700mの所に記載されております。

これに対してIWD東亜熊本は見解書No221で「ページ81の表層地質図に示された断層はページ427の地質平面図の左下に太い破線で示した断層です。」と述べております。準備書427ページの地質平面図を見ると、太い破線で示した断層は、第四紀の地層であり鬼岳層のLa2やLa3を切断しております。つまり、準備書81ページに記載されている推定断層は活断層ということになります。活断層が処分場計画地から1キロ以内の所を通っていることとなります。また、太い破線に示されたこの推定断層は、処分場計画地より1キロ以内の距離なのにボーリング調査等は行っておりません。断層の有無は処分場建設の適否を判定する重要な要素の一つですので、この断層についてもボーリング等の詳細なる調査を行うべきではなかったかと私は思います。

以上のことにより、処分場計画地から1キロ以内の範囲に複数の活断層が存在する可能性は高いこととなります。このような地域に十分な調査をされないまま、産廃処分場建設の許可は出すべきではないと私は思います。もし、処分場の建設がなされたら、第二の水俣病も発生しかねません。県の方々はその点も十分理解されていると思います。

最後に、県は事業者の見解を鵜呑みにするのではなく、県も独自に調査観測測定等を行い、IWD東亜熊本の報告内容が間違いないかを検証していただきたいと思います。

【公述人9】

私は今までずっと発言をされた方々の話を聞いていまして、少し変わった発言をしてみたいというふうに思います。何故ならば、私は生まれ落ちての漁師でございます。今もやっぱり漁師です。漁師でたまに出ているわけでありますが、そこで、不知火海、海と山、こういったことから一つ話をしてみたいというふうに思いますが、まずはじめに結論から申し上げますと、私はこの処分場建設に対しては、絶対反対でございます。これが私の結論でございますが、その理由を少し述べさせていただきたいというふうに思います。

そこで、皆様方の中には恐らくご存知の方は、もう少ないんじゃないかなというふうに私は思うわけでありますが、ここ50年ぐらい前にチッソ工場に、私達が不知火海沿岸漁民が大体数千人とその当時言われておったわけでありましてけれども、チッソ工場に対しまして抗議行動を行ったことがあります。それに私も参加した者の一人でありましてけれども、もうまだまだ私が若かったわけでありましてけれども、もう今ではこんな形になってしまった。あれからもう50年になるわけでありまして。

何のためにチッソに抗議行動を行ったかと言いますと、ちょうどその頃日にちもまだ私は覚えておりますが、昭和34年の11月2日でございます。その頃「水俣に奇病というのが流行ったげな」というふうな話が出てまいりまして、ここから女島までは約20キロぐらい離れておりますので、「それは何だろうか。何の原因だろうか。」というふうな話になりまして、それはそれでよかったにしましても、不知火海がそもそも汚染されてしまったんだと

いうふうなことを私達は年配の方々から、あるいはまた役員の方々から聞かされまして、これは黙っておけんばいと、そうこうする内に捕った魚も売れんごつなってしもた。そうすると、今度はまた、その中で魚が不知火海一円死んで浮くようになってしもたというふうなことで、こうしてたんじゃ我々は生活はできんぞというふうなことで、私達はチッソに「我々の生活はどうしてくれるんだ」と「補償はどうしてくれるんだ」というふうなことと、それからその原因がチッソから垂れ流されておる汚水であるというふうなことも耳にしたわけでありませう。

そういったことでこれを止めるように、また、我々に補償をしてくれというふうなことで不知火海沿岸漁民が総出でチッソ工場に抗議行動を行ったことを、私は今更のように覚えております。

また、私も参加した者の一人でございますので、そういったことでしたわけでありませうが、考えてみますと、他の方々からも水俣病の話もありましたけれども、現在のようない時代が今日来るであろうということをチッソ及び行政の方々で想像をされたであつたらうか。今から100年前想像されたであつたらうか。決してそれはなかつたというふうには私に思いません。それが私達の先輩の人達はほとんどこの世にはおりませう。おつたにしても私達が若い方でございます。

先輩の人達がこれを一生懸命考えながら、何とか止めさせようというふうな事を努力されながら、私達を引っ張って、その抗議行動に参加をしたわけでありませうけれども、さて皆さん今、現在のところいかがでございますか。まだ、未だに何にも片づいてないじゃないですか。そういうふうなことで考えますと、この処分場が湯の鶴の上に来るといふふうな話を私は聞いておりますが、あの辺に来たとしてもその周辺が汚染される。その汚染物質が流れ出たとしますとどこへ行くか。いいますと、これは知れたことでありますね、湯出川に流れて出る。湯出川に流れて出たならば、その汚水はやはり水俣川に来る。水俣川に来たならば、また、不知火海に流れて出てくるんだということは、皆さん誰が考えても分かりきつたことではないかというふうにはこう思うわけでありませう。

そういったことで、私はもう二度と不知火海を汚染するような、汚染されるようなことは絶対止めてもらいたい。止めてもらいたいよりも、止めるべきだというふうには考えておるわけでありませう。

また、この水俣病で皆さん方が非常に苦しんでおられる。私も水俣病患者でもあります。苦しんでおられるその中に事もあろうに水俣にもってきて処分場を作ると、どこを考えればそういったことが考え出されるのであつたらうかというふうには私に思うわけでありませう。これは絶対そういったことで止めていただきたい。止めるべきというふうなことを繰り返し訴えをしておきたいというふうには思いません。

また、今私は漁民の立場でということ申し上げたわけでありませうけれども、今度は水俣病被害者としての立場で少し触れてみたいというふうには思いません。

さっき言いましたように、こういった悲劇が起きるといふことを誰も想像していなかつたであつたらう事でございますけれども、今皆がこうやって苦しんでおるわけでありませうし、また、不知火海が汚染されたといふことになりませうと、私達の子孫、漁師、子孫はまた何をやって生活をしていけばいいんだらうかというふうなことが、私は思われてならんわけでありませう。ですから、そういったことで絶対この建設といふのは止めてもらいたいといふのが私の本音でありませう。

それから、もう一つ申し上げますと、私は、いつもどこでも話をする時に水俣湾の埋立

地、あれは水銀処理場だというふうに私は言っております。そうしますと、今度出来るのは、これはゴミ処理場じゃないですか。そうしますと、やはりこの狭い水俣地域がその二つの大きな処分場を背負って将来歩いていかんばならんというふうなことに皆さんなるのではないのでしょうか。そういったことを許していいのかということでございます。

そういうようなわけで、私はこの処分場というのは、もう決して、決して許すわけにはいかない。

【公述人10】

私は水俣に生まれ、水俣に育ち、現在やがて81歳になります。このばあちゃんが何でこういう所に立って、市民の皆様を訴える、県の皆様を訴えるというような気持ちになるのかということを知って欲しいと思います。

いろいろ事業についてハード面、ソフトの面は皆さんおっしゃいますので、重複する所がありますので、私が何故この問題に取り組んでいるかということをご皆さんに知って欲しいと思うんです。

本当、80のおばあちゃんというならば、もう家で楽隠居して、ああ、あの人とお茶を飲んで、あそこの温泉に行って、というような日常が周囲の方達の日常生活なんです。でも私は約4年前にこの産廃計画場が水俣に行われるということを聞いた時に、一番はじめ頭に直感したのは、市民が危ない、命はどうなるんだろうか、と思いました。それは50数年前水俣の公害病が起こり、様々な人がこれを見、聞き、体験されました。幸いなことと言えば、非常に語弊がありますが、私は作って申し上げません。私は正直に申し上げますが、幸いなことにわが家はそういう悲劇はありませんでした。

ただし、娘が5歳の時に非常に高熱が出て、発疹が、高熱が4、5日続きました。それから見てみると発疹がずっと体にあそこにここにて点々点々と出てきました。その時に巷では奇病が流行っていると、伝染病らしいと、奇病というようなことで原因が分からんげなど。私も4軒の医者にも乳母車に乗せて、夏でしたから日傘をその上にかけて、乳母車に乗せながら水俣市の病院を渡り歩いたことが記憶にハッキリ覚えています。その娘が「ああ、これは奇病にかかったならどうしようか。私と代わるものなら代わってやりたい」それが皆さん親心です。私だけじゃなくて皆親御さんはそういうふうに思われると思います。

そういうふうに思いながら主人が勤めから帰ってきて、「今日はどげんだった？」という「ダメ。見てんね。どぎゃんあつとだろかね」と。5歳なんですけれども、頭が痛いとかお腹が痛いとかというのは言いますけれども、やはり奇病じゃなからうかというようなことは「奇病じゃなからうか、あんたはね。」と言えないんですよ、子供に。だから、病院で先生は何にも、まだ分からない分からないとおっしゃる。1週間ぐらいしてから、「何かこれはおかしいね」と、忘れもしない田上病院という所に連れていった時に先生が、「この薬をやるから塗ってあげなせ」と言われた。「先生、このくらいの薬をもらって塗ってやれて、指で塗っては時間的には間に合いません」と私は言いました。「ハケばし持ってきて塗らな、この子の体には塗れません」と言いました。

そういうような状態だったのです。それが日にちを重ね、病院を渡り歩く間に水疱瘡ということが分かりました。水疱瘡だと分かった時は15、6日経っていたと思います。今のように医学もまだ進んでおりません。非常に病院の先生もご心配なさって、「とにかく医学の本もあらゆるものを取り寄せて自分も所見したと、だけどどうしてもこれは皮膚病じゃなからうか」とおっしゃった。大体その子は皮膚が弱い子なんです。

今日会場に来ておりますけれども、そういうことで、非常にもう奇病じゃなからうかということをごだけ思ったか分かりません。

現在そういう病気におかされた人、そういう家族の人がいかばかりの心情だったかというのは、この老婆にはよく分かるんです。そういう思いをしました。幸いなことに20日ぐらい経って水疱瘡だということが分かりまして、日に日に発疹もツが被ってくるようになりました。本当のあの時の状態を写真に写しとけば良かったなと思うほど、舌の先まで出てたんですよ。もうここから足まで全身。

「先生この子は学校に行く時には綺麗になるでしょうか？」と言いました。女の子ですから。言ったら先生が「いや水疱瘡だから、これは落ちついてくればまあ一年ぐらいすればきれいになるでしょう」とおっしゃいました。幼稚園に行く時にはやはりきれいになって、「ああ、やっぱり先生はようみなはるな」というように胸をなで下ろしたことが、様々として私にありありと昨日のように浮かんできます。

その時に妹が、姉ちゃんが寝ている部屋に行かないように四隅を吊る蚊帳と言えれば若い人はご存知じゃないと思います、私のように年を重ねたもんは「あ、あれかな」とすぐ分かると思いますけれども、蚊帳を部屋に張って、その蚊帳の中に娘を寝せて、その次の妹が行かないように隔離をしたことがあります。そういう思いをしました。

だから水俣に産廃場が出来るという時に、その事前に北九州の産廃場の現状を耳にしておりました。それは北九州のある運転手の方が、事務所に行って「辞めさせて欲しい」と言われたて、「何で辞めるのか」と事務局の人がおっしゃったら、「見て下さい私の体を」と言って開いて見せられたそうです。全身蕁麻疹だったと。だから「辞めないで勤めたら」と勧められたその所長さんか何かだと思えますけれども、その人も2、3ヶ月したら自分もああいうふうにならないうちにとお辞めになった。それ事実なんです。本人がおっしゃるんですから。そういう話を聞いていたんです。

だから、これは入り口で止めなければ、また水俣の公害病の第二が起こるんじゃないか、家の娘のような状態で親は右往左往するようなことが起きるんじゃないか。家はそれがそれで済んだから良かったものの、事実それがまた、またですよ、人の事じゃなく、よそはそれはきたげなばい、あるげなばいじゃなくて、自分達の町にそれがあったなら、自分の家族にそういう子供達が出来たならどうしますかということをご非常に私はその時直感して、婦人会の私は役員とかそれぞれのものを約40数年、約50年近くさせてもらいました。その間、環境問題についての勉強を約40年間通してしてきました。

それを考えて、私が今度動かなければいつ動くかと。自分の集大成を考えました。もう歳だから、またということは水俣市にお返しすることはない。皆さんに自分が育ててもらったお返しをする時間はないんだと。だから今度私は誰が何と言おうと出るものは打たれるということも知っております。この80年も人生続けてくれば、いろいろな様々なことも耳にしますけれども、そういう恰好のいいことじゃなくて、私は泥を被ってでもごだけ打たれてもいいから、これはどうしても止めなきゃならないという心情にかられて小林社長にお会いしに行って、3時間あまり両方で話をしました。

私が小林社長にまず申し上げたのは、水俣の地域性をあなたはご存知ですかと。水俣で仕事をされる思いならば、第一水俣の資料館に行って、あの水俣市民のあの写真を見てください。その次に語り部の話を聞いてきてください。その上であなたは水俣でそういう作業をされるのかされないのか、改めて私はお聞きしたいということをご申し上げました。けどその次は何もなしのつづて、何もありません。私達水の会からも事務局が何べんもい

ろいろお尋ねの文書を出しましたけれども、たった一回も返答を貰っておりません。そういう会社です。

だから何を改めてくださいとか、何をしてくださいとかじゃなくて、もう止めてくださいと私は言いたい。もう止めてくださいと言わなければズルズルズルと行くのは世の常です。今の国の状態を見てください。三菱の自動車がどうだった。製紙工場がどうだった、何がどうだった。古紙が入っていた。何じゃかんじゃ、ごめんなさいて頭を下げれば済む事態じゃありません。命に関わる問題です。

だからその所しっかり水俣市民の方も、より一層考えていただき、県の方々にも、私は今日は資料もここにたくさん、2、3日かけて作ってきましたけれども、言葉が重なるものですから、公共関与の問題も他の問題も重なりますので、時間が勿体ないので重ならないように、私が81のおばあちゃんが何でこういう所で申し上げるかという心情を是非知事にお伝えいただきたいと思います。

今日は議長さんを知事さんだと思って私は申しあげましたので、是非これをお伝えいただきたいと思います。また、会社の方にはどうだろうか、こうだろうかというたくさん文書ばかりやっても向こうはペーパーだけはきれいに作文をします。絶対信用は出来ない会社だと私は第一印象で受けました。

3時間半、3時間あまりだったですか、ディスカッションした時に。だから人の信用というものは尊いものであるし、お互いに理解しあえるものなんです。だけど私は全く信用しておりません。そういうことで是非県の方々も水俣市民の本当断腸の叫びなんです。水俣市民のもろもろの、皆が声を張り上げて、「絶対。入りません。ノー」ということを申しあげているんですから、その旨知事さんにお伝えいただきたいと思います。

【公述人11】

私は水俣の陣内生まれ、そして育ち、その後もずっと水俣で生活をしている一市民です。

ここに立ちましたのは、るるお話をお聞きになりましたでしょうけれども、最大の効果を目指して立ちました。

準備書というものや、準備書、意見概要などの資料も十分には読めておりませんので、内容的には不備ではありますがお許しください。今回初めて環境影響評価条例のことを知り、準備書なるものに、また、事業者の説明会にも出席しましたが、理解・納得出来るような説明や返答は全くありませんでした。そこで後は頼りになるのは熊本県知事さん、潮谷しかないというふうに思っております。

今回、当水俣市に公聴会が開かれるということで、私達の思いを聞いて貰えることを誠にありがたく思っております。ありがとうございます。

先に提出しました意見書に対する返答がどうなのか、待ちに待っておりますが、準備書・意見概要という書類で、事業者の返答見解を読んで怒りを覚えました。以下、公述いたします。限られた10分間の時間ですので、意を十分に尽くせませんけれども、まず結論を先に申し上げましてその後、その理由とする事項について述べることにします。

結論、事業者が返答している見解で、県当局の皆さん方がよいんだということで、もし本件事業を許認可されましたならば、必ず県に全責任があると。水俣病の場合は県にもとなりましたね。しかし今度の場合は、県に全責任があるというふうに私は思います。

そんなことにならないように、真剣に考察、ご検討されまして対処して下さいますことを心からお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

では、次いでその理由事項を準備書・意見概要のページ、No、項目で順に申し上げます。こう言っても皆さんお分かりにならないと思うんですよ。私もこれ後で書いて、県の方にお分かりやすいようにと思ってこういう書き方をしたわけです。それを申し上げます。

まず、2ページのNoの2、総論に対する見解の中に、「水道に影響を与えることはないと考えている」、あるいは「漏水が確認された場合には、掘削などにより補修を実施する」とこういう見解なんです。

次に3ページのNoの3、総論、ここに対して見解は、「現状の湯出川の良好な水質を守り、水道や水俣湾への影響を与えないと考えております」、これが今の会社の見解で、我々に押しつけてくるんです。

以上のこの2項、いわゆる2つの総論は、おそらく水俣全市民の心から願う必死な全部、皆さんの意見はここに行き着くわけですけれども、その必死な意見であります。それに対して何たる答弁かと私は思うんです。絶対に受け入れられません。絶対にあってはならない漏れる水ですね。漏水があること事態が大問題なんですよ。これに掘削して、修理をするというまやかし作文がズラリと書いてあります。

現実的なこととして具体的にどんなふうにするのかということで、埋め立て放棄してあるゴミをどのようにしてどこに移して、そしてその修復作業をするのかと、具体的に書いて出せということをするすぐ私は意見書で書いて出しました。ところが全く返答ありません。そのような会社であります。

その次に8ページのNoの19~20、21、22、ここは項目としては一般廃棄物という項目になっております。この中にある見解の、私がちょっとこれはいかんと思ったのは、「現時点では不明で営業開始後の契約などにおいて明確になります」と。こんなことが認められますか。持ち込まれる廃棄物の有害物について、安全上の対象、取扱い、あるいはその処理について心配されて質問されておるんですよ。ところが、先程申しましたような返答で皆了解出来ますか。全く無責任な返答だと私は思います。

次、同じ8ページですけれども、23番目の焼却灰、それから24番目、有害物質という項目なんですけれども、この見解には、「今後維持管理計画を立案して説明します」と書いているんですよ。先に進みます。11ページ、Noの36、水処理施設のことです。あるいは37番目は放流量、それとNoの40、川ですね、河川、この項目にしてあるんですけれども、ここに答えの中に、「今後の問題として熊本県関係当局と協議決定します」と書いているんですよ。もう説明なんかしません。12ページのNoの43の搬入ルート、それから44番に道路が書いてあります。

これはもう皆俗に言う「平通り」のことでありますので、もう私は略します。皆さんが皆知っておられることですから。だからこれに対しても何とかごまかしの作文で答えた恰好で、肝心な所はいっちゃん答えがありません。

先に進みます。14ページ、Noの49~53まで、遮水工ですね。シートを敷いて有害物質が水が漏れないようにという工事のこと。それから15ページに54~56に、そのシートの事、これでいろいろ書いてあるんです。それに書いてありますけれども、どんなに緻密にしても破れないとか、あるいは漏水が漏れないということは絶対に保証出来ないと思います。私も昭和4年に生まれてというような、40年間工場の建設も見てきました。ところが絶対に自信を持って「これでいいですよ」という納得は出来ません。そして、これにも詳細は今後の熊本県関係当局との協議により決定しますということなんですよ。

皆さん方が考えていただければ分かると思います。16ページのNo58~59、これは漏れで

すね、漏洩。それから、60番目の危機管理のところの見解には、先程総論のところでも申し上げましたように、漏れですから同じことなんです。「修復については、破損を確認した時点で開削して修理いたします」。掘って修理をするということは出来ないということは、さっき総論の時にちょっと言いましたね。その事です。

22ページ89、地下水、ここにまた、考えたのが県知事意見等をもとに、熊本県と協議の上しますというような感じで、自分の所はどうするということにははっきりしていないんですよ。それから、22ページの同じ93です。土砂災害、この所の見解にも「詳細な設計内容、その他具体的な対応策については、今後、熊本県関係課と協議のうえ決定します」と。ここまで来たけどもう私は書きもしません、こういう話をしますということは、ところがここまで来て頭にきて、今後の熊本県関係課の協議決定があまりにも多かつじゃなかかと。だからここまで来て、「こら何かおかしかね」というふうに思って、不快感さえ持ったわけです。

そういうことで、どうか今度は先程結論として申し上げましたけれども、十分考えて対処をしてくださいということですが、あれは訂正して、もう私は絶対に許認可しないでくださいということ希望です。

【公述人12】

私が今から説明することを簡単に5区の中心地の地図を書いてあります。車が通る所、これを見ながら参考に聞いてください。

今から話します事業者というのは、株式会社IWD東亜熊本の事を事業者と言わせていただきます。

水俣市の中心市街地である5区のだ真ん中を事業者が予定している搬入道路の近くに住んでいる主婦でございます。県の方々がせっかく水俣に来られたのですから、是非この今の「平通り」の現状を見ていただき、いかに危険な道路であるか、いかに住民に危険を与えるか、どんなに被害を大きく与えるかを知っていただきたくてここに立ちました。

県が事業者が測定したことを、再度測定することを要請出来ないとおっしゃいますから、もし出来ないなら、県の方が日にちが違う大雨の日、大雪の日、暑い日、寒い日、そして月曜日から金曜日、子供達が学校に行く日、病院に通う人達がいる日、お寺参りやそして買物に行く人達が通るあの「平通り」を県の方々が検証してくだされば、絶対にこの通りを搬入車両を通すことは出来ない道だということが分かります。ということは、あの湯出高台に最終処分場を作ることは絶対許すことは出来ないとい県の方々が思われるはずで。それを知事さんに伝えていただき、絶対に作らないように是非、是非お願いしてください。

測定した場所は、熊本の方だからご存知ないと思います。今渡しました地図のように「平通り」は狭い道です。その「平通り」を通り抜けて左右に車が分散する土地、江南橋の渡った所の広い道、そして旭町の信号、昔の四つ角、今の新四つ角の信号の所の広い道、そこで測定しています。その事業者の映写を見たこの説明会で見た時に映った所が、今の新しい3号線の所の角にある焼鳥屋の看板が映りました。あそこなんて車は通りません。

そして、見解書を見たところによりますと、大型トレーラーが多数通っているとか、10トンダンプが多数走行しているとかと書いてありますけれども、大型トレーラーは「平通り」は通りません。「平通り」に入る手前の田中牛乳に出入りする大型トレーラーです。私は1日に何回ともなく大園と旭町の店、自宅を行ったり来たりしますけれども、大型トレーラーは田中牛乳から出入りしています。そして10トントラックは「平通り」を必ず通

りますけれども、事業者がいう搬入ルート、3号線から新四つ角、四つ角、そして平の踏切をって行くのではなくて、警察の所から熊本大口方面から来るダンプは、警察の前を通ったところの信号から左に折れて、医療センターの横を通り、広い大園の通りをって田中牛乳の横から左に曲がって、あの狭い踏切を通ります。

先日、偶然その通ったダンプが田中牛乳の前に止まっていて、そして肥薩おれんじ鉄道が通るために遮断機が下りました。そうするとそのダンプが1台止まって、その後ろにずっと四つ角まで車が止まりました。そしてさあ遮断機が上がった。だったら向こうから来た車はダンプが1台通ったら、あそこは人も自転車も通れません。ずっと「平通り」に渋滞が起きています。

こういう状態が今の状態なのに、そこにまたゴミを積んだ55台のダンプ、帰りの55台、往復110台のダンプがああの通りを通ったらどうなりますか。県の方はそういうことを頭の中において、もう許可するかしないか、もう分かると思います。そのもし遮断機が下りた後上がっても通れない状態の時に、あの道路沿いに病院があります、救急車がもし来る時、そしてあの密集地の古い民家がある家にもし火事が出たら、消防車、絶対に通れません。パトカーも通れません。人間が歩けないんですから。だからそういう所に絶対に処分場を持ってきて、そこを通るような道は絶対に使わせないでください。ということは処分場を絶対に建てないようにしてください。

それと事業者が示している搬入ルート、事業者が示しているのは3号線をって新四つ角をって、踏切を渡って湯出に行く道ですね。その道にはお寺が2つ、病院が1つ、そして生徒児童をたくさん、何十人も預かっている授産施設が1つあります。そして中学校、高等学校の通学路でもあります。中学校なんてすぐそこにあります。そういう所です。

それからもう一つ私が今言いました警察をおりて、左に曲がって医療センターの所をって行く道はそこには信号がありません。3号線を通る時、そこまで踏切まで行くのに5つ信号がありますけれども、そこを渡れば信号は全くないんです。だから搬入ルート予定にはなっていない、この道をおそらくダンプは通ると考えられます。

そこには保育園が2つ、病院が4つ、そして幼稚園が1つあります。おまけに5区の消防自動車が入る格納庫があります。その隣に5区の公民館があります。そういう所、町のど真ん中、おまけに水俣市の中心市街地、病人がたくさん通る、子供が通る、学生が通る、買い物客が通る、そういう生活道路をあのゴミを積んだダンプが1日に110台、4、5分に1台通るんです。

稼働日数200日、多くなれば周辺住民には影響が低くなる低減すると思うと書いてありますけれどもとんでもないことです。200日が230日に増えたとしても、5、6分に1台ダンプが通ります。そうすると230日危険な日が増えるんです。例えば365日、毎日働いたとして8時間～9時間労働としても8分に1台通るんです。ということは365日全部危険な日になるんです。

もう絶対に車が準備書に書いてあった通りの台数より増えなければの話です。もし10トン車が危ないから5トン車、4トン車にしようと思えば、その倍通るんです。ということは、365日稼働しても4分に1回4トン車としたら通るんです。あの狭い道を軽自動車同士が対向車線で離合しようとしても、私達は歩くもの、自転車はあの近辺にある家の庭に入って避けたり、そしてよその駐車場に入って避けたり、店先に入って避けたり、そうしないと車が通った時に人間も自転車も動けません。買物にも行けません。歳をとったものは車に乗れません。手押し車を引いていてもそれを置く場所がないんですあの狭い「平通り」

には。

そういう事を県の方々はやその方だからご存知ないと思いますから、文書だけで準備書とか見解書を見られただけじゃ分かりません。せつかく水俣に来られたんですから、あの狭い道の、あの交通渋滞を起こす、あの道を通って見てください。

そしてその2つのルートを通った後に病院が5つ、幼稚園が1こ、保育園が2こ、4、50人預かっている子供から高校生まで預かっている授産施設が1こ、そしてお寺が2こ、そして中学校、高校、全ての通学路であり、病院に通う生活道路です。そういう所をそのゴミを積んだダンプが通らないように、是非、是非認可を与えないでください。

ダンプが通る時には灰を主に運ぶということですがけれども、その灰は飛散します。浮遊します。そうすると健康被害が起きます。窓や洗濯物、サッシは汚れます。中国から黄砂とか桜島の灰が飛んでくるように、そんな湯出の山にダンプからドーンとあの深い穴に落とせばバーッとゴミが飛びます。それはもう洗濯物や窓のサッシはもういっぱいかかります。字がかけるほど桜島の灰でも飛んで来ることがあるんです。それがあの湯出の山のすぐそこから飛んで来れば、水俣中が被害を受けます。健康被害は喘息も起きます。

水俣病はいろんな手足の麻痺が起きますけれども、今度は大気汚染で起きればそんなものでは済まなくて、どんな被害が起きるか分かりません。

私も広島で原爆を受けて母、祖母が死にましたけれども、そこで被爆している家族ということで差別を受けました。水俣に来たら水俣病の人達がまた差別を受けています。そして今度はあの山の上に処分場が出来れば、水俣市全体がよその町村の人達から差別を受けます。そういう事が起きますから、もう絶対にこういう事は県の方々が検証されれば分かることです。是非、是非せつかく来られたのですから、ちょっと足を運んであの「平通り」の狭い所を見てください。そして、会社が、事業者が測定した場所の2ヶ所を検証してみてください。こんな所と「平通り」と全く違うことが分かります。

【公述人13】

管理型処分場が計画されている用地の真下に生活をしております。私は、次の3点について意見を述べさせていただきます。

まず1番目に内部貯留と構造について、そして2番目が湧水と地下水について、3番目が遮水工についての3点であります。

準備書の43ページには、要約を申しますと次のように示してありました。「この処分場は最終処分場計画設計要領その他の命令、省令、基準の内容に準拠した構造とする。それから調整池と処理施設は内部貯留が発生しない規模で設定する。それから3番目に万一異常降雨の場合でも、深さ5m以内に納まるように調整池と処理施設を設定する」というふうに記してありました。これから、そのようになっているかどうかということを検証してみたいと思います。これは私なりに試算をしてみました。

もう一つ見解書の63ページには、私の意見に対しまして、計算方法が違うからそのような結論にはならないというふうに述べてありますけれども、計算方法は同じであります。ただ考え方、それから数値の設定基準が違うから違って来るわけであります。私の考え方としましては、最も安全な施設を作るには、最悪の場合でも安全でなければならないというのが私の考え方でありまして、それにしたがって、これから次のような設定で試算をしてみました。

それは、まず最悪の場合というのはどういう時かということでございますが、私の考え

では、一期工事の、これが一番面積が大きゅうございます。そして、この時が一番危ないんじゃないかというふうに思っております。それは面積が4万8,300平米あります。それから10m、20m超したら浸出水の通ってくる速さが違いますので、まず5m、最初の5mから2段目の10m以内の時が一番危ないんじゃないかというふうに考えましたので、そういうことで一応試算をしてみました。

10m、5m、10mならば、降った雨は直ちに浸出水となって出てくるという考え方です。だからこれは、雨が降った量だけ100%出てくるというふうに考えて設定をしました。第一期の面積は4万8,300平米、それから調整池の面積が4,392平米、合計の5万2,700平米であります。これが雨が降った場合の侵入面積であります。

それから稼働日数であります。事業者は330日見ております。とんでもないです。方法書には土曜、日曜、祝祭日、それから第二土曜日は休業すると書いてありました。それに基づいて差引をしますと、稼働日数は大体290日になります。私はこれによって試算をしました。それから調整池は4万1,000トン、処理能力は550トン、もうこれは事業者の設定によりました。

そういうことで計算をしました結果は、簡単に申します。次のようになりました。平常の年の場合でも4万5,500トン、内部貯留になります。これは4万1,000トンの調整池に溜まった、これをオーバーするその以上のものがこの中に残るわけですね。もう調整池は4万1,000トンで満タンになりますので、その余分なものが5万4,400トンになります。その深さは、どのくらいになりますかと言いますと、5m以内に納まるといっていますが、この平常の場合でも私の試算では5.3mにもなります。

それから異常降雨の場合はどのくらいになるかと申しますと、事業者が異常降雨とみているのは1993年の豪雨の事でありまして、それは3,680ミリ降っております。その場合、じゃ内部貯留はどのくらいかと申しますと、約6万7,000トン、この深さは7mにも達します。5m以内で納まるといっていますが、私の試算では7mになります。

もし、これを内部貯留した場合、さて次のこの構造で大丈夫かというのが私の疑問なんです。そういうことで7m溜まるということを入れて、次の構造を聞いてください。

構造についてであります。21ページの構造図をまず見てみまして、真先に私が感じましたことは、貯留堤がないんですね。こんな処分場があるんでしょうか。貯留堤がありません。

それから断面図を見ますと、勾配が非常に緩やかで安定しているように見えますけれども、いちいち中をよく検討してみますと非常に不安定な構造になっております。それはどういうことかと申しますと、図面があればいいんですが、三角形の土を盛り上げ5m積み上げます。そしてその高さ廃棄物を持っていく。そしてまた、その上に5mの三角形の土を盛り上げると、その高さまでまた埋めていくと、こういうふうな順番で埋め立てていく事になります。だから、このうちの5m、10mまでが非常に危険だと私は思って試算をしました。

ところが、これはおかしいと思っていましたところが、9ページと10ページのカラーの平面図の計画諸元というところの備考欄にこういう記入がありました。何と書いてあったかと申しますと、「暫定堤体」と書いてありました。これは覆土と暫定堤体を含むという記述であります。

この構造は暫定であります。暫定というのはどういうことかと申しますと、仮であります。一時的なものであります。こういう構造で許可されるのでありましょうか。これがま

ず疑問であります。まず、この中にさっき言いました5.3m、あるいは7 mの内部貯留をした時にどういうふうな状態になるかというのをまず頭に浮かべました。そこで、今朝もちょっと実験をしてみました。ちょうどあの構造図を見ますと、ちょうど盛り鉢の中に廃棄物を積むようなもので、これにこの飽和状態に水を溜めると、もうとにかく揺らいで揺らいで揺れ出してしまいます。もしこの時に地震でもありましたら大変な事になると思っております。

そういうことで、この構造と内部貯留については以上で終わります。

それから湧水と地下水とありますが、これは湧水はもう分かっております。これはもう湧水は湧水であります。地下水もこれは県のヘキサダイアグラムでこれは証明されていることありますから、これは詳しく申しません。

それから、遮水工でありますが、この遮水工がまた問題であります。

集排水管の下は40ミリの採石で埋められております。この採石が遮水工のシートの上に直接のっかっております。ということは、これはもう必ず遮水工は破損するということにあります。この面積を私が試算してみました。全部で約7,000平米あります。もしここからこの遮水工が破れて漏水することがあったら大変なことになります。そしたらこの水は原液であります。それが地下水の排水と混じって外に排出されます。ところがこれはおそらく検査はないでしょう。これが一番危険だと私は思っております。そういうことで以上のことから、これは絶対に作らせてはならないと、こういう計画をしているということは、もう産廃場を作る資格のない事業者だと私は思っております。

【公述人14】

私は水俣市の陣内に住んでおります。まず最初に、このIWD東亜熊本という企業がいかにか誠意のない会社であるかを訴えたいと思います。

と言いますのは、昨年2月21日から準備書の縦覧が始まったわけですが、その直後から私の高校時代の恩師であり、元熊本動植物園園長先生と面談する機会がありました。その時から、準備書、2分冊の2について冒頭から記述が見受けられますが、具体的には一番最初のページ479、「既存分布情報調査方法」以下2行目～3行目にかけてでございます。「熊本県希少野生動植物の検討委員…」文中略しますが、「…に聴き取り調査を行った」という表記について先生のお話ですが、「IWDの聴き取りに応じた調査委員がいないんだよ」と話しておられました。更にこの準備書全体を通して予定地内の環境に与える影響はないという結論を出していることに対して、あたかも『熊本県希少野生動植物検討委員会』の結論であるかのような印象を受けるという、そういう表記に大変憤慨しておられました。

また、具体的に問題の表記の部分も教えていただきました。それは524ページ、表の5 - 162、「重要な種の予測結果、表中4の中のタカチホヘビとブチサンショウウオの予測結果として事業者は本地に生息していない。したがって影響はない」と断定されている部分を指摘されました。このタカチホヘビは夜行性で昼間の生息調査が極めて困難であり、生息していないという断定は出来ない指摘をされました。その根拠として近隣の新幹線工事の時に目撃情報を入手していることから、事業予定地内に生息していないという断定は出来ないということを教えられました。

私は、この事からもう一度準備書を読み直してみました。この2分冊の2については頻繁に『熊本県希少野生動植物検討委員』という文字が出てきます。そこで確認のため、

昨年4月23日に県庁に赴き、午後から県環境生活部の自然保護課の上村彰課長補佐と他課1名の方と面談をいたしました。その上でこの準備書に対する印象を伺いましたところ、先の先生の意見と全く同様でしたし、更に「この『熊本県希少野生動植物検討委員会』を管轄する自然保護課には事業者から一度も訪問を受けていないし、一枚の書類すら受け取っていない、事業者は聴き取り調査を誰にされたのか、機会があれば聞いてください」というふうに、逆に頼まれるような次第でした。

そこで私は3月11日第一回目の事業者説明会の後、質問提出用紙が事業者から送られてきましたので、次のような質問を記入し提出いたしました。

質問1、検討委員とはどなたのことでしょうか。貴社が聴き取りを求められた検討委員の氏名を教えてください。また、聴き取りの時期についても教えてください。

質問2、本書2分冊の2に随所に聴き取り調査の対象として検討委員（調査員）又は地元住民及び森林組合員の記載が見られるが、これら聴き取り調査対象者の氏名を公表していただきたい。

質問3、上記の件、検討委員（調査員）については同一人物であるか否かをお尋ねいたします。それに対する回答は5月13日第2回目の事業者説明会でここでありましたが、この舞台に大きく映し出されたプロジェクターの質問に対して、事業者の回答は「個人情報に関することなので、氏名の公表は出来ない」の一言で終わりました。しかし、私の名前は大きく公表されましたし、私には名前を公表する事前の確認はありませんでした。またその後、会場からの質問を受けていましたので、更に質問を求めましたが、一方的に打ち切られてしまいました。

同日、事業者説明会の日に、この準備書に関する件について自然保護課及び『熊本県希少野生動植物検討委員会』の会議も熊本で開催されています。その内容を報告します。

会議の結果、事業者の聴き取り調査に応じた検討委員の委員（調査員）は存在しないとの確認を得ました。更には上記の件については、事業者に対し検討委員会として嚴重抗議を申し込むとの結論に至ったとの報告でありました。と言いますのは、この準備書に書かれている調査結果の結論は極めて重要なもので、もし事業者の聴き取りに応じた調査委員がいるとすれば、そのものは除名処分ということも付け加えておられました。

このように事業者から提供された準備書について、重要な意味があることは私は偶然にして知り得たわけですが、もし恩師との出会いがなかったなら何の疑問も抱かずに、ただ漠然とこの準備書を読み流していたであろうと考えております。

今日ここにご出席の環境政策課の皆さんには県庁にて何度か面談をしていただき、貴重を時間を割いてこれまでお願いを聞いていただきました。そのお話を聞く中で事業者からアセスの法的手続きを踏んで、申請に来られれば受付けないわけにはいかないという説明を聞きましたし、窓口受付業務としては書類の誤字、脱字、そして誰が見ても明らかに間違いというものがあれば、申請者に訂正を促しますという説明もなるほど立場上よく理解できます。更に記載された内容については審査会で審議するもので、環境政策課はその内容の審議を審査する部署ではありませんとの説明も理解出来ました。

しかし、事業者から一般市民の縦覧に提供された今回の準備書には、あまりにも企業にとって都合のよい記述が目立ちます。ただページ数で圧倒して、何の専門知識もない一般市民をペテンにかけるような準備書になっていないかという印象を受けます。私はここで環境政策課の皆さんにお願いしたいことがあります。先に述べました希少野生動植物検討委員会の許諾なしに記載された団体名称の記述を削除するように事業者に求めていただき

たい。この事は、環境政策部の部署に確認をとられて、記載の許諾の確認が事業者からあったかどうか、自ら確認していただきたい。そして準備書に対しての事業者説明会が住民を納得させる説明会ではなく、ただ単に準備書の内容の説明会であるとするならば、せめて準備書の内容は真実の内容であって欲しいというふうに思っています。

この事は、見解書においてははっきりと企業側も認めております。市民からの「検討委員のどなたですか？」という質問に対して事業者見解は「検討委員という表記がまずなかったので有識者というふうに書き直す」というふうに、あっさりとその嘘の記述を認めております。

最後にもう一点、どうしても理解し難いものがありますのでお話いたします。それは市民の意見書に対しての事業者からの見解書ですが、多々ある疑問の中で15ページ、No52と56、いずれも遮水工、遮水シートの耐用年数についての質問と思われそうですが、それについて事業者見解は「遮水シートの耐用年数は廃止までの期間は問題なく」とあります。また、「水質の調査、及び遮水シートの修復は廃止手続きを行うまで実施します」と答えていますが、これはどういう意味なのでしょう。廃止までの期間とはどういう意味を想定しているのか、廃止手続きとはどのような内容なのでしょう。

また、それ以後についての見解は全く不可解です。環境政策課においてその意味するところを確認していただきたいと思えます。

私はこれまで「もし」とか、「たら」とか「れば」とか仮定の話はしませんでした。前回も何人もの方がこの席で水俣病と向かい合った50年以上の歴史を訴えられました。

一度悲劇が再現されればその悲劇の廃止までの期間というものはないことがよく分かっていただけだと思います。

水俣病の轍を踏むことなく教訓を生かすということは、「疑わしきは許可せず」この一言につきると考えております。

【公述人15】

今日は、搬入ルートについて公述したいと思えます。

昨年5月13日、ここ文化会館において業者が準備書の説明をいたしました。その時まず最初にパワーポイントで、自分達が車両、10トンダンプトラックの車両をここに展示しました。場所は先程言われた場所です。実に広い所で「10ダンプと言ってもこの程度ですよ」と言わんばかりの非常に作為がみられるそんな感じがしていました。

ところで問題は、そこを起点として117号線というのはそこからずっと湯出方面に向かうんですけれども、問題はそれからが問題なんですね。その次に、写真で示したのが、井上酒屋の前です。ここはまだ広いです。6.4m、歩道あり、両側に歩道あり、電柱も車道の外にあります。さて次に旧国道の四つ角に行きます。これからが極端に狭くなってきます。

私共は、昨年3月31日に10トンダンプトラックをリースしましてこの日、田中牛乳店の駐車場にスタンバイしまして10時出発で実際10トンダンプを走らせてみました。どういう状況になるか。感覚的には狭い、恐ろしいということが言えますけれども、実際走らせてみないといかんといいところで走らせてみました。

まず、写真撮影をする人、安全確保が出来る人、配備したのを確認した後、私は10トンダンプの助手席に乗ってスタートしました。10時です。まず最初に恐怖を感じたのは、踏切です。踏切の車道幅4.3mです。交差する車両は全く交差しません。スタンバイの状態でした。その後、尾田病院を過ぎて行きますと、大体平均5m、車道幅5mになります。ほ

とんどの電柱が車道の中に入っております。内側に。したがって更に狭くなるわけですね。歩道は片方にあることになっておりますけれども、ほとんどないに等しいです。そういう状態の所をダンプは進んでいくわけですが、ほとんどの車両が停車、あるいは最徐行の状態になります。

それで、助手席に乗っておりますと、何かそういう車両等を呑み込んでしまうような感じになります。勿論、歩行者等おりますけれども、ほとんど動けないような状態でした。

その後、これでこのまま行ったら10トン車等が来たらどうするだろうかと助手席から見てビクビクしておりました。幸い来ませんでした。しかし乗っている10トンダンプは横幅が2.5mあります。これで交差出来るはずがありません。5m平均の所です。もし交差するようになったらどうなるか、おそらく救急活動とか、消防活動とか、あるいは防災関連のあらゆる活動が停止して、麻痺してしまうんじゃないかと、これは間違いなくそういう状態になると思います。

更に進みまして宮本酒屋の前に行きますと車道の幅は4.2mになります。一番狭い状況が4.2mです。ダンプは2.5mあります。それで後は江南橋に至るとというのが一番問題の所を今話しました。

私は水俣警察署に、この通りで昨年1年間でどれぐらいの事故があったか聞きました。人身事故3件です。物損事故8件、計11件の事故が起きております。もし、この計画どおりのダンプが110台も往来したら、どういうふうになるか想像に難くないところです。ゾッとします。

さて、そういうことでここが搬入ルートとして全く不適であるということが証明出来るんじゃないでしょうか。

少し途中下車しましたけれども、10トンダンプによる走行は更に進みます。更に進んで茂川までは、今の計画が何とか整備出来たら、湯出、八ノ窪線が整備出来たらいいと思いますけれども、さほど問題ないと思いますけれども、問題は茂川から、茂川と木臼野の分岐点がありますけれども、ここから先が問題です。処分場まで、1,515mあります。分岐点から50mぐらいに入ったところで、一番狭い道路、2.7mです。ダンプ2.5mですよ。ちょうどゲートボール等やっておられる遊園地の下になります。それともう一つは、急カーブが非常に多いです。処分場まで。私は実際走行してチェックしてみましたが、20ヶ所あります。ゆるいカーブを入れたら更に多くなります。ここのアスファルト状態というのは、表層工4cmです。その下に10cmの石を敷きつめてあると、そういう全く簡易舗装です。ここに110台のダンプが乗り入れていくことになります。

こういうような道路状態です。急カーブで10トンダンプが110台も往来するようになると道路破損というのは、もうあつという間だろうと思います。10トンダンプ相当のそれぐらいの往来を予定する道路を作ろうとすれば、私の家の前で、丁度今工事中のあれを確認しましたけれども、1m何もかも入れて18万掛かるそうです。1,515m、27億、そのまま当てはまらんかも知れんけれども、概算そうなりますよね。水俣市の土木の経費が、予算、18年度が18億円です。これを優に超えるような状態です。

もしそういう道路として使うのであれば、当然いわゆる道路構造令等に示されているようなCBR、いわゆるそれを支える下の土の地盤の状況等をチェックするテストをしてみるとか、あるいは水俣市といろいろ調整というか相談をすることによってあるかと思うんですが、そういう形跡は全くありません。

私はこういうメイン道路を使うのであれば、むしろ使うというか、使えない状態だから、

予定に入る筈もないと思うんですけれども、むしろヘリコプター輸送に変えたらいいんじゃないかと。ヘリコプターによる搬入を進言しようかなと思っています。むしろ県の方からそういう指導をしてもらった方がいいんじゃないかと。それぐらいのメインルートの状況であるということです。

その他に後の人も話すと思うんですが、道路交通状況の調査をする地点も全く、いわゆるアセスの体をなしておりません。全くおかしいです。それでもって、計画を計上しているんですから驚きです。その地点そのものも、No 1、No 2 出しておりますけれども、両方とも全くおかしいです。正しいアセスの状態が出来る状態ではありません。自分の計画に合わせるために作為的にセットしたんじゃないかと思うような状況です。

次に予備ルート、予備ルートについてA、B 出しておりますが、A は国道268号線古城からの進入、ここには積載重量4トン以上大型車は終日進入禁止となっております。ここ使えないんですよ。A ルートは、B ルート、B ルートというのは、工事が今止まっています。将来的にどうなるかというのは全然はつきり分かりません。ということは、予備ルートA、B 共に出来ていないと、使えないと。A、B があるから、いわゆる混雑を低減出来るというのは全く根拠がなくなります。

まとめます。第1番目に、IWD 東亜にとって本事業を実現するためには、まず道路の確保は最重要課題と考えます。あまりにも杜撰な計画であると。どうしてここの公聴会まで来るのかと。当然手前で止まるようなあれじゃないかと思えます。私達が県庁行動します。県庁行動すると、ダイオキシンの問題でもそうですけれども、県の立場がありますというがまず一つ、第二に法に基づいて適正に処理しますと。いつも二つこれは聞きます。私に言わせると、県民の立場を忘れてもらっては困ります。法の基本理念を理解して、県民の目線にたって正しく運用して指導を徹底する責任があると思えます。一つですから我慢してください。公述人のほとんどが「水俣病の教訓を生かして欲しい」こう言っています。またある人は、「水俣病では県に貸しがある」とも言いました。私も全く同意見です。問題は相手である皆さんがその意味するところを理解してもらえるかどうかです。

県知事の許認可をしてもらっては困ります、しないはずで。この辺が分かれば。また、我々水俣市民もこれを許可させるような状況にしては絶対いけないと思えます。

断固として、徹底して我々は行動すべきだと思えます。また、そういうふうな許可にならないご配慮を願いたい。

【公述人16】

私は『水俣に産廃はいらない！みんなの会』に所属しています。私は「平通り」関係について絞って4点ほど申し上げます。

その1、搬入路における調査地点は適正ではない。事業者はこの調査地点の選定について、搬入経路上で代表する地点とか、交通の妨げにならない地点での調査とか、見解書No 132交通量、No125交通騒音、No137交通振動において繰り返し述べている。そこで準備書にあるNo 2 地点が何故適正でないかについて指摘する。

国道3号線から分かれた県道117号線上、通称「平通り」の住宅密集地部分を通過した地点を選定している。この地点は片側が湯出川に接し、その片方は住宅がまばらである。また、この地点に到達する直前に道路は分岐し、ここからの出入りがかなりある。こういう状況の地点が代表する地点であるはずがない。

また、交通の妨げにならない地点での調査については、まったくもって論外である。と

というのは、調査地点としては最適の場所があるにも関わらず、選定していない。その最適な場所とは、県道117号、通称「平通り」の住宅密集地となったその中間地点に西念寺がある。その入口は道路に面し、交通に支障なく調査が出来る。市民会議の交通量調査も2点のうち1点はここで行った。

その2、産廃対策市民会議が行った交通量の調査。調査年月日は平成19年6月18日より6月22日間の5日間。調査時間は7時～9時までと、16時から18時までの4時間。調査地点は、通称「平通り」の西念寺前と事業者調査のNo2地点の2地点、次に述べる台数は、5日間の全車両を合計したものである。

西念寺前、上り下り合計で1万963台。事業者調査No2地点、上り下り合計で7,217台。以上の調査で分かるように、事業者の調査地点は西念寺前に比し、66%の交通量となる。この事は交通量ばかりでなく、交通騒音、交通振動の調査地点としても明らかに誤りであった事を物語りものである。

その3、予備ルートについて、方法書における県知事意見667ページの「別ルートから搬入することを検討すべきである。」としたことに対し、事業者見解では「搬入ルートについては現在整備されている農免農道等の広い道路を利用すると共に、別ルートからの搬入を行うことで交通量を分散させます」と言っている。答えている。それが先の見解書No43によると、「事業者は国道268号方面からの予備ルートは、大型車の通行が出来ない状況で、これは評価書で修正する」とある。想定しているルートは現在計画されている農免農道とある。そうすると予備ルートはあくまでも想定であって、未完のものである。

以上で分かるように、準備書では大型車が通行出来ない箇所を予備ルートにしたり、現在整備されてもいない農免農道等を整備されているといい、この想定ルート以外にないのに、あるように言っている。いかに準備書が机上の作文であって、いい加減であったか明確である。

その4、「平通り」における道幅と交通について、搬入ルートの「平通り」は道幅が狭いわりには交通量が多く、住宅も密集している。また、踏切もあり、通学路にもなっている。更には道路両脇の電柱、塀、軒先等も接している。この道路は離合、停車、発進の頻度が高く、非定常走行が極めて多い地域となっている。

そこで『水俣に産廃はいらない！みんなの会』において、平成20年1月5日、道幅の測定と、平成19年3月31日に、廃棄物運搬車10トン車1台を借り上げて実際に走行してみた。この際、道幅4.2mの箇所においては離合時の軽自動車は側溝蓋に乗り上げ、回避するあり様で、その他の場所においても停車、又は停車状態での離合が多かった。勿論10トン車の走行速度も落ちたがその後続車両もノロノロとそれに従い、数珠つなぎとなった。

これを見てください。その時の私の写真です。10トン車。そして離合する時に軽自動車が前もって回避しているところです。軽自動車というのは、この黄のナンバーで分かります。側溝に乗り上げております。そして後続車両です。後続車両、これも後続車両です。数珠つなぎです。

こっちは分からんでしょね。これは10トン車を実際に走らせてみました。そういう状態です。

10トン車1台で、こういう実態であったが準備書では1日55台、往復110台、年間200日、それが15年間とある。仮に予備ルートが出来たとしても、実態調査から想像すると、交通渋滞、騒音、振動、粉塵、交通事故等、空恐ろしいものを感じる。

以上4点の結論として、「平通り」における廃棄物の運行は、住民生活の根幹を揺るが

す生活圏の侵害にも等しいものであって、決して許されるべきものではない。この事を強く訴えます。

【公述人17】

私は初めに場所の記憶ということと環境アセスメントの限界について、次に鹿谷川、最後に環境政策課への決断を求めたいと思っています。

鎌田東二という宗教学者は「場所は記憶を持っている。そして場所は記憶することの痛みを持っている。場所は記憶を溜める。そして沈黙の物語を語り続ける」と述べています。勿論、場所の記憶はそれを聞く耳を持たなければ何も聞こえてきません。また、聞く気がなければ聞こえないでしょう。

私は水俣のあちこちにある、山の神、水の神、作の神、恵比寿さんは、昔の人々がその場所の記憶を残そうとしたものだと思います。例えば、タゴノスにある水の神は、この場所が洪水を守るための大事な場所であることと、また淵となっているので子供達に注意を呼び掛けているというふうに思っています。昭和30年代までは、こんな言葉が大人も子供も真剣に受け止めていました。でも1955年以降の高度経済成長以降は、こうしたことは迷信やお伽話として踏みつぶされてきました。

水俣の私達は、水俣病の経験をきっかけに、海の声や川の声に耳を傾けるようになりました。

では、今度の環境影響評価に関して言えば、聞く耳とは何でしょうか。そこの地質、地下水、植物、動物、気象、大気などを自分の利害を抜きにして調べることがその第一歩です。それからいえば、何が何でもこの場所に処分場を建設しようと決めてかかっているIWDの態度は、もう既にアウトです。

湧水を利用している方の、人間になら誰にでも聞こえる声をIWDは無視しています。鹿谷川のあちこちにある火砕降下物や、火砕流や溶岩の露頭は、丁寧に歩けば誰でも見つけられますが、IWDがそこを歩いた形跡はありません。水俣市のクマタカの調査結果から見れば、IWDは上空を飛ぶクマタカをなるべく見ないように、また寄せつけないようにしているとしか思えません。鹿谷川の滝の下あたりでは処分場用地直下で崩落が起きています。環境技術協会の調査は、これも見えていないのでしょうか。

現在の環境アセスメントは、業者の都合に合わせるアワズメントと揶揄されています。

IWDは法律に沿って作れば、何の問題もないと思っているでしょうが、廃棄物処理の法律は社会状況に併せて変化しています。もう10年もすれば戦略的アセスが法制化されて、水源地に処分場を作ることなど、間違いなく規制されるでしょう。管理型処分用地の地質も地下水深度もその流向も分からず、地下水と宙水の区別も付かないIWDにとって福音のような情報があります。平成18年3月の環境省、処分場建設に伴う生活環境調査を行う項目に「地下水調査、流動を行い、これによる地下水流動阻止の可能性評価を行うこととなった。この際の調査の手法は、基本的にはボーリング調査を基本にするが、この際調査孔を水位観測孔として約1年以上観測し、立体的な地下水等高線を作成し、その流動方向をまとめ、阻害の可能性を問う」としてあります。このようにIWDが分からなかった地下水の等高線を出す手法があるわけです。

ともあれ私達に分かっていることは、IWDは現在の環境アセスメント、条例のうちに処分場を作りたいということです。

法律というものはその時代の最低限のルールです。獲得すべき理想とはほど遠いもので

す。

私達住民は、この水俣の固有の風土と暮らしのあり方から、制定法を越える自然法的見地から、また、地域エゴなどという批判を越えてこの場所に計画されている処分場にありとあらゆる方法でコミットする権利があると思っています。

IWDの小林社長は、日本一完璧な施設を作りますと、2005年11月の業者の自主説明会でたんかをきりましたが忘れてしまったのでしょうか。現状では日本一を説明するどころか、自分で行った調査すらきちんと説明出来ない体たらくではありませんか。少なくとも調査不足と手前勝手の評価であることは明らかです。IWDは準備書の地質、地下水、交通、生物などの調査をやり直して、しかる後に評価を下してください。そのような議論の素材と出来るような準備書をIWDは再提出すべきです。

鹿谷川とその周辺には多くの生物が棲んでいます。現在の鹿谷川の水質はBOD、1ppm、浮遊物質2.2ppm 溶存酸素8.8ppm 全窒素0.6ppm ぐらいです。イワナが快適に棲める環境です。

それをIWDは自分の都合に合わせて鹿谷川は主に農業用水に利用されている事から、利用目的に農業用水とされているD類型の環境基準を環境基準目標値として設定すると言ってBODを8ppm、浮遊物質を100ppm というふうにしています。ところが農業用水のD類型と設定したにも関わらず、見解書No160では、住民意見に対して、このような住民意見です。「準備書405ページ、水稻の農業用水基準全窒素1ppm以下になっています。排水は全窒素30ppm以下がIWDの自主基準です。鹿谷川の流量の50%以上を占める排水が鹿谷川に流れ込めば、全窒素濃度が1ppm以下になるとは考えられないがどうなっているのか」に対して、IWDの見解は、「ご指摘のとおり、鹿谷川における全窒素の濃度が上昇することが予測されますが、放流水の減少に加え、一律排水基準の120ppmよりも厳しい自主基準を設けることで、窒素分に対する影響も可能な限り低減していることと考えています。」これは全く日本語になっていません。IWDのここでクリアすべき課題は、可能な限り低減するのではなくて、鹿谷川の全窒素を1ppm以上にしない放流水を流すことです。

まさかこんなペテンの見地が熊本県に通用するとも思いませんが、準備書、見解書はこういう言い訳に満ちています。IWDは鹿谷川の流量を放流地点あたりで、放流地点というのは浸出水の放流水ですね、1日当たり31トン~71トン、茂川からの合流より下では3回しか計ってないらしいですが、120トン~824トンとなっています。

そこに科学的に処理された浸出水、処理水を1日最大550トン、IWDは平均200トンぐらいと言っていますが、鹿谷川はどうなりますか。鹿谷川を流れる水はほぼ浸出水処理水ということになるでしょう。この水の様々な基準をさておいて、この水の中で魚やカエルが生きていけるでしょうか。周辺に棲むセミやトンボや鳥や獣はその水を飲めるでしょうか。現在多様な生き物達が鹿谷川で暮らしているわけです。

46年ぐらい前にレイチェルカーソンという有名な人が、「沈黙の春」というので警告しましたが、「春が来ても自然は黙りこくっている。小鳥も歌わずミツバチの羽音も聞こえない」、そんな鹿谷川になります。

それでもIWDはこう言うでしょう。「私達は現行の法律を遵守しています。」と。

時間がないので、環境政策課の方へ。

環境政策課は前もって準備書や見解書の矛盾点をIWDに正しておくべきなんだというふうに思っています。そうすれば環境影響評価審査会の人達は、その準備書の矛盾や問題点をより深く審議することが出来るように思います。

IWDの準備書や見解書のように、業者自身も認める誤字、脱字や誤った記載がある杜撰な文書ではなくて、言ってみればその時点での完成文書を出させなければ環境アセスの過程は無駄なものです。見解書に記載されたIWDのおかしな見解などは、政策課が読んでも分かると思います。政策課が環境アセスメントを主宰しているんじゃないんですか。逆にこうしたことをしない政策課の姿勢は、業者の都合をはかっているように私達水俣の住人には見えています。

もし、政策課がIWDの準備書説明会があつた2回で十分と考えているのであれば、政策課と水俣の住民の間で検討会を開きませんか。そうすれば住民にも県の姿勢が分かりますし、IWD準備書の問題点が協議できます。

これが住民と行政の平等な関係だというふうに私は思っています。

【公述人18】

越小場地区に住んで、農業をやっています。私はIWD東亜熊本が計画をしている産業廃棄物最終処分場事業に反対です。この計画を知った時、何で水俣がまた産業廃棄物と新たに関わらなければいけないのか、冗談じゃないよと思いました。

水俣はチッソ工場が出した産業廃棄物のためにどれだけたくさんの命が殺され、傷つけられ、言葉で表せないほどの嫌な思いをしてきたことを、IWD東亜熊本の人達にご存知ないのでしょうか。

そして水俣病は終わってなんかいません。IWD東亜熊本のこの計画は、日本の中で一番作ってはいけない所にこの計画を持ってきたと思います。この計画が実行されれば、たくさんの10トンダンプが産業廃棄物を積んで水俣を行き来します。交通事故が増え、空気が汚染され、自然も汚染され、水俣で第二の公害病、東亜熊本病が出る可能性を十分にはらんでいるものと思えてなりません。

私には6人の子供がいます。家の中で「チッソが海を汚したから、次はIWDが山を汚していいと思っているんじゃないのとか、この計画は水俣に対していじめと一緒にだね」といろいろ話をします。でもいくら家の中で話をしても、IWD東亜熊本は痛くもかゆくもありません。

ここで私が話をすることで少しでもこの計画にストップがかけられるのならという気持ちで今日ここに来ました。どうか県はこの計画を許可しないで欲しいです。

【公述人19】

今日は大気質について公述したいと思います。主に4点です。

1．IWDによる現地での風向、風力の観測地点が不適切であること。2．気象観測期間が2月と8月のそれぞれ1週間ずつしかしておらず、極端に短いということ。3．最大瞬間風速ではなく、平均風速を使って風速の予測、評価をしていること。4．焼却灰の飛散対策が不十分で農作物、健康への被害が懸念されること。以上4つです。

まず1、IWDによる現地での風向、風力の観測地点の不適切についてですが、観測は処分場予定地内ではなく、その周辺、しかも地形も標高も違うところで行われています。

準備書にある地図によると、まわりを山に囲まれた窪地であることは明らかです。観測地点として不適切ではないかという住民の意見書に対するIWDの答えは、「地形はご指摘のようなすり鉢状の地形ではなく、盛土された地形に天場の開けた部分です」ということでした。意見書での指摘は、大きな範囲で見た時に、その地形がすり鉢状になっている

ということです。観測地点にいくら盛土がされていようが、すぐ傍に木々が立っていないからうが、大きく見た時に周囲を高い木々や山に囲まれているわけですから窪地なのです。

そんなところが風向、風速の観測地点として適切と言えるのでしょうか。風が弱いという結果になるのは当たり前だと思います。どのように考えても回りを山に囲まれた窪地と、山の上の台地とが似た条件とは考えられません。

二つ目の観測期間の短さについてですが、IWDは先程言ったような不適切な場所での8月と2月の計2週間の観測結果をもとに、水俣測候所のデータを補正し、処分場予定地での風向、風力を予測しています。意見書に春と秋がどのような状況かも調べるのは当然ではないかというものがありません。それに対してIWDは、「暖候期及び寒候期の2期実施し、調査の結果により水俣気象台の調査結果を補正するという形をとりました。」と答えています。

夏と冬の合計2週間の短期間の観測で、1年を予測するというのはあまりにも大雑把だと思います。このような限られた季節の短期間だけでされた調査で、予測、評価をしても、出てきた結果を鵜呑みにすることは出来ません。

三つ目、IWDは粉塵、降下灰塵の拡散予測の風向、風速データにおいて、平均風速を使っています。意見書の中で「平均風速のみであるため、環境への最大付加がまったく不明であり、粉塵、灰塵をまき散らす可能性が極めて高い」というのがありません。これに対してIWDは、「風向、風速の結果をとりまとめる際には、分かりやすいように平均風速で表示しています。そして、使用している計算式にあわせて季節ごとの風向における平均風速を使用しております。」と答えています。

予測、評価をする上で必要なのは、分かりやすさではなく、正確さだと思います。強い風が吹く時もあれば、無風の時もあります。その間をとったのが平均風速なのです。例え瞬間的であったとしても、強い風吹けば焼却灰は簡単に飛散します。

不適切な場所での不十分な期間の調査で、水俣測候所の測定結果を補正しているわけですから。その上で水俣測候所の測定結果よりも風速が弱い傾向にあったと言われても、都合のよい結果を出すために都合よく調査補正したのだから、納得は出来ません。

IWDは準備書で風速5.5m以上で砂埃が立つので、飛散はこの時に発生しやすいと述べています。そして、風速5.5m以上は秋に1回出現したのみであり、強風による粉塵の発生はほとんどないものと考えられるとも書いています。不適切な調査の結果に基づく補正によれば、年に1回だけなのでしょう。

しかし、水俣測候所のデータを見れば、最大風速は毎月6mを超えているのです。それが補正により年に1回だけしかないと言うのですから私は疑います。更に、この風速5.5mで砂埃が立つというのも目安としてはそれこそ分かりやすいかも知れませんが、これは地面に静止している状態から砂埃が立つのに風速5.5mが必要なわけであって、トラックから下ろす時、覆土をする時、トラックの走行時には飛散する物質は地面に静止していないのです。この時であれば基準未満の風速でも簡単に砂埃が飛散します。

また、焼却灰の場合は粒子が砂埃よりも更に小さいので、風速が1m未満であっても車から下ろされたたりブルドーザーで整地作業をすれば簡単に飛散します。微粒子はよく遠くまで飛散します。「粉塵の発生はほとんどないものと考えられる」というのは、都合が良すぎるのではないのでしょうか。

昨年水俣茶組合の方が処分場予定地とほぼ同じ標高の桜野上場にある茶園で灰をまく実験をしました。この時の平均風速は0.9m、最大風速は1.9mでした。私はビデオでその実

験の様子を見ました。袋に入った灰をトラックの荷台ほどの高さの所から地面に落とすと、地面にたどり着く前から風によってゆっくりと流れてゆき、地面に落ちた灰もまた舞い上がって飛んでいきました。繰り返しますが、この時、この場所での平均風速は0.9mです。それでも飛散しました。

IWDが運んでくる廃棄物の中に焼却灰が含まれています。これも実験の灰と同じように微風でも飛んでいくことでしょう。

最後に4つ目の焼却灰や粉塵等の飛散防止についてですが、「風の強さに応じて覆土や散水回数を追加するなど状況を考慮した即日覆土作業を行う。飛散防止対策を実施しますので、飛散防止は可能であると考えます。」と見解書で述べています。

粉塵、焼却灰など、微粒子の飛散を防ぐための散水には大量の水が必要とされることでしょう。それこそ霧状の水を常にかけてかき混ぜないと飛散を防ぐことなど出来ないはず

です。皆さんもご存知かと思いますが、小麦粉に水をかけてもすぐには混ざりません。かなりかき混ぜないと粘土状にはなりません。それと同じように焼却灰は粒子が小さいので、中まで水が浸透しにくいのです。水をかけたぐらいで飛散を妨げることが出来るのでしょうか。

私の疑問は続きます。どれほどの風が吹いたら、覆土や散水をするのでしょうか。その風を計る風力計は処分場のどこにどのように設置するのでしょうか。そしてどのような散水の仕方をするのでしょうか。微粒子も捉えるような散水の仕方をしてくれるのでしょうか。更に言えば、風速が何mになれば搬入自体を止めるのでしょうか。

残念ながら準備書や見解書では何も明らかになっていません。焼却灰が一度飛散してしまえば周辺の田んぼ、畑、茶園にまで飛んでいくことでしょう。周辺の自然環境、生き物、人間に与える影響を考えるととても恐ろしくなります。IWDの言うように、飛散防止が果たして出来るのでしょうか。

そもそも自然の土や自然の水に戻るものの出来ないものを持ち込んで、環境に与える影響がないわけがありません。今ある基準値を守るからといって、それが将来環境に影響を及ぼすことはないという保証はどこにもありません。現代の科学ではまだ解明されていないだけのことなのです。

水俣の再生しつつある豊かな海、山、川、里をよりよい姿で、次のそのまた次の世代に残したいのです。

県や審査会の皆様も、今一度IWDの出した準備書、見解書の中身が受理し、検討するものに足るものなのかをよく考えていただきたいです。

人間のすることに完璧はない。産廃処分場に絶対安全ということはないのですから、取り返しのつかないことはもう今までにあり過ぎるくらいありました。「また」ということにならないようにまっとうな決断をお願いします。

【公述人20】

水俣市中鶴に住んでいます。ここにいらっしゃる皆様の中にも、昨年縦覧されていた準備書を読んで、意見書を書かれた方は大勢いらっしゃると思います。私も準備書を読みました。専門用語とか、生まれてこのかたお目に掛かったこともないような数式がこれでもかと並んで800ページもあるような分厚いものでした。しかしいざ覚悟を決めて読んでみま

よ」と結論づけられてはおりますものの、素人目に、そこに至るまでの根拠が素人目にも疑問符だらけの代物でした。

もう少し突っ込んで読んでみますと、最初から結論ありきの準備書であることが見えてきて、用地選定の根拠からして怪しいものでした。何で水俣に作るのか、何で山の上に作るのか、何一つ理由が書いてありません。

水俣湾埋立地に、151万^mもの水銀汚泥を抱え込んでいる水俣に、更に200万^mもの産業廃棄物を持ち込もうというのは、どういう了見なのかまったく分かりません。でもこの準備書はいろいろなところでこの調子です。

根拠のない結論、根拠があっても理由は薄い、首を傾げるようなデータの引用、矛盾した調査結果、そればかりではありません。準備書には誤字や脱字があったり、もっともらしく何の説明もなしに出される用語はページによって使い方がまちまちで、同じものを説明するのに違う言葉を使うこともままあるのは、IWDが用語のそのものを理解していないからとも考えられます。

更に著作権をたてに私達に準備書のコピーを禁じたIWDですが、準備書の中ではいろいろな文書から引用しているのに、その引用元を明記していないのはIWDが著作権の侵害しているとも考えられます。

県に提出する文書としてはとてもお粗末。IWD東亜熊本が私達の要望している3回目の説明会を開かないのは、こんな準備書をもとに私達住民が満足出来るような説明が出来ないことを知っているからじゃないかと穿ったことを考えたくもなろうというものではありませんか。

このような準備書を作る会社が、最終処分場を作ってみたらどんなもの出来るのか。少なくともIWDの小林社長が何回も繰り返していたような、日本一の産業廃棄物最終処分場にだけはならないだろう、出来ないだろうと思うのは私だけではないでしょう。

最初に水俣に越してして、1年2ヶ月の新参者と言いました。その前は神奈川県にずっと住んでおり、家族や友人もそちらにいて、水俣に親類縁者がいるというわけではありませんし、九州には観光旅行でそれまでに2回来たことがあっただけでした。

水俣に来た理由の一つは、石牟礼道子さんの『苦海浄土』を読んだからです。皆さんは故郷という言葉聞いたときにどんな風景を思い浮かべますか。水俣の川や海、森や山、生まれ育った場所をすぐに思い浮かべられる方は多いんじゃないかと思います。津奈木や芦北、あるいは御所浦の光景を思い浮かべられる方もいらっしゃると思います。『苦海浄土』という小説に私が魅了されたのも、そこに登場する一人一人の方が持っているそうした故郷の光景でした。

それは例えば、山中九平少年が一人で野球をしていた湯堂部落でもあり、時計のように規則正しい暮らしをしていた仙助老人が見下ろした月浦でもあり、坂上ゆき女が茂平どんと船を漕ぎ出した不知火の海でもありましたが、そのうちのいくつかは既に失われた風景で、一度破壊された環境が二度と元には戻せないように、同じものを見ることは出来なくなっています。

けれども私にはそもそも故郷という言葉で思い出す場所がありません。確かに子供時代を過ごしたり、学生時代に通った風景はいくつか思い出せますし、母校の前を通りかかって、最近通りかかったんですけれども、懐かしいとは思いますが、それは私にとって故郷の光景ではないし、10年間毎日富士山が見える所に住んでいましたので、富士山も改めて見直し、最近正月に帰って懐かしく見直したんですけれども、懐かしく思うものでもあ

りません。皆さんが矢筈岳とか鬼岳に対して懐かしい、あの湯の鶴とか不知火の海とか、水俣湾を見て、ここが自分の故郷だと思ふようなそういった光景を私は持っていません。そんな私にとって『苦海浄土』がみせる世界というのは、とても眩しく映りました。憧れといってもいいと思います。ですが、現実の水俣がそのように懐かしい、美しいばかりでなかった事はここにお出での皆さんの方がよくご存知だと思います。

そして水俣がどのようにして立ち直ろうとしているか、エコタウンやゴミの22分別を見ても目指す方向は明らかです。お恥ずかしながら私の家族の住んでいる市には、このような姿勢は全く見られません。ペットボトルや瓶、缶は個別に回収します。でも、ごみ箱に無造作に捨てられていくプラスチックや紙、ゴミ、なにより生ゴミを見て、プラスチックは分別してきれいに洗ってリサイクルしなくちゃ、紙、ゴミは束ねて、細かい紙は封筒に纏めて再生紙にしなくちゃ、生ゴミはポストに捨てなきゃ駄目だって、捨てるということ自体が間違っている発想だと思うんですけども、ポストに入れなきゃ駄目じゃんというふうに私が故郷で思ったこと、故郷というか実家で思ったことを皆さんならば理解していただけるのではないかと思います。

水俣病の発生地となり、そのために環境に気がつかったモデル都市になろうとしている水俣、そこに産廃処分場が何食わぬ顔で居すわってしまったら、誰が水俣市を環境モデル都市、水俣病の教訓を生かした都市と認めてくれるでしょうか。

県の方に今一度お願いします。環境影響評価準備書は私だけでなく、大勢の方が意見を述べ、意見書として提出されていますが、水俣市民の命と水を預けるには到底足りないお粗末なものですから、IWDに再提出をするよう求めてください。更に水俣は埋立地にある水俣病慰霊の碑には次のように刻まれています。「不知火の海にあるすべての御霊よ、二度とこの悲劇は繰り返しません。安らかにお眠りください」どうかこの言葉に背かないよう県の英断をお願いして私の意見を終わらせていただきます。

【公述人21】

私は初野でみかん園をやっております。私は、風評被害について一言申し上げたいと思います。

IWD東亜は風評被害については起こらないように管理・運営しますと言っていますが、その具体的な方策は何も講じられておりません。私は水俣に最終処分場が出来ること自体が風評被害を招く大きな原因だと考えております。かつて水俣は、水俣の農産物は本当に売れない時代がありました。水俣というだけで売れない時代があったわけなんです。

私はお茶を作っている友達に、「あんたどもはお茶はどげんして売りよっとや」と質問をしたことがあるんです。彼曰く「水俣の名前ば出せば、お茶は売れんもね」と。それで「八女に送ったり、静岡に送ったりして、八女茶、静岡茶として売ってもらいよっとたい」とそういう話でした。

今考えてみると、今だったら産地偽装、いわゆるJAS法違反で大変なことになるわけなんですけれども、当時はそういうことについては非常にあまい時代がありました。ですから、別に何ともなかったわけなんですけれども、甘夏みかんにしても然りなんです。

甘夏は最初、私も関係しておったわけなんですけれども、最初売った時はマル水の印で売っていたわけなんです。ところがマル水じゃ売れないもんだから、マル田に変わったわけなんです。今なら大変な産地偽装になるわけなんですけれども、風評被害については本当に実例があります。皆さんも記憶にあると思うんですけども、埼玉県所沢の例です。

当時のニュースキャスターだった、久米宏のニュースステーションで、所沢のハウレン草からダイオキシンが検出されたと、そういうニュースが流れた途端に、翌日から所沢の農産物は全く売れない時代がありました。

裁判沙汰になりまして、決着するまでは約1年以上の月日が経ったわけなんですけれども、その間の農民の苦しみというのですか、いわゆる収入がないわけですから、大変な時代を過ごしたわけなんです。

水俣にもそういう時代が来ないとは限りません。水俣は苦しい経験をして市民の総意で環境都市水俣として再生したわけなんですけれども、農産物もやっと水俣ブランドとしてサラダタマネギ、あるいはデコポン、あるいはお茶、やっと大手を振って売れるようになったわけなんですから、これを今更汚してはならないと思うんです。

こんな矢先に産業廃棄物が出来ると、再びイメージが悪くなり、農産物が売れなくなる恐れはあります。イメージ悪化だけではなく、実害が生じる恐れもあります。産廃処分場予定地の周辺には水俣産お茶の生産地、約80ヘクタールがあるわけなんですけれども、先程も何人も申し上げておられましたですけれども、粉塵による実害は必ず起きると思っております。

IWD最終処分場の影響について、通常焼却施設等の煙突から廃ガスに含まれる有害物質は拡散や付着することによって発生することが考えられます。本事業は埋立事業であれ、有害物資を発生する煙突の設置もないため、農産物への影響はないと考えております。なお、埋立地の飛散においては、風の強さ等に応じて覆土や散水回数を追加するなど、状況を考慮し、即日覆土を行い、飛散防止対策を実施しますと、そういうふうに書いてありますけれども、本当にそれは出来るんでしょうか。

1日約100台ぐらいの産廃、いわゆる10トン車で100台ぐらいの焼却灰とかいろいろな物質を持ってくるわけなんですけれども、100台というのは1時間に換算すると12.5台なんです。1台当たり約5分なんです。5分の短時間で飛散防止が出来るんでしょうか。あるいは散水が出来るんでしょうか。いささか疑問に思います。

もう一つ考えられる事は、水俣は日本国内はもとより外国からも環境の勉強のためによく人が来ます。でも最終処分場が出来たらイメージが非常に悪くなりますから、おそらくこういう人達が今後は水俣に環境学習というのが来るんだろうかという非常に疑問もあります。

もうこれ以上の事はできませんけれども、とにかく水俣には産廃場はいりません。

【公述人22】

私は、現在活動をしております桜島火山とかあるいは霧島火山、それよりも古い肥薩火山区と呼ばれております火山地質の研究、調査をしております。そういった地質調査の経験から、今回意見を述べさせていただきます。

その意見というのは、まず計画地の湯出川の北東側斜面、計画地の北東側斜面にある湯出川砂岩の斜面崩壊、それから活断層と地震の評価、その二つについてお話したいと思っております。これらについては事業者は、正確に準備書等ではきちんと捉えておられないように思われます。

それでまず斜面崩壊についてですが、皆さんご存知のように、平成15年7月20日の豪雨災害、それからもう今年で5年目に入ります。宝川内集川の土石流、それから湯出川、水俣川の流域の100ヶ所以上での斜面崩壊、この災害はこの水俣にとっては非常に近年にない

大災害で、自然の猛威を改めて見せつけられたのではないのでしょうか。

私は、この災害の直後から崩壊した場所の地質と、その崩壊の関係を調べてまいりました。その結果、処分場が計画されています湯出川の流域、そこでは特に新屋敷地区でそういった計画地の近くの新屋敷地区で斜面崩壊がありました。その付近の地質の状況についてお話ししたいと思います。

湯出川流域の台地は安山岩溶岩が多い湯出川流域斜面は、上の方はそれらの溶岩が作る崖になっており、その下の方は火山灰や火山礫等からなる凝灰岩質岩石の急斜面になっています。これらは今から200万年前～250万年前の火山活動によりこの地域に堆積したものです。なお、湯の鶴の温泉街には約1億年前の海底に堆積した砂や泥が固まった地層もあります。つまり計画地付近は、約1億年前の古い海底の堆積岩と最近200万年前の頃の陸上の火山噴出物から構成されています。

更に湯出川流域の急斜面は、1、2mの厚さのある崖錐堆積物に覆われています。これは長い間に上にある溶岩が節理などの割れ目にそって崩れ落ちて、斜面に堆積したものです。平成15年の豪雨による斜面崩壊は、斜面を覆うこの崖錐堆積物が崩壊したものです。計画地北東側斜面にも多くの崖錐堆積物があり、更に水俣市の調査によって地滑り地形も確認されています。

つまり、溶岩崩落による崖錐堆積物の形成、豪雨による崖錐堆積物の崩壊と地滑り、斜面の後退、そういったことが長い間繰り返されることによって、処分場の側面の壁が壊れ、廃棄物が流れ出す心配があります。

事業者は意見内容320、斜面崩壊で指摘されている意見について「受け盤は崩壊しないとはいってありませんが、崩壊が起こりにくいことは事実です」と書いておられます。意見内容320は、今述べたように斜面上の崖錐堆積物が崩壊し、ひいては斜面全体の崩壊につながるのではないかという心配です。

事業者はこの地域の地質の事実を利用し、あるいは崖錐堆積物の存在を無視して受け盤という一般的な地質概念を持ち出して、崩壊しにくいと説明されています。この説明は意見内容に対して、きちんと答えてはもらえないように思いますが、如何でしょうか。

次に活断層と地震の影響について述べます。

活断層研究会によって出水平野と紫尾山との境界に「出水断層帯」と呼ばれる活断層が知られています。これは計画地の南の招川内付近から南西方向に約20km、出水方面に伸びています。この北東方向に湯の鶴温泉があります。

ご存知のように活断層という言葉は、昨日で13年になる阪神・淡路大震災によって非常に一般に知られるようになりました。そして、それをきっかけにして政府の地震調査委員会が組織され、全国の活断層調査が行われました。「出水断層帯」も平成16年10月にこの調査委員会によって報告が出されます。

その報告によりますと、地震発生についてこの活断層が動くとマグニチュード7.0の地震が起こると推定されています。平成17年3月20日に起こった福岡県西方沖地震、玄界島の被害が大変大きかったですが、その時震源に近い福岡市で震度6弱の揺れです。「出水断層帯」と計画地までの距離は福岡県西方沖地震の震源と福岡市までの距離より短いので、計画地付近では震度6弱以上の揺れが考えられます。

気象庁震度階の「震度6弱では地割れや山崩れが発生することがある」とあります。事業者はこのような地震の影響について検討をされたのでしょうか。

また、処分場計画地付近には、先の地震調査委員会の報告には活断層が書いてありませ

んが、近くの湯の鶴温泉は「出水断層帯」の北東延長部です。事業者は「崖錐堆積物のような第四期堆積物は切断している断層はありません」ということで活断層はないと断言されています。しかし、活断層の認定、あるいは存在しないということの証明は大変難しいと思います。特に活断層についてあるかないか、その影響について慎重に判断していただきたいと思います。

昨年7月に起こった、新潟県中越沖地震で柏崎刈羽原子力発電所の原子炉が停止し、建屋の一部から火災が発生するなど重大な事故が起こりました。発電所建設の前調査でも、柏崎の海底に活断層が認定されていましたが、長さが短く断層の上にいる地層に変位を与えていないため、第四紀後期における活動はない。つまり発電所への影響は少ないと評価されていました。

そのようなことで、そういった事実に基づいた調査準備書をお願いしたいと思います。

【公述人23】

私が住んでいる長崎地区の飲料水についてちょっと申したいと思います。

私が住んでいる長崎地区は、最終処分予定地に行く途中の集落で、その飲料水の生活用水についてお話をしたいと思います。この地域の飲料水の水源は、現在、最終処分場の建設予定地より北西に3キロ程下ったところにあります。

最初の水源は、昭和30年代後半に地区の2キロ程上った建設予定地から1kmのところですが、茂川地区の現在のゴルフ場近くに湧水を見つけて、そこから谷づたいに長崎地区の山間の貯水タンクまで、そして地区内をツルハシで掘って塩化ビニール管を埋めて工事を行っております。

当時は地区の蓄えも少ないもので、先程申しましたように多くの工事を地区の住民の手で長期の苦役というか、そういうことでなされたと聞いております。

その後40年代に茂川地区にゴルフ場が出来ております。その配水池が長崎地区の水源の上の方に50mぐらい離れた所なんです、そこに作られておりました。

それから60年頃ですが、ゴルフ場の除草問題とか農薬問題について問題になった頃に地区内で茂川のゴルフ場で農薬を使ってないのかとか、あの配水池から水源までの距離では影響が出ないのではないのかとか、どこか体が悪い人はいないのかとか、集まった時にはいろいろ水の問題について話し合ったものです。

他にその時に他に水源を探そうかという話も出ましたが、他の水源を探すにはやっぱりお金がたくさんいるもので、ましてや住んでいる人が年寄りや年金生活世帯が多いもので、資金不足で断念しておりました。それからしばらくして60年頃ですが、冬場の雨が少ない時期、やはり2月、3月になると決まって毎年のように断水するようなことが続いておりました。

この地区に水がないと、ちょっと生活が出来ないもので、その飲み水や炊事、洗濯、風呂ということにすべて水が関わってきて、なければ生命にも関わるといふような問題が続いておりました。この時期に若い人は仕事に昼間は出ているんですけども、残った老人達は、遠くにある湧き水とか朝のうちに溜め水とかして生活を送っておったところです。

そういうことをしながら数年間過ごしたんですけども、8年の11月頃からとうとう水が不足してきまして、水源の湧水量を計ってみたら、ほとんど出ていなかったような状況がありました。それで新しい水源を探そうということで、もともと水にちょっと不安があったということをお話し合っただけで新しい水源を探すことになりました。遠くに探すよりも近

くに探そうということで、工事費とかで近くを探したところです。

問題というのは、この水源の水なんですけれども、新しい水源が最終処分予定地の地下水のヘキサダイアグラムというか、それと長崎地区の水源のヘキサダイアグラムが何か似ているということを知ったもので、そう聞くといろいろ不安が膨らんで、疑問だらけになってきまして、同じとなるとどうなるんだろうとか、そこに溜まって長崎の水源に流れてくるんじゃないだろうとか、また、そこに遮水シートを広げると長崎に来る水がなくなるんじゃないだろうとか、最悪の状況で書いてあるんですが、二重遮水シート、漏水検知システムということで、業者の方は監視しますということで書いてあるんですが、モニタリングを行ったり耐用年数とか強度を信用しろと言われても、あのような説明の状況ではとても信用も納得も出来ないという状況です。しかし、着実に手続きそのものは進んでおります。

その漏洩システムそのものにも疑問があって、見えない部分に永久に埋めてしまうと、そういう状況では不具合が発生しても、どこまで信用出来るかという部分があります。自己監視であって、その限界があると考えでおります。

あのような疑問をぶつけられてもまともに答えられない業者が、自己監視システムで、管理でまっとうに答えるとは考えられませんので、その点をちょっと疑問に思っています。

その間、漏れを完全に遮断する間掘り起こして、修復する間も長崎地区の人は水は飲み続けると思っております。異常があってから連絡しますと言われても影響調査を完全に実施していない業者に「わかりました」とは言えません。とても信用出来るような状況ではないということです。

企業の準備書は都合のいい事ばかり書いてあるようで、水を軽視しているような、住民の命を軽視しているような状況との思いです。長崎地区は老人の多い地区です。助け合いながら終の住処として平穏に過ごしております。そこに環境破壊の処分場建設となると、そこで生まれ育った者も住まないような集落になって、若者が増えない限り2、30年後はこの地はないような状況だと考えております。事業者の説明会でも、水の調査は言われっぱなしで不明のまま、住民に納得が出来ないものでした。

それからこれは言わなくても分かっていると思いますが、第1回の環境影響評価審査会のことですが、審査員の方から説明や助言をいただいてもその場しのぎの受け答えのようです。準備書の段階で手続きのための住民の納得の得られない、そのような説明会しか出来ないような企業が準備書に書いたことが守れるとは到底思えません。くどいようですが、建設用地の地下水がどう流れているのか、影響があるのか、調査をして流れを解明して欲しいと思っております。

水脈があれば当然その下で、それを利用している、生活している地域への影響は明らかであるので、水脈が通っている地域には建設の許可をしないようお願いをいたしたいと思っております。県は、IWD東亜熊本に科学的な根拠のある調査を完全に行うよう指導してください。

それと準備書の内容について県の方から、自ら検証して欲しいと思っております。

また、この問題が長引くようであれば、地域のねじれ、地域の分断が起こり得ると考えておりますので、そこも含めて早急に判断を意見書として取りまとめることをお願いいたします。

【公述人24】

市役所の最終処分場を担当する部署に勤めておりますが、今日は市の職員としてではなく、一人の市民として意見を申し上げたいと思います。

私は今回の最終処分場計画の施設構造、特に遮水工についての意見を述べたいと思います。

最終処分場建設について、住民が最も心配し、恐れているのは処分場の廃棄物によって汚染された水が外部に漏れて、人々の暮らしに最も大切な生活用水や水道水を汚染するのではないかということです。

この事は事業者提出された多数の住民意見や、今回の公聴会の意見の中でも多くの方が意見を述べられているとおりです。

環境影響評価制度の中では、施設構造等については詳しい説明が求められているわけではないかもしれませんが、しかし、処分場の周辺環境への影響を的確に予測し評価するためには、まずその前提となる施設の計画や規模、構造等について事業者は出来得る限り積極的に明確に情報を開示して、それらの情報等をあわせて調査結果を十分検討した上で予測、評価するのが、制度の趣旨からも、また、良識ある企業の姿勢としても当然のことではないでしょうか。

このような視点から、IWD東亜熊本の準備書や、事業者見解書の内容を見ると、極めて不十分であり、誰が見てもとても納得出来るようなものではないと思います。

このまま手続きが進んで、処分場建設がもし許可されるようなことになれば、水俣市民は勿論、熊本県にとっても取り返しのつかない事態を招くことになります。この点を最初に強調しておきたいと思います。

さて、遮水工についてですが、準備書には極簡単に最小限の情報しか記載されていません。住民意見に対する見解にも事業者は極めて限られた情報しか示しておらず、住民がその安全性を確認出来るようなものではありません。

事業者は見解書の中で施設構造について多くの箇所で、「詳細は今後の熊本県関係当局との協議により決定します」と述べています。これは明らかに事業者の逃げの姿勢を示すものです。

アセスメントの段階でもある程度詳細な施設構造等の内容が決まっていなければ、正しい予測や評価は出来ないはずですが、また、事業者の計画内容について県は審査をするのであって、事業者と県が協議して計画内容を決めていくわけでもありません。事業者の言い方では、あたかも県と話し合わなければ詳細な内容は決められないというように受け取れます。事業詳細を決めるのは、当然事業者であるわけです。事業者は情報の提供に極めて消極的ではないでしょうか。

まず、遮水シートについて述べたいと思います。遮水工の要である遮水シートの具体的な製品名、材質、耐久性、耐用年数を示すべきです。そしてその耐用年数について根拠を証明出来るデータ等を明らかにすべきです。

見解書の中では、遮水シートの耐用年数は使用方法によって様ではないとしていますが、では、どのような使用方法で、どのように耐用年数が変化をするのか示していただきたい。更に遮水シートの劣化要因と、それを排除する方法について、劣化要因毎に具体的に説明していただきたいと思います。

また、「遮水材は日本下水道事業団の防食被覆工法に適合する十分な耐薬品性がある。このため物性が低下して遮水機能が低下することはない」としていますが、その根拠資料

と、それを裏付ける試験結果等を示していただきたい。遮水シートの品質がいかに優れたものであっても、それを施工するのは人間です。施工時に問題が起きないかどうかも重大なポイントであると思います。遮水シートの施工方法、施工時の管理、特にシートの継ぎ目やケーソンとの接続部分の工法などについて、具体的に説明していただきたい。

次に漏水検知システムです。遮水シートと同様、漏水検知システムについても設置を予定しているメーカーの名前、システムの内容、配置計画図、検知の頻度、センサーの精度等について、具体的かつ詳細な説明が必要であると思います。その上でセンサーがシートの破損を検知した場合、破損部分を確定する確率はどれぐらいなのか、シートの中に溜まる、浸出水による中間材への影響はないのかどうか、センサー電極の腐食の可能性とその際の対処方法について等、明らかにすべきであると思います。

更に漏水検知システムが作動しなかった場合の漏水の確認方法、具体的に予備システムや代替手段を考えているのかどうかについても説明すべきだと思います。

次に、破損時の対応についてです。破損が検知された場合すみやかに破損箇所を特定して、掘削し補修することは当然のことです。問題はその補修工事がどのくらい時間が掛かるのかということです。シートの補修工事が完了するまでは漏水を止めることは不可能ですから、結局この間は地下水が汚染され続けるということです。補修工事に時間が掛かれば掛かるほど汚染は拡大します。事業者はこの期間がどれくらい掛かるのか明らかにしていません。

また、この間の漏水による汚染対策はどのように考えているのでしょうか。この点も明らかにすべきです。

見解書では1枚目の破損を確認した時点で破損対策を行うので、2枚目の遮水シートによる遮水機能があるため、地下水には影響が生じないと記載されています。遮水シートの厚さはわずか1.5ミリ、遮水シートと遮水シートの間は厚さ1センチ、しかも水を通す透水性シートです。事業者は2枚の遮水シートが同時に破損することは全く想定していないようです。そのような可能性や対策は想定する必要はないのでしょうか。これでは万が一の場合を考えておらず、事業者としての説明責任を果たしていません。

更に事業者は全国の最終処分場の遮水シート破損事故の事例を引き合いに出して、5m以上を埋め立てた時点で破損した事例はほとんどないとか、10m以上埋め立てが終わった時点で、破損することは少ない傾向にある等と述べています。これだけでは根拠として極めて不十分です。全国の破損事故の事例を調べたのなら、その情報もすべて開示すべきではないでしょうか。また、データが少ないからといって、直ちに破損事故そのものが少ないということは信じられません。事例はあくまで公表された事故にすぎないのではないのでしょうか。問題にすべきは事故が多いか、少ないか、その件数ではなく、事故が起きていること、その事自体です。

確かに起こる可能性のある事故に対してどう対処するのか、被害の発生を未然に防止するためにどのような迅速な措置をとるのか、そのことを全国の事例などを紹介しながら私達は具体的にこう対処するということをきちんと説明していただきたいと思います。

また、遮水工の破損原因として地震については全く想定されていません。この地域に地震が起こる可能性はないのでしょうか。

水俣のすぐ近くにある「出水断層帯」では、先程もお話がありましたけれども、マグニチュード7程度の地震が発生すると推定されています。地震が発生した場合の考察、被害の予測、その対策についても検討して示していただきたいと思います。

最後に県の方をお願いを申し上げたいと思います。IWD東亜熊本の今回の最終処分場計画のこれまでの経緯を見た時に、はっきり言って、建設計画自体を断念すべき時が来ているのではないのでしょうか。環境影響評価手続きの中で見ても、事業者説明会でみえた企業の無責任な姿勢、3万3000通を超える膨大な住民等からの反対意見、準備書や見解書の数々の不備や問題点、このことは市長意見の中でも具体的に指摘されています。

そして今回公聴会で述べられた住民の切々たる思いや、水俣に作る不条理さなど、これまでのすべての状況からして、もはや事業者が最終処分場建設に向けた手続きを進めていくことは事実上不可能なのではないのでしょうか。そこで県におかれましては、事業者に対して計画断念を是非勧告していただくことを望みます。

勿論今は環境影響評価手続きの途中であって、制度上そのようなことは言えないとおっしゃるかも知れませんが、しかし、制度等を離れて、超法規的に勧告や助言、指導等は出来るのではないのでしょうか。

水俣市民のために、また事業者にとっても出来るだけ早い時期での計画中止が望ましいと思います。

県民の生命を守るという立場に立った県の大局的な判断と行動を期待します。

【公述人25】

私は芦北町に住んでおります。私、不知火海で漁業を営む者として、また、水俣病患者としての立場から意見を述べさせていただきます。

私の生まれた津奈木町福浦です。今は、その対岸の女島で暮らしております。実家は漁業を営んでおり、小さな頃から福浦湾で地引き網や刺し網の手伝いをして育ちました。15歳になると、父親と兄と共に船に乗って水俣の明神湾の方に漁に出掛けてきました。昭和34年頃だったでしょうか。水俣の明神湾に行くとたくさんの鰯がおりものすごく捕れました。その鰯を飼い猫に食べさせると、猫がきりきり舞い、涎を垂らし、戸に当たるようになったのです。1週間ぐらいの間に、数匹の猫がいたんですが、全部死んでしまいました。それから私と水俣病の始まりです。

昭和47年頃には、水俣病の影響で魚が全然売れなくなりました。生活費を得るために福岡に出稼ぎに行ったこともあります。子供が学校に通っていたということもあり、私は体の具合が悪くても水俣病の申請をしないでいました。子供達の将来に影響するといけなと考えてのことです。しかも身近な人から、年をとって病状が出てきたらどうするの、申請をしなさいと進められ、申請に踏切りました。

今までの運動を振り返れば、長い長い間でした。何度も途中で止めようと思いましたが。仲間や周辺の力添えがあって、今までやってこられたのです。

3人の子供を育てながら、漁業をしながら、暮らしている傍ら、裁判や座り込みに参加してきました。

95年の政府解決策は苦渋の選択でしたが、そこまでやる事が出来たのは皆で頑張ってきたからだろうと思います。

私達の地域は、捕った魚を芦北漁協へ水揚げします。新鮮で安い魚を食べていただこうと毎月2回漁協で朝市を開いています。

漁師仲間は年々歳をとり、体があちこちいうことを聞かなくなってきました。10年前までは若い漁師さんだったのですが、仕事に体がついていかないと思うこともあります。朝早くから夕方まで船の上で立って作業をするのは重労働です。

この頃は週に5日ぐらい漁に出ます。時には週に3日ぐらい休む時もあります。若い時は仕事を休んだことはありませんでした。1週間も休んだことはなかったのですが、最近、体調が悪くなればそのぐらい休むことも出てきました。時間があつたらいいなと思う時があるようになりました。

気掛かりなのは、若い後継者のことです。乱獲や環境の悪化により魚が昔のように捕れなくなっています。近年は魚の値が下がり、その上に船の油代が値上がりしています。漁業者達は漁に出ることが儲けになるのか、赤字になるのか、考えなくてはいけなくなりました。集落ごとの船数も年々少なくなっています。このままの状態が続けば、不知火海で漁師をする人はいなくなってしまうでしょう。このような苦しい状況に漁師達は追い詰められているのです。

そこへ更に水俣の水源地に産業廃棄物処分場が作られるといえます。そうなれば水俣や水俣の水を飲む御所浦の人達の健康が脅かされるでしょう。

山から流れてくる水を受け入れる不知火海も影響が及ぶことでしょう。体力の衰えた不知火海は持ち応えることができるのでしょうか。

水俣病が起き、その後も治山工事や河川工事、ダム工事、ダム建設、家庭排水、産業排水などで深手を負い、痩せ細った不知火海の姿は現在の漁業者の姿と重なって見えます。

水俣病を経験した私が、この不知火海の大切さを身にしみて感じてきました。水俣病の起こる前のかつてあつた豊かな海を取り戻せたらと、願わずにはおられません。そのためにはまず、不知火海周辺の山や川、海の繋がりが健全である必要があります。海が少しずつ回復しようとしている今、水俣に産業廃棄物処理場を作ろうというのはどういうことなのでしょうか。

熊本県は、不知火海一円の人と自然の営みよりも、一企業の利益を優先されるのでしょうか。これ以上私達から生きる希望を奪わないでください。例え時間が掛かっても子供や孫に豊かな不知火海を手渡していきたいものです。

【公述人26】

水俣市浦上町に住んでおります。今日はIWD東亜熊本の産廃処分場処理場の準備書について環境保全の見地から搬入道路、平町について意見を申し上げます。

このことについてはたくさんの方が既に意見を申し上げていらっしゃるかもしれませんが、それだけ関心が、問題が多いということで、重なるところもありますけれども意見を述べたいと思います。

IWD東亜熊本が計画している平町の搬入路は、普通車同士でもスピードを落として、注意して離合している狭いところです。IWD東亜熊本は、1日55台の大型車の搬入を計画しており、上りと下りを合わせると平町を通る大型車は110台になります。IWD東亜熊本が調べた現在の大型車両の交通量は、上りが114台、下りが102台、計216台が通行していることになっています。それにIWD東亜熊本の大型車110台がこられると、更に単純計算でも326台が1日にあの狭い平町を通ることになります。

IWD東亜熊本の車両通行状況調査は、朝6時から夕方6時まで、12時間行われております。それを計算すると、平町の1時間あたりに27台が通り、その後上り下りの大型車の離合が1時間に13回ある状況になります。平町では離合出来ませんので、平町を避けてから離合することになります。これは、約4、5分毎に大型車両が離合することになります。

平町は大型車と大型車の離合は出来ませんので、大型車と大型車の間に市民の車やバイ

ク、自転車、高齢者の手押し車、そして子供、歩行者とペットがいることとなります。

実際の搬入時間は、営業時間となります。営業時間の朝9時から夕方5時までで計算すると8時間に283台となり、1時間当たり35台となります。もう糞詰まりの状態となります。そして平町には、踏切もあり大変危険です。平町の交通が混み合うと、南福寺や湯出方面から車両、及び3号線や商店街から来る車両にも影響します。つまり3号線まで繋がる渋滞が予想できます。

本来IWD東亜熊本は、環境評価を行うのであれば、実際に一日上り下り合わせて110台を一定期間運行させて調査すべきです。そして評価を出すべきです。

また、この平町には医療機関や学校などがあり、大変危険です。もし事故があったら救急車も通れない状態となります。火災が発生したら消防車も消火作業に影響し、大災害になることが考えられます。

このようリスクを発生するのは平町だけの住民ではありません。平町通りを通るすべての地域、南福寺、大窪、新屋敷、大森、白岩、湯出、長崎、茂川、木臼野、三本松、頭石、招川内、そしてIWD東亜熊本の事務所があります茂川地域にも言えることです。

IWD東亜熊本はこのように都合の悪い所はきちんと調査していません。よってIWD東亜熊本の環境評価準備書は不完全なものであり、提出出来る完全なものではありません。リスクは発生する前に手を打つのが現在では常識です。今問題になっている鳥インフルエンザと同じです。

私が県知事だったら突き返し、受け付けることはしません。是非市民の意見を真剣に聞いていただいて、水俣病の教訓に学び、将来に禍根を残さない判断をしていただきたいと思います。

【公述人27】

私は、水俣市昭和町に住んでいます。生まれは今回IWD東亜熊本が処分場を計画している湯の鶴地区の生まれです。私はこの公聴会において、技術論争ではなく、水俣市のまちづくりにIWD東亜熊本が計画しているこの事業が必要かどうかを検証するためにエコタウンについて意見を述べたいと思います。

皆さんもご存知のように平成16年に環境アセスに則って、事業者より方法書が提出されました。その方法書に対して、熊本県知事は「水俣エコタウンプランと連携させてコンセプトを計画の中でどのように展開をさせるのか、明確に示すべきである」との意見を事業者に提出をされました。この意見に関連して準備書への住民意見として、事業者見解の概要の4ページ、No8に記載されています。内容は次のようになっています。

準備書の665ページ、県知事意見書No6に「本事業は環境モデル都市づくりを宣言している水俣市に計画されるものであることから、水俣エコタウンと連携させたコンセプトを計画の中でどのように展開させるのか、明確にすべきである」とあり、それに対して、「水俣エコタウンと地域のリサイクル事業者や中間処理事業者から排出される残渣物の受け皿となることで、これらの事業者が安心して事業を行うことが出来るようになる」と考えています。」と回答しているが、次から質問になりますけど、「それはエコタウン企業の意向であるのか、エコタウン企業と地域のリサイクル事業者や中間処理事業者の範囲を明確に示すべきである。エコタウン企業と地域のリサイクル事業者や中間処理事業者以外の廃棄物は受け入れないのか」という質問が出されています。

これに対してIWD東亜熊本は、「適切な産廃最終処分場の建設は、エコタウン企業の

みならず、行政、製造業者、建築業者等のすべての産業活動を行う人々、ひいては産業活動に従事し、直接的、間接的に廃棄物を排出して、生活の利を得ているすべての人々に必要であると考えております。エコタウン企業と地域リサイクル事業者や、中間処理事業者の範囲についてはエコタウン及び他の地域からの受け入れを考えており、エコタウンに限定するものではありません。」とこのような回答をしております。

この回答は、質問の「エコタウン企業の意向については何の回答もありませんし、またエコタウンプランと連携したコンセプトはどうなっているのでしょうか。詳細な説明はほとんどなされていません。」

IWD東亜熊本は、このような誠意のない中身の薄い回答しかしていません。他の回答では廃棄物を受け入れる範囲について「熊本県の産業廃棄物指導要綱で定められているため、熊本県以外からの搬入は最大で30%となりますので、熊本県内の廃棄物が主となります。また、最終処分場は社会インフラであり、無くてはならない施設です。容量が大きいことで災害時の廃棄物の受け入れや、長期間の安心した受け入れが可能」という回答もあります。果たしてIWD東亜熊本の回答は熊本県、あるいは水俣市の事情にあった事業計画になっているのでしょうか。

熊本県は平成15年3月に、熊本県産業廃棄物公共関与基本計画を策定されています。

この基本計画は必要とされる施設の種類の、必要容量、あるいは事業主体等について定められています。この中身を見てみますと、第4章、公共関与事業の計画、第2節、施設整備方針の2項に必要容量が明記をされています。これによりますと、今後の管理型廃棄物の年間平均要処理量は6万8,800立米程度と見込まれる。管理型最終処分場の要確保年数の目標を安定的確保の視点から、向こう15年間程度として覆土量を20%、一般廃棄物、これはIWD東亜熊本が回答している災害時の廃棄物です。この量を10%として計算をして、140万 m^3 とするとなっています。熊本県はこのように、処理業者が処理する最終処分場は15年間で県全体で140万 m^3 必要であるという計画をしています。

ところが皆さん、IWD東亜熊本の事業計画では15年間で203万立米になっています。IWD東亜熊本が回答しているとおり、県外からの搬入量30%を単純に上乘せしても約180万立米にしかありません。この事から考えてもIWD東亜熊本が計画をしている最終処分場が水俣に対していかに大きいのか、また、県の計画といかにかけ離れているのかがわかります。

熊本県は安定型最終処分場の残余年数を平成17年3月末現在で、9.8年と試算されています。一端処分場の許可がおりると後は増設しやすい状況があります。事業者の狙いがこの辺にもあるのではないのでしょうか。

それにもう一つ熊本県廃棄物処理計画の中で、平成16年度の産廃排出量を見てみますと、芦北水俣の排出量は熊本県全体の2.2%になっています。ということは、県の計画からみると、芦北・水俣に必要な最終処分場は15年間で4万立米でいいということになります。

また、産業廃棄物の最終処分量の中身についてですが、建設業が約70%、水道が約10%、製造業が15%、その他が約5%となっています。熊本県の現状はこのようになっています。果たして水俣エコタウン企業からどれだけの残渣が出ているのでしょうか。

エコタウン事業は熊本県にとっても重要な事業です。水俣エコタウンが目指すものとして、水俣市エコタウンプランのコンセプトは小規模市民参加の地域循環社会を軸とした、4Rの実施、環境モデル都市に相応しい産業の立ち上げ育成、全国の中小都市のモデル都市として発信出来る質の高い環境産業の拠点を目指すとあります。エコタウン事業を行っ

ている水俣市が、将来のまちづくりを考えた時にこのような巨大な最終処分場は、必要ないということは明白ではないでしょうか。

県としては、処理業者が処理する管理型最終処分場の残余年数が平成17年3月末で、2.6年と試算をされ、逼迫している状況は理解できます。しかし、熊本県として水俣市の将来のまちづくりと水俣病で苦しみ、産業廃棄物を今なお多く抱え込んでいる水俣の現状を十分理解していただき、また、県知事意見への明解な回答もしないこの事業に対してノーという態度を示していただきたいことを強く訴えます。

【公述人28】

水俣の南の方、袋神川でみかん農家をしております。今回こういう場で発言させていただく機会を与えていただきありがとうございます。私は、平日の日中ここに来て意見を述べるのがなかなか出来ない子供を持つお父さん、お母さんの代表として一言お話をさせていただきます。

私は、8年前に水俣に移り住んできました。妻が水俣の人間で、それからみかん農家を継いでやっております。今回の産業廃棄物処分場でもっとも私が憂慮する部分というのは、子供達を安心して育てることが出来なくなるのではないかとすることに尽きます。子供のミルクを作る水道の水がもしかしたら汚染されているんじゃないか、そういう不安、その不安の中で子育てをしていかなければならない、それは非常に残念なことです。

私は水俣で生きていこうと決意してこの土地で農業をやろうと思っております。そこで子供達を育て、そして外に出て行った子供達、その子供達がまた帰ってきたい、そういう水俣を残しておいてあげたい。細かいことは分かりません。

遮水シートといろいろな技術的な部分で議論されていることは知っておりますけれども、感覚的に嫌だ、嫌だな、もしかしたら上水道を取水する水源の所にあるゴミ処分場、それは嫌だな、そういうお父さん、お母さん、ここに来て話が出来ないお父さん、お母さん、非常に多いと思います。

何も言えない子供達、よく分からない子供達、そういう子供達が大きくなって、水俣で農業をやろう、漁業をやろう、でも何であそこに処分場があったの、それは止めたい。それは何とかしたい。そういうことを思って皆さんここに集っていらっしゃると思います。

熊本県としまして大きな決断の時が来るかとは思いますが、水俣病で苦しんできた水俣、そういう水俣をもうつくり出したくはない。どうか水俣で住んでいく、そして生まれてくる子供達、育てていく子供達の事も少しでも考えてご決断をお願いします。

【公述人29】

私が住んでいる所は、事業計画されている真下にあたる大森地区に住んでいます。

問題は田んぼがちょうど計画されている所で一番近い、真下にあります。その田んぼですが、夏場でしたか、若い大学生がツーリングで川に来まして、「この川の水は飲んでいいか？」と聞きました。「飲んでもいいんですけども、それは止めて、土手から流れている水を飲んでください」と言いましたけれども、それだけ川は綺麗です。今は、まだ。それ以外にもテントを持って川に寝泊まりしながら、夏場なんですけれども、魚釣りをやって帰る人もいます。これも福岡からやっぱり来ます。こんな自然が残された綺麗な川は、もうあまり残っていないと。それだけ綺麗で、美しいんですね。石はゴロゴロしています。しかし水は綺麗です。その上にゴミ捨て場を作る。産廃処理場を作るという。どういう

企業なんでしょう。

ところでIWDは市民の毎日の生活のもとである水源地といってもいいんですが、そこへ産廃場を計画していますけれども、これはとても理解出来ません。

準備書でも事業者の説明会は、内容としてはもう、私が聞いたところでは市民を蔑ろにして、内容面では不誠実な、環境アセスでは無理にアセスを通したと。表面上だけ通して住民の意見を聞くどころか、本当は聞かなければいけないですよ、アセスメントの環境影響評価を予測し、評価するのが当たり前です、それを聞かずに、不十分な説明で終わらせてしまいましたね、時間もとらずに。こういう事業者はどういう事業者でしょうね。ただ企業の利益を尊重して住民を蔑ろにしていると思います。

それで、実際事業者が埋め立てる産業廃棄物ですけども、その中に焼却灰というのがありますが、内容はどうなんでしょう。焼却灰、木炭の灰なのか、竹炭なのか、これは影響ありません。いい方です。じゃ中身は、持ってこられるのは重金属か、化学物質、紙と石膏ボードとくっついたもの、これを燃やすと多分ダイオキシンだと思います。他の産廃業者もこれは受け取れません。何でかという手間が掛かります。出すのにも金は、処理料としては相当高いものになります。これはいろいろまだ使われていますけれども、天井とか、こういうものを埋めるんですね。

じゃ入れ物は、遮水シート、その底にはコンクリート、薄いのを打ちますね。こんな川の防護壁みたいに、側壁みたいに厚いのは打ちません。これは破けるんじゃないかなと。崩れる。破ける。

と言いますのも、水俣地区以外と雨が、去年は降りませんでした、幸いにも、もう10何年間の内で初めてです、1回だけです6月の梅雨に降ったのが、大体毎年2回か3回は大水が出ます。その時、私が住んでいる所はどうなるかというと、一番ひどい時は県道、湯の鶴線ですけども、あれの側壁は道路を広く拡張した時に500m、それ以上か、両岸とも、何で崩れたかと。壊れました。全面。これは川の流れて壊れたんじゃないで、側面からの地下水で押し流したんです。湧水なのか地下水なのか判断は出来ません。これぐらい強い水が出ます、あの地区は。うちの田んぼの石垣でも同じです。ナイヤガラの滝です、降ったら。大雨が降ったら。一面がダーと流れます。1日か2日で納まるか、これぐらい出てきます。そういうのが出てくると、例えば今IWDが言っている設備なんか、あっという間に壊れます。

新しく掘って作って、薄い5センチなのか10センチなのかそれぐらいでしょう。エンビシートを敷いて、接着して、それに雨が降って、中も、中よりも外に、山に降った水が、あの地層ですから、湧水として地下水、地下水が満杯になったら上に出てきますから押し出すと思います。こんな事は言っていないと思いますけれども、多分私はもう壊れると思います。壊れたら中に溜めた焼却灰にしても、中の重金属、すべて流れます。どこに流れるか、地下水に混じるのか、鹿谷川に行くのか、回って湯出川に流れてきます。皆さんが飲んでる。こういう簡単に言って説明の細かいところは全然IWDは出来てないですね。

風でも同じです。私はそういう地区に住んでいますから、昔はあの辺は松山でした。松の木は風が吹く方に、吹く方が短くて、吹かれる方に伸びてたんです。これが風がないとか何とか、冗談じゃないです。

処分場は毎日使っている水の水源地です。今、産廃というフィルターを使って、ゴミ捨て場ですね、ゴミですね、水俣の水道水を汚そうとしているんですよ、結局は。汚れた水を飲むのは市民なんです。そうするとあの健康被害、体の変調等が十分考えられます。

だから、処分場はもともと産廃処理場は水源地には不適合です。これISO表現ですか、不適合といいます。

計画からこういうのは外れているんですね。だから国の基準よりも基準はあまいと思います。特に厚生省ですから。それよりも県の進んだ裁量でもって水俣を救っていただきたいと思います。

【公述人30】

私は事業者の体質、水汚染について述べます。

はじめに直接の計画事業者であるIWD東亜熊本と、その親会社である東亜道路株式会社の基本的な姿勢、企業体質等について、私が体験し、関係した事実等に基づいて述べます。合わせてこの事と関係して、残念ながら熊本県の姿勢にも疑問も感じる点がありましたので、その事についても率直に述べさせていただきます。

ご存知のように全国各地でゴミの最終処分場問題では、多くのトラブルが発生し、様々な深刻な被害も出ているようです。この事から考えても今や廃棄物処理法はザル法だと指摘する専門家も少なくありません。

環境影響評価条例や紛争要望の要綱設置、同意条項などで法の不備に対応しているというのが実態ではないでしょうか。

ところで住民意見に対するIWD東亜熊本の見解書を見て思うのは、事業者が環境評価について謙虚に真摯に検証する姿勢は微塵も感じられないということであります。見解書の中で事業者が廃棄物の県外からの持込みについて、災害危険箇所での工事の施工方法、浸出水処理施設の規模及び1日平均放流量、防災調整池の容量など、重要な住民意見に対してきちんと答えることをせず、「熊本県当局との協議により決定します」と平然と述べていることについて驚きました。やっぱりIWD東亜熊本はこんな会社だったのかという思いを強くしています。

そこでまず、私が今まで過去に会社がどうであったかということに関係した範囲で述べさせていただきます。

一つは、山の所有者の方が川上観光開発に土地を売る際に、ゴルフ場にするのではあれば売買します、ゴルフ場以外に使うんだったら、この契約は白紙撤回しますという契約を交わされています。したがって最終処分場建設が判明した時点で、東亜道路株式会社、地権者、地主である所有者である東亜道路株式会社に土地を直ちに返せと、内容証明書を送りました。しかし、社長からは何の返事もありません。普通の企業の感覚では考えられないことでもあります。

二番目に、IWD東亜熊本が木臼野に建設した温泉による公衆浴場並びに売店、通称温泉センターをめぐる問題であります。温泉法、森林開発法に照らして、法を逸脱しているのではないかということでもあります。

事業者は温泉掘削に当たって、掘削口径を許可では200ミリとなっていたのに、実際は350ミリの鉱泉パイプを挿入していること。掘削、深さについても小林社長名で請け負う業者に1,000mという許可のところを1,200mにするようにという指示するとともにとれるような文書を発行しておるといふ疑義が判明したので、担当課に出向きその是正措置を申し立てました。

ついでにこの温泉センター問題では、建築確認書も提出せずに建物建設に着手し、平成16年5月頃には棟上げが終わっていますけれども、その3ヶ月以上たってから建築確認の

許可がなされていること。明らかな違反行為なのに、法に基づく処分がなされていないこと。森林開発も適正に行われたかどうかの調査も求められるところでもあります。

ついでにこの温泉センターの工事の代金の支払問題を巡って、一年以上も未払いのまま放置されていて、請け合い業者の皆さんから相談を受けたこともあります。

それから皆さんも直接経験されたことですがけれども、この文化会館での第2回目の説明会の後社長は、ここで打ち切ったけれども関係地域では説明会は開催すると公言していました。しかしその後、開催したという動きは聞いておりません。私共は最近まで事業者に対して直接、時には県を通じて説明会開催を求めてきましたが、建設を断念するまで説明会開催を求めるような団体には、説明会を開催するつもりはないという態度をとり続けています。

こうした会社の独善的で排他的、住民を敵視する高圧的な会社の姿勢をいやというほど感じております。こんな会社が地域住民との共同共存や、地域への貢献などについて語る資格があるのでしょうか。循環型社会の参加など、口先だけで薄っぺらな理屈を並び立てても信用出来るようなものではありません。

ところで、こうした会社の態度を助長している原因の一つに、残念ながら県の対応の甘さがあるのではないかと私は思います。

午前中の公述にもありましたけれども、第二回目の事業者説明会の5月13日の直前、5月7日に、第二回目の説明会がありましたけれども、県が第一回目の説明会で会社が窮地に追い込まれているその段階で、しかも第二回の説明会がある直前、5月13日でしたから、5月7日、約一週間前にわざわざ説明会では理解、納得を求める必要はないんですよ、周知徹底すればいいんですよという文章を出すことがどういう意味を持つのか、普通に考えればこの会社が窮地に陥っているのに、救いの手を差し伸べるということに結果的にはなったというふうに思いますけれども、その辺は厳しく反省をしていただきたいと思うわけでありませぬ。

県は法律条例などの規制に沿って適正に対応していくという役割と義務を持っていることをご理解いただきたいということを繰り返し表明してこられました。私は今回の見解書の内容を見ると、今申し上げた県の事業者に対する甘さ、曖昧な対応が事業者の住民無視、県行政に対する挑戦とでも言えるような態度に現れているように思えてなりません。県知事の毅然とした対応を強く求めるものであります。

次に水の汚染について述べます。

県の公共関与計画では、水道水源との位置関係、距離が1キロ未満、水源が予定地の下流に位置してはいけないなどについて定めています。見解書では多くの問題が明らかになっています。

例えば、見解書ではNo35、構造の項で浸出水の調整、浸出水調整池というのはご承知のように、大雨の時には処理施設の能力以上になるので、一時的に溜めておく池、それからその浸出水をどうやって処理して、その敷地以外に出る水質を基準以下に処理するかという、そういう施設ですがけれども、等については詳細は熊本県当局と協議するとなっています。No36、37で水処理施設の規模や1日平均の鹿谷川への放流する量の計算根拠などについても県と協議して決める。雨が降った時の鹿谷川の流量測定は行っていないことなどが記載されていますし、他にも予定地真下にある大森地区、飲料水供給施設があることを全く無視しています。

遮水シートについては多くの方が述べられましたけれども、この問題点、構造上の問題、

地下水の水位や湧水の有無の調査が十分なされていないことや地下水の動向調査などまったくされていないことなど、このままでは間違いなく水の汚染は起きるといふふうに思うわけでありませぬ。

時間がきましたので、結論に入りますが、釈迦に説教かもしれませんが、水道法という法律があります。この法律では、国の地方公共団体の責任について明確にしています。水道法第2条は、国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことの出来ないものであり、かつ水が貴重な資源であることに鑑み、水源及び水道施設、並びにこれらの周辺の生活補助並びに水の適正かつ合理的な使用に関し、必要な施策を講じなければならない県の責務をうたっています。

また、昨年の11月29日東京高等裁判所で言い渡された全隈町産業廃棄物最終処分場建設差し止め請求控訴事件の判決は、この水道法の趣旨に沿った判決を下しています。これは水源地への有害物質の搬入による水源地汚染がもたらす生命、身体健康被害の重大性、持続性及び不可逆性に鑑みると、水源地についてはこれを有害物質の汚染から未然に防止することが肝要であり、そのために有効性のある十全な措置をとることが必要不可欠である。この観点からもっとも効果的な措置は当然のことながら有害物質を水源地に搬入しないことであって、国や地方公共団体がそのための必要の施策を定めて、実施すべきことは当然のことであるといふふうに述べています。

この水道法の趣旨に照らすと、廃棄物の処理を最初にザル法だと言いましたけれども、それに関連する法律は、この水道法の趣旨に照らすと、あまりにも不備が多すぎるということをおの判決でも指摘をしているわけでありませぬ。

こういうことを考えれば、いかに会社が基準どおり県が言われるように適切に進められたとしても、間違いなく被害が起きるといふことは明らかだといふふうに思ひませぬ。

どうか知事におかれましては、この準備書の差し戻しということに止まらず、これだけはっきりしたわけですから、直ちに現在の産廃処分場計画の白紙撤回をするように、強く業者に対して勧告をしていただくことを求めませぬ。

【公述人31】

私は水俣市内の袋に住んでおります。『水俣に産廃はいらない！みんなの会』にも関係しております。

私は袋で生まれ育ちまして、18歳まで高校卒業するまでいて、その後は東京の学校に行きまして、そのまま東京で働いていましたから、60過ぎまして山紫水明な水俣に帰ってきて隠居して暮らそうと思ひましたけれども、まさかこういう問題が起きて、ここでこういう発言をするとは思ひませんでした。

それから今日は、公聴会の2日目の午後ですので、既に公述された方々と重複する部分もあると思ひませぬので、細かいのは発言を止めまして、一つは主に企業体質について、もう一つは県に対する意見とか要望、これに絞って簡単に発言しておきたいと思ひませぬ。

まず一つに、IWD東亜熊本主催の第一回説明会、これは昨年3月確か11日だったと思ひませぬですが、その時、この縦覧された準備書は調査が非常に杜撰で、多くの誤りがあることを住民から指摘されました。また、会社も曖昧な答弁や矛盾した説明しか出来ず、改めて説明会を行うということになりました。

私はこの説明会の最後に発言しまして、「次回の説明会のために会社は責任を持って、この誤りを正す正誤表をきちんと出してください」と要求しました。そうしましたら会社

は「正誤表は出します」と。それから縦覧期間も延長してもう一回説明会を行うということに約束しましたが、しかし、会社が出した正誤表というのは、これまた極めて不十分で、とても正誤表とは言えない。要するに環境評価の準備書とは言えないものであると、私は判断しました。

また、この5月に二回目の説明会をやったわけですけど、この時は一回目に司会者で失敗したと思った会社が、今度は北九州の先生か誰かを雇ってきたんですけど、その司会者が非常に恣意的で、私はその日は発言者に決まっていたんですけど、後半になりましたら、どんどん当てないで、誰か誰かなんてやって、全然違う人に発言させて最後は打ち切ってしまう。その事は先程も指摘されましたけど。これは県の方でも、納得させるんじゃないくて、説明さえしとけばいいんですよと、それは大きく効いたんだと思います。しかし、そういう体質を持った会社、企業が産廃業として非常に不適切だと私は思っています。

次に、会社の所有地が水俣市長崎、これは山口専務の自宅となっております。私は最初縦覧が始まった初日に、一番最初に私会社を訪れて縦覧しに行ったんです。それで、そこで見てみたら、後ほど多数の市民の方が見えまして、そしてこの準備書が少ないと。何とかコピーしてくれないか山口さんに要求しましたがけれども、地元水俣在住で、ただ一人の役員かと思えますけれども、山口さんは、何も回答出来ない。それで、上と言いますか、会社に連絡して答える。会社はそこなんですよ。こういうのが会社の実態だと。そういう体質を持った会社だということが言えます。

三番目に、他の住民の方々も指摘されましたが、この搬入路に関しての調査地点に県の指定した地点とは異なって、別な簡単な所で調査してある。ちゃんとやれば環境基準を超える。あるいは交通量も多い。そういうことになるから、こういう杜撰な調査をしたんだと思います。私も『みんなの会』の人達と一緒に4日間調査しました。また、この西念寺前では、10トン車のダンプの走行検証もしました。結果は準備書とは大きな違いがあります。いわゆる「平通り」は搬入路としては極めて危険で不適切だと思います。この件も思っています。ところがこういうのを平気で出す会社、そういう企業体質を持った会社だということです。

それから四番目には、すべての水俣市民が水俣病の直接、間接の被害を被って、50年を過ぎました現在でも、未だに解決されていない多くの問題を抱えています。しかし水俣市は環境モデル都市宣言をして環境の改善に努力をしてくれています。その市民の意思を無視するような産廃処分場を豊かな湧水を利用している人々のすぐ上に作ること、市民の上水道にも影響が及ぶ水源地の上流に、産廃処分場を計画している企業の体質は、これは水俣市民を侮っているとしか言えません。非常に危険です。この事も指摘しておきます。

また、水俣市では、この市議会も満一致で計画される処分場に反対しております。これは一昨年の市長選挙でも処分場建設反対を正面から掲げた候補者が、中立を唱えていました当時の現職の市長に大差を付けて当選をしました。この市長選挙の結果は、水俣市民の大多数が産廃処分場で反対だということ、いわば意思表示、住民投票でもあったのではないかと考えられます。それでも最終処分場建設計画を撤回しない企業の体質を私は疑います。

次に、県に対する意見要望も言っておきますが、一つは、先ほども出ましたけれども、県が関与して設置する最終処分場候補地では水俣市は除外しました。これはこの地形等の問題もあろうかと思いますが、私は何よりも水俣病という大きな被害を被った水俣市、水俣市民に対して県として水俣病の教訓を示したと私をはじめ多くの市民が理解しています。

その県が何故、水源地の上に建設する産廃処分場計画を中止させないのか疑問です。

二つ目に、日本の現在の環境関連の法律、法令、法規は、不十分で常に後追いの形となっております。問題が生じてから規制を厳しくしています。県では環境問題に関しては、規制を先取りして厳しく対処することが水俣病の教訓を生かすことになるかと確信いたします。

三番目に、この産廃処分場計画を県が認めたとなりますと、必ず住民が処分場建設中止の訴訟をすることは間違いありません。訴訟になっては、県は税金を無駄遣いにしなければならない。したがって計画を中止させるべきと私は訴えます。私は鹿屋市にも行きまして、直接住民の方々から、鹿屋では県が認めた建設中の処分場を裁判で勝利し、撤回させることになったことも聞いてまいりました。したがって今回のような環境問題では、この水俣病の最高裁の判決を教訓として、水俣に計画されている処分場問題に対処していくことが最も求められると、県の方々にも訴えておきます。

最後に、栃木県の昔、足尾銅山の鉍毒救済に活躍しました田中正造の「川は荒らさず、山は荒らさず」という名言を紹介します。

【公述人32】

私は陣内1丁目に住んでおります。『みんなの会』の方にも所属しております。私は、準備書の河川位置図及び記述の誤りについて公述したいと思います。

59ページの位置図では、市内では南福寺川、牧の内川、江添川、坂口川が記載してありますが、田在川は記載してありません。また、66ページにはこの水は百間排水路とは別の水道であるというふうに書いてあります。本当はどうでしょうか。

私は市役所に行って地図を貰い、あるいは自分で歩いてみました。皆さんよくご存知だと思いますけれども、産廃処分場から出た水は、鹿谷川、それから湯出川、それを通して水俣川、それから海へというふうに、一つは大きく流れていると思います。

しかし、湯出川から流れてきた水は、皆さんもご承知の通り、江南橋の下の堰から第三中学校のところを流れて、西念寺の所を通り、タゾエ川、百間排水路、水俣湾とこういふふう流れております。これは同じく堰の方から三中のグラウンドの所、大園を流れて水光社の所でタゾエ川に入り排水路に流れている、こういう水路もあります。また、一つは、チッソの残渣プールの所にも、浜雨水路を流れて流れております。これは体育館の所を流れて、浜の方に行って残渣プールの方に流れて流れております。また、これとは別に、その下には水源地もあるわけですが、その下のチッソの小崎ポンプ場からはチッソへ水が送られて流れて流れております。その水は、一日に工場から出る排水は2,200トン、1時間当たり2,200トン流れているというふうにダイオキシンの資料等に書いてあります。そのうちの3分の1が湯出川から取られたということを見ると、1時間に約700トンぐらいの水がこの小崎ポンプ地から取られているということになると思います。

次に、環境影響調査の環境要素の富栄養化と、底質の有害性を除外したことについて述べたいと思います。

産廃処分場の建設により、水環境の水質の富栄養化、底質の有害物へ影響を受けることは水面を埋立なくても浚渫もしなくても明らかです。何故ならば、この川・海は閉鎖性海域へ流れているのであります。これは水俣の環境レポートにも書いてありますし、ダイオキシンの調査委員会の資料にも載っております。また、産廃処分場の放出水、あるいは浸出水、土砂崩れ、崩壊等によって汚染されることは明らかであります。

先程述べた水俣市の環境レポートには、どういうふうに書いてあるのでしょうか。IWDが引用しております2005年のレポートを見てみました。それには水質汚濁の現状というところで、水俣川の上流、中流は類型で言うならばAA類型である。下流はA類型であると。湯出川については類型はないけれどもA類型に相当するというふうに書いてあります。

『みんなの会』でも南福寺、それから小崎ポンプの所で2回調査をしましたが、まさにそのとおりで、川底には小さな生き物がいっぱいありました。また、昨年10月には、鹿大のサトウ先生をお招きして、大崎ヶ鼻、水俣川の一番下流の方で海の生物調査をしました。そこには現在希少、もう珍しいと言われるハマグリ、あるいはマテガイの稚貝等もありました。勿論アサリ貝も見つかりました。水俣の川が蘇ってきているのであります。

この環境レポートには更に、両河川の流域については、農村集落、あるいは住宅、温泉等があって、水質汚濁に影響を及ぼしているというふうに書いてあります。また、市街地を流れる河川、小水路は汚濁影響を強く受けているというふうに記載してあります。また、海域の項では、八代海と天草諸島に囲まれた閉鎖的水域で陸上からの汚染影響を非常に受けやすい状況だというふうに記載をしてあります。

これに対してIWDは、見解書の中でどう答えているのでしょうか。「放流水は、排水基準を厳しい基準を遵守するので、適切に処理された水を流す」とこういうふうに言っています。水俣川や湯出川は希釈効果があると、八代海まで遠いというようなことを言っておりますが、私はひどいというふうに思いましたのは、生活雑排水と同様の希釈の効果も得られるというふうに書いてあります。

このような感覚の業者に、産廃処分場を作らせたならどういう事になるのでしょうか。IWD東亜現地調査や文献調査を十分しないばかりでなく、文献等を書いてある自分に都合のいいことだけを書いて、後は知らないというような姿勢をとっているのではないのでしょうか。

次に準備書の複写を禁止したことと情報公開について申し述べたいと思います。

準備書の複写を禁止したことは、条例の趣旨に反すると思います。何故ならば準備書は公告縦覧して住民へ周知し、環境影響や事後の対策に役立てるものであると思います。したがって禁止すべきではないと思います。また、複写を禁止することで、意見書を提出したり、今日のように公聴会を行う時に不便です。

IWDは住民説明会で意見陳述者の氏名を個人の同意なく公表しました。

私達は、その他にも水俣市は熊本県でダイオキシンの情報や、あるいはカーバイトの残渣の埋立の問題、有害性の問題、これらについては情報が公開されていないと思います。チッソの焼却所からは、520ピコ～1万5,000ピコのダイオキシンが出ております。

時間がありませんのでまとめたいと思います。

湯出川の水は水俣川へ合流するが、江南橋の下からの堰からはタゾエ川、百間排水路、水俣湾へ水が流れております。また、浜雨水路を通して八幡の残渣プールの横を通り、八代海へ流れております。チッソのポンプ室からは先程も言いましたように、工場から百間排水口へ、水俣湾へと流れております。したがって、河川的位置図、タゾエ川はIWDが意識的に記載せず、百間排水口を江添川と記載して目を逸らしております。

産廃処分場の影響は、水環境の富栄養化や、底質にも影響します。IWDは、条例の趣旨に則り、環境調査をやり直すべきです。

熊本県の環境行政は住民の立場で行い、情報の公開を出来るだけ行ってもらいたいと思います。

最後になりますが、私は先般ダイオキシン処分場の問題で宮本市長以下、水俣市の部課長と話し合いを行った時、「あなた達は水俣市民の命と健康、財産を預かっているという意識があるのですか。もっと水俣病の判決をよく読み、住民の立場に立って対処してください」と森副市長に一次訴訟の判決を読んでもらったことがあります。また、環境対策課でもそのようなことを言いました。

私は、熊本県に対しても熊本県民の命を健康、財産に関する事項について許認可を持っておられる潮谷知事をはじめ、担当部署職員に対し、被害を受けるのはいつも私達市民住民です。どうぞ大企業の利益のためではなく、水俣病問題をはじめ、水俣湾ダイオキシン処分場、カーバイト残渣などの産廃問題に苦しむこの水俣に絶対新たな産廃処分場の建設の許可を与えることのないよう、是非住民の立場で指導していただきたいと思えます。

最後に私達市民一人一人も孫子のためにも行動すべきであるということを強く訴えます。

【公述人33】

水俣市民です。私は、安全性の考え方について述べたいと思えます。

水俣の産廃問題は開発の理由、安全性の考え方、巨大開発事業であるということ、行政の認可、そして住民無視の会社の手法が原子力発電所の問題とよく似ています。

昨年夏、新潟県で大きな地震があり、柏崎刈羽原発事故についての報道が幾度となくありました。

私は、息子と夕食を食べながらどうしても怒りの言葉が出てしまいました。消化に悪いと思いながら、ついテレビに向かって文句を言ってしまう。「こんな事分かっていたことじゃないか」、「地震対策は万全と言っていたのはやっぱり嘘だったな」。映像は電力12社のトップ達が経済産業省に呼ばれて、横一列に並び、大臣に向かって深々と頭を下げている場面。滑稽しか言いようがありません。

最近では、いろんな事件の後、深々と頭を下げるシーンが多いのですが、流行りになっているのでしょうか。

更に東京電力の社長は、こんな時こそ節電を口にすればいいものの「原発が止まれば夏場の首都圏の電力が心配」と最初から言っていました。しかもマスコミはそれをそのまま情報として流す。

冷暖房やオール電化等で、電力をどんどん消費させ、自作自演の消費者のニーズに応えるために、温暖化対策の原発を増設し、国策の名のもとに最終的には国民に大きな犠牲を強いている国と電力会社。今こそ国民は怒るべきであると思いました。

さて、活断層については日本は地震国ということで、原発立地時には日本全国どの予定地にも問題になりました。水俣に近い直線距離で50キロの鹿児島県川内原発でも、活断層の有無と共にアセスメント時のボーリング調査におけるコアの差し換えが国会でも問題になりました。地質学者の生越忠さんの調査では、柏崎より地盤が悪いという指摘があったのですが、結局建設にGOサインが出ました。

数年前には、川内周辺では大きな地震が何回も起き、この時の私達の抗議には全く耳をかそうとせず、九州電力は強固な地盤にたっているので大丈夫と説明をしました。新潟県の地震でまたもや原発の安全性の神話は壊れました。

国や電力会社、そして推進する専門家や学者の皆さんは、活断層や耐震性の問題についてどういう対応をするのでしょうか。

耐震性の問題ではこれからの基準と建設時の基準が違っていますから、合格をしない原

発が出てきます。原発を廃炉にするという決断を下すことが出来るでしょうか。

しかし、早くも学者の中からは、人体に影響のある放射能漏れはなかったから、落ちついて判断をして欲しいといった自己保身ともとれる解説をする人が出てきています。こうした人達に何かを期待する方が間違っているのではありますが、日本の原発建設初期の頃、放射能漏れは絶対はないと言っていた推進側の人達が、1979年のスリーマイル島や1986年のチェルノブイリ原発事故以降、私達が主張していた人間のやる事には「絶対」ということではないということに同意せざるを得なくなったことを敢えて指摘しておきたいと思います。原発の爆発事故等についての私達の主張は杞憂ではありません。人間の失敗、自然の脅威について、開発を推進する人達はもっと謙虚にならなくてはならないと思うし、引き返す勇気を持つことの大切さを理解して欲しいと思います。

川内原発反対母親グループの中心メンバーであった、故川添房江さんが、九州電力との交渉場面で「私達は九電と運命共同体にはなりたくない」という言葉を何度も繰り返していたことを思い出します。将来を憂い、子や孫達の事を心配する母親としての当然の思い。そして、好きでもない相手から突然に勝手にラブコールをされて、挙げ句の果てに一緒に死にましょと強制されるなんて真っ平ごめんということなのです。しかも相手の電力会社社員は、原発の近くに住もうともしないというおまけ付きで。そうしたことが今、全国の原発周辺で現実化しようとしています。

特に東京電力が新潟あたりで発電をしている電気は首都圏へと送られていきます。大地震がやってきて、人間は被害を受け、住む人も居なくなったが、強固な地盤の上に立つ原発は残り、電気だけは東京へ送り続けられる。そんな物語を思い出してしまい、それがまんざら絵空事ではないし、原発が地震によって壊れてしまった場合には、放射能による汚染が始まるわけだから、どちらにしても恐ろしいことです。

よそのゴミを受け入れる計画の水俣の産廃問題、環境って何だろう。共生って何だろう。今更ながら悩んでしまうのが環境問題です。

水俣市の産廃処分場問題はこうした比較自体をすべきではありませんが、産廃業者に対しては電力会社ほどの規制はないうえ、現在の基準に合致していれば熊本県はGOサインを出します。

私達の水や大気の汚染、人や農作物への被害、地震や大雨等の自然災害の影響、開発での自然破壊、運搬車の騒音や振動、有害な排気物、あげればきりがなほどの心配事と、そして水俣病事件が起きた町に何故、という思いを産廃会社や熊本県行政はきちんと受け止めることが出来るでしょうか。

予定されている産廃処理場は、水俣市民の水源を汚染する恐れがある。大地震が起きた時に産廃処分場が崩壊し汚染が広がる。市民のほとんどが危惧していることです。

人間のやることに絶対はないということを、阪神大震災での高速道路の崩落や原発事故、大地震での災害から私達は既に学んでいます。行政が同じように学んでいるならば、そうそう簡単には産廃処理場に許可は出せないと思いますが、多分これはあまい考え方でしょう。

別の見方をするならば、水俣病の教訓とは何かを熊本県行政が真剣に考え、検証し、誰のために誰のための行政か分かっているなら許可は出せないと思いますが、これはあまいでしょう。教訓、学ぶ言葉は飛び交っているのですが、ともかく阻止出来るかどうかは私達の意思にかかっているようです。

私達や次世代の暮らしにとって必要ないものは入らないと言い続けること。場合によ

ではそのために暮らしの中で我慢をする。普段から努力をする。そして、また、大量消費、大量生産、消費廃棄の暮らしを見直し、暮らし方はクリーンでシンプルな方がよいということは、私達が水俣病から学んだことの一つであります。そういったことを実践しながら、産廃最終処分場建設反対の運動を続けていきたいと思えます。

最後に熊本県知事、そして熊本県職員の方に訴えます。

皆さんは誰の方を見て環境行政をされるのでしょうか。そして誰のために。

今回水俣の産廃問題での公聴会では、100名近くの子供から後期高齢者まで多くの市民が自分の意見を述べました。これほど真剣に環境の事を考え、行動している町が日本のどこにあるのでしょうか。これは熊本県、そして日本の宝です。熊本県知事、熊本県職員は、こうした水俣市民の思いを無駄にしてはいけません。そしてまた、市民の思いを蔑ろにするような愚かな判断を絶対に下してはなりません。

【公述人34】

『ゴミ減量女性連絡会議』のメンバーであり、また、『水俣市の市民会議の命と水を守る市民の会』のメンバーでもあります。『ゴミ減量女性連絡会議』では、水俣のゴミが少しでも減されればとの思いから女性団体の16団体で平成7年に結成して、ハンテンの協力を受けながらゴミ減量や環境に優しいエコショップ等の推進の活動をしているところです。

ゴミを出さない、減したいとの思いと裏腹に今、この地に他市町村から産業廃棄物のゴミを命の水である水源地の上にIWD東亜熊本が建設されようとしておりますが、建設は到底納得出来るものではありませんし、許すことは断固として出来ません。何故水俣を建設地に選ばれたのか。用地ありきということですが、建設が法律をクリアしても自然界はあまくはないはずで。水俣病が物語っているではありませんか。

水俣は永久に残る今もなお、あの百間の埋立地に矢板護岸がいつ崩れ流れ出すかと思うとゾッとします。産業廃棄物による水俣病の発生地として、汚染と被害を二度と繰り返さないことを強く望みます。

ところで埋め立てのことについては、IWD東亜熊本に搬入される埋立地対象品目を検討し、具体的な計画を示すべきとしているのに対し、IWD東亜熊本は、基本的に法で認められる品目とし、その後の計画検討において対象品目の絞り込みを行った結果、準備書に記載したとだけでは具体的な計画とは言えず理解出来ません。

また、廃棄物の県内、県外の搬入量の比率についてもどのようになっているのか、そして産業廃棄物13品目のうち、搬入が一番多いと思われるのは何なのか。熊本県の産業廃棄物指導要綱に定められているのに、県外からの搬入は最大30%であるにも関わらず、県と事前協議をするといい、どれだけの搬入をするつもりなのか。30%と決まっていれば、県と協議する必要はないのではないのでしょうか。

対象物は焼却灰が中心となるものというけれども、「政令13号廃棄物は、有害物質含有産業廃棄物であるため、判定基準省令に基づき判定を行い適合したものだけを受け入れる」と記載してあります。誰がどこで判定し、適合を許可するのか、目視で分からないと思えます。熊本県又は国の何省が現物の埋立地に来られて搬入の都度、科学的に調査判定し、適・不適をされるのか。業者が搬入事前に自分達に都合のよい書類を県へ提出されるのではないかとの思いがします。

環境影響評価準備書に関する意見についての見解書は今知り得たいところは、将来について先送りされて、処分場や構造物についての多くが、その他もあります。詳細につい

ては今後の関係当局との協議により決定します、また、評価書で検討記述するとし、不安が残り、答えなっておりません。まともな見解書とは言えません。疑問が残ります。

IWD東亜熊本が出した方法書や環境影響評価準備書や見解書が多くの不備で信憑性が薄いからです。それがどのような姿勢の事業者が作成や作文されたのか、また、準備書に係る説明がどんな態度で行われたのか、文書を出してもなしのつづて。今後もし建設されるようなことがあっては、第二の水俣病が起こっても誰が責任をとるのでしょうか。ということをも十分県の方々、頭において審査していただきますようによろしくお願いいたします。

水俣住民はゴミ減量の努力をしております。一廃も産廃も然りです。水俣はゴミ捨て場ではありません。

【公述人35】

私は、水俣市の明神町に住んでおります。今日は準備書がいかにいい加減かということの一つ述べたいと思います。それともう一つ、時代背景にそぐわない、特に水俣病の歴史にそぐわないということについて意見を述べさせていただきたいと思います。

私は、先程水俣市の明神町に住んでおりますと言いましたけれども、明神町にはご存知のように熊本県の環境センターがあります。その環境センターの傍にはタブノキがあります。環境センターのすぐ傍には恋路島があります。その恋路島は今レッドリスト熊本の保護上必要な植物群落の中にタブノキの林があります。

その中で環境影響評価準備書においては、「調査の結果、距離が離れており影響はないと思われる」という結果を出しております。

私はそれが納得いきません。どのようにして影響がないと思われるという結果を出されたのか。明神という所には明神の神様、明神さんがいらっしゃいます。その明神さんというのはどこの神様かということ、水俣川の上流に宝川内という所があります。その宝川内から来られた神様です。今でも、毎年春になると宝川内からお祭りに来られます。

宝川内と聞くと皆様もすぐお分かりのように平成15年ですか、大雨によりたくさんの方が、残念ながら犠牲になられたんですけれども、土石流があり、たくさんの方の命が亡くなりました。その時に私が見た光景は、環境センターの上から見たんですけれども、水俣川から流れた赤い、茶色の土がおびただしくずっと不知火海を通過して天草沖をずっと流れておりました。

あの光景は今まで見たことが無い光景です。それで亡くなられた、犠牲になられた方、最後までお一人の方がなかなか見つからなかったんですけれども、捜査をされた漁民の方が「全く信じられない事だけでも、普通の海流の流れじゃなくて、一回外海まで出て、そしてまた中に入ってこられてた。なかなかそこが見つけられなかった」ということを言われました。私達人間が考えているような海図に基づいたことでは調査というのは不可能なんだなというのをその時に思いました。

全くそういったことまでIWD東亜は頭に入れて調査されて、恋路島のタブノキには影響がないだろうというような事を言われているのでしょうか。多分そういったことまでは考えていないと思いますけれども、私達の恋路島には幸い今サンゴも育っております。そういった島があるのに、ちゃんとした調査もしないままに事業を進めるということは到底許されない事だと思いますので、もう少し丁寧な調査をして結果を出していただきたいと思います。

もう一つ水俣病の関係に、時代背景にそぐわないということも述べさせていただきます

けれども、IWD東亜熊本は水俣病についてどのような認識を持っているのでしょうか。

水俣においては水俣病が発生以来50年以上を経た今日も、取り戻すことの出来ない命、健康への不安と戦っている人が多くいます。更に裁判さえ始まっている事態を顧みれば、一度被害が発生すれば解決までにはほど遠い道のりとなることが証明されています。

エコパークと呼ばれる水俣湾埋立地は、かつては干潟や藻場があり、命を育む豊かな海でした。企業の生産活動により排出された水銀、セレン、タリウム、カドミウム、マンガン、PCB、砒素、ダイオキシンなど多種多様な有害物質に汚染され水俣病を引き起こし埋め立てられました。東京ドーム12個分に匹敵する水俣湾埋立地産廃処分場を抱える私達地域住民は、地震による液状化現象、護岸の崩壊による有害物質の流出など、常に不安を抱えながら暮らしています。この状態で更に今回計画中の産業廃棄物最終処分場を引き受けるには、ストレスに絶え難いものがあります。

私は、水俣病の語り部として全国から水俣を訪れる人々に一度失った命、自然は元に戻らないことを伝えています。

IWD東亜熊本は法律を遵守して建設することを主張していますが、地球温暖化の危機が叫ばれる今日、経済優先、企業活動優先、利潤追求優先の時代背景の中で作られた法律は、こと水俣地域には意味がありません。そうした法律がこの地域に住む私達住民の命と暮らしを守れなかったことは明らかだからです。

水俣に住む私達は、いわば環境汚染による殺人からやっと生き残った命です。水俣病が始まった時も私達は事態を把握することも、声を挙げることも出来ない幼い子供でした。全く抗議の声や非難をあげることもなく、被害を受けて亡くなった私の父や祖父母も猫が実験で殺されたのと同様、人体実験を受けたのも同然です。これ以上、水俣の苦しみを繰り返さないでください。

水俣病を経験した水俣市民として、IWD東亜熊本が進める産業廃棄物最終処分場事業には絶対反対します。

この事をよく審査されて結論を出していただきたいと思います。

【公述人36】

市内の深川に住んでおります。一主婦で建造物や地質等の専門知識は持ちませんが、この地で子育てをしている母親としていてもたってもいられず公述を申出しました。

私は、初めてこの水俣に大規模な産業廃棄物処分場を作る計画があると聞いた時に、先程原発との関係を言われた方がいらっしやいましたけれども、私もまるで広島や長崎に原子力発電所を作るような発想だなと思いました。町が放射能に汚染され、その後遺症に苦しむ人が今も多数いる町、そこに電力会社が原発を建てようものなら、その無神経さは何事かと県内外から相当批判を受けるのではないのでしょうか。

同じように、公害被災地として世界に名を馳せている水俣で、未だに補償問題も解決していません。症状を訴える人がまだまだ多数いるこの町に、こともあろうに産廃場を持ってこようという発想は正に無神経なものでなければ出来ないことです。県外からも多数の意見書が寄せられたのは、その批判の現れだったと思います。

私はじきに事業者もその間違いに気が付き、計画を撤回するのを期待しておりました。ところが驚くべきことに、そうはなりませんでした。事業者は水俣の事情や市民感情など一顧だにせず法律を盾に、ついに現時点まで計画を進めました。しかし、IWD東亜熊本が頼みにしている法律は、この水俣では盾にはならないということを申し上げておきたい

思います。なぜなら、人間の考えた法律というものがいかに不完全で安心出来ないものであるかということ、私達は水俣病の経験から学んでいるからです。

水俣病はチッソ水俣工場で使用していた無機水気が有機水銀に変化し、更に環境中に拡散したはずのものが食物連鎖によって再び濃縮されるという、人間の想像を遙に超えたメカニズムで発生しました。当時チッソは国の定めた法に則って操業をしていました。それがあの未曾有の大被害を生みました。更に問題が起きた後に作られた法律も、何の落ち度もなく不幸にも被害者となった多くの方々を守ってはくれませんでした。

企業体質というものがいかなるものかということも骨身にしみてわかりました。私の夫は神経内科の医師として長い間水俣病患者さんの治療にあたってきました。原因の見当たらない体の痛みや痺れなどの症状から、夫が水俣病を疑っても国の認定基準に照らすと水俣病ではない。そんな患者さんをこれまで何百人も診てきた。何百人診てきたかわからないと言っています。

働き盛りの40歳代の患者さん。見た目は健常者と変わらないのですが、感覚が鈍くふらつきがあり、一日中体がきつくて仕事も家事も出来ないという方がいます。この人も法律上水俣病ではないため、公的援助も何もなく本人も家族もただ途方にくれています。年をとるにつれて水俣病の症状が強くなる患者さんも数多くおられます。体の不調が一生続き、常に生活の心配をしなければならないのは本当に辛いことです。

こういう人が少なくない現状をどうにかしたいという思いが、夫を仕事に駆り立ててきました。そのような中で新たな化学物質による汚染を心配するような事態が生じていることに、夫は今の市民の苦しみさえ放置しているのに何事かと憤っています。

そのような経緯から事業者が市民の疑問に対して随所で答えている「法律以上の対策をするから大丈夫です」という言葉は、私達が信じられるわけがありません。ここ水俣で市民を納得させたいのであれば、まずはIWD東亜の本社敷地内にでも計画どおりの試験場を作り、15年間実験をしてみてください。そして廃棄後の観察の結果を受けて初めて安全でしたと言ってもらわない限り、事業者の言葉も、県の指導も信じることは出来ません。

水俣病の二の舞になれば、当然熊本県の監督責任を私達が厳しく問うでしょう。施設の安全性を保証する立場でいらっしゃるのですから、是非事業者に試験をするように指導をしてはいただけないでしょうか。

IWD東亜社及び熊本県の皆様、私達は自ら水俣病を繰り返すような事は絶対にしません。させません。あの苦しみをもう一度体験すると思えば今争うことなど何の苦勞でもありません。その決意を是非とも潮谷県知事にお伝えいたしたいと思います。

原爆の町広島、長崎ではあの戦争の記憶、それゆえの平和への思いはより強烈であると想像します。ここ水俣もそれと同様に、あの公害の記憶、それゆえの環境保全への思いは半端なものではありません。だからこそ、まちぐるみでの徹底したリサイクル活動やその他多くの環境への取組を成功させてくれたのです。

私は処分場がよそに移されるならそれで良いとも思ってはいません。それは公害のたらい回しでしかなく、また誰かが悲しむだけです。

将来、公害で苦しむ人のない社会を作るために、私達は今何かを始めなければなりません。その根本的な解決方法は、一つしかないように思います。最終処分に困るようなものを作らないことです。

進歩を急がなくてもいい。社会的責任を果たせる企業、最終処分に責任を持った生産活動を行う企業を育てていくこと。それと同時に、消費者意識を変えていく必要があります。

そのためのルールづくりにエネルギーを注がなければならないのではないのでしょうか。

水俣市は、その方向への第一歩を既に始めております。行政担当の皆様には是非これからその方面での旗振り役をしていただきたいと願いますと共に、私達はそのためになら喜んで協力出来るとお約束いたします。

【公述人37】

市役所産廃対策室に勤めています。今日は公述書には海の富栄養化のことを書いてましたけど、前の公述で言われてしまいましたので、予定を変更してアセスメント全体のことについて話したいと思います。

まず、現在のアセスメント制度には3つの特徴があります。1番、アセスメントを実施し、評価するのは事業者自身であるということ。2番、事業者は事業実施のために安全という評価にしなければならないということ。3番、危険な場所を安全と評価する事は矛盾するということです。

したがって、計画が無謀であれば無謀であるほど、アセスメントの比率は必然的に事実と矛盾することになります。で、出たIWD東亜熊本環境影響評価準備書は、予想どおり、作為と矛盾だらけでした。

例えば、準備書129ページ図3の31で、特に配慮が必要な施設、住宅が記載されておりますが、大森地区は管理型処分場計画地のすぐ真下にもあるにも関わらず、無視されております。同じく122ページの図3の29の1、飲料水供給施設の配置図ですが、大森地区の飲料水供給施設が存在するにも関わらず記載されておられません。それで対象事業の実施により影響を受けることは考えられないなどと述べております。

こんなのは実際に現場に行ってみれば簡単に分かるような極めて単純な事実です。つまり知らなかったなど明らかにおかしくて、というところはわざと外しているんです。つまり作為ですね。

後は、大森の湧水を沢水とか表流水と表現したり、湧水量を冬の雨の少ない時期にしか測定せず、湧水量は少ないと主張したり、交通規制で大型車の通れない道路を予備ルートと設定して環境の低減措置を図ったとか、木々と丘に囲まれた風の吹かない場所で風力測定をして、風が弱い傾向だとか、活断層の可能性が高い断層を明らかな根拠不足にも関わらず古い断層と断定したりとか、等々、作為や矛盾点をあげれば、いくらでも出てきて、とてもここでは紹介しきれません。逆に言えば、これはIWD自身がこの事業はやばいぞと自分で証明しているようなもんなんです。安全な事業ならば、作為を行う必要などなく、疑問点など出てくるはずなどないからです。

この準備書の疑問点や矛盾点を集めて分析し、必要な事項は追跡調査を行って、皆様からの意見を参考に作成したものが水俣市長意見書です。また、クマタカの調査とか調査途中のものがありまして、完全とは言えませんが、記載事項はどこかの企業と違ってちゃんと根拠がありますから、おかしい点があればいつでも県庁に説明に赴きます。

それと、この市長意見ですが、準備書の突っ込み所があまりにも多すぎて、400ページを超えるデラックス版となってしまいましたけれども、市役所で公開してますのでよかったですら読みに来てください。それと県の皆さん、市長意見書なんですけれども、チェック大変だと思いますけれどもよろしくお願ひします。今度こちらの市民の皆様とご挨拶に伺いますのでよろしくお願ひします。

それとここからは、一水俣市民として意見を述べさせていただきます。

皆さん、去年のIWDの説明会の事を覚えていらっしゃるでしょうか。質問にあたふたする醜態、見事な逃げっぷり、14日の公聴会ではある女の子が発言された「恥ずかしい大人」とは、こういう状態の事をいうと思います。しかし、それを分かってて放置することは更に恥ずかしいことだと思えます。その説明会の後のことですが、県はこうおっしゃいました「説明会は記載内容の周知を図るもの」。アセスメント制度というのは準備書の記載が客観的な根拠に裏付けられたものであることが前提でなければなりません。そうでなければ評価を事業者自身が行うという制度が成立しないからです。

しかし、この準備書はとても客観的とは言えず、その前提は崩れています。それで県のおっしゃる通りとすると、矛盾した記載でも周知さえすればよいということになってしまい、準備書が根拠のない記述や説明でも構わないということ暗に認めたことになってしまい、これはとても極めて問題だと思えます。

県はこうもおっしゃいました「疑問は意見書に書けばよろしい」。準備書の記載や説明会が十分説得力のあるものならば意見書で十分だと思えます。環境保全のための意見を求めて、よりよい事業にするのがこの条例の趣旨でしょうから。しかし準備書が異常である場合、意見書では不十分です。何故なら、業者が意図的に事実と矛盾した準備書を作成したと仮定すれば、その見解が適切であることは全く期待出来ず、更に住民は見解に対する再反論が出来ません。ということは、業者に都合の悪い意見はごまかされるか、闇に葬られるかどちらかになってしまいます。

IWDの見解書は正にそれを証明する内容でした。例えば見解書No179、4月9日の現地調査で明らかになりましたように、当該住民が主張するような一日当たり500トン～600トンの湧水が確認されませんでした。平成19年4月9日、最終処分場の下の斜面で、IWDと地元住民が共同で現地調査を行ったんですが、これは湧水地点の確認のみであって、全地点の湧水量など測定していません。したがって、この見解書179は、虚偽記載です。つまり嘘です。

IWDの見解書はこのような虚偽記載や意見を改ざんして見解を述べたもの。論旨をずらして回答しているもの。意見の回答にすらなっていないもの等で構成され、極めつけは、無視して見解書すら出していない意見が多数見受けられます。つまり、これらの意見書は、業者によって闇に葬られたこととなります。意見書って、意見を無視したり、嘘を書いてもよろしいんでしょうか。条例上、OKなんでしょうか。これに対して意見を出した住民は、条例制度上泣き寝入りするしかないんでしょうか。

準備書が異常である場合、住民の安全を確保するためには、特別な措置が必要となります。条例にはこう書かれています。「熊本県環境影響評価条例第45条第1項、知事は事業者が各号にいずれかに該当する場合は、当該事業者に対して必要な措置をとることを勧告することができる。(2) 虚偽を記載した方法書、準備書又は送付書を送付したとき。この第45条は、事業者の恣意的行動に対する対抗として存在するものと思います。住民の皆様は今までこの準備書がおかしい事を憶測ではなく、根拠の裏付けをもって主張しているのですから、これは45条に該当する疑いがあります。疑いがあることになり、検討し何らかを講じる義務が県にはあるはずで、制度上仕方がないというのは言い訳に出来ないはずで、

今まで県庁における住民の発言でも、3万3,000通の住民意見書でも、市長意見でも、ここでたくさん公述された公述人の皆様方の発言でも分かるように、準備書の虚偽や意図的な作為については明らかであります。これに対して必要な措置をとらないのは、それこそ

県は、45条に違反しているのではないのでしょうか。

県がこの第45条に該当しないと主張されるならば、それはそれで結構です。ただその根拠は示してください。事業者が準備書の記載が正しいと主張するなら、それはそれで結構です。ただし、本当に正しいかどうか、明らかにする機会を作っていただきたい。住民側と事業者側が同時に議論するのがもっとも公正で合理的だと思いますので、ここで住民代表と事業者による討論会、または住民質問を目的とした説明会の開催を提案いたします。

住民の安全保障に関わる重大事項において、最も重要なのは事実の認証であって、円滑な手続きの進行ではないと思います。

それと、最後に水俣市長にかわって発言させていただきます。我々は必ず事業者に勝てると思います。真実をごまかす連中に負ける道理はありませんし、それを論理的に証明することも可能です。勿論、科学的にもですね。ただ、嘘やごまかしが事実としてまかり通ることがないようにしっかり運動していきましょう。

【公述人38】

市内築地在住です。重複する部分がいろいろあるかと思いますが、私は人間の作るものは完全ではないという観点から、遮水工とIWD東亜熊本の企業姿勢の2点について話をしたいと思います。

まず遮水工についてです。IWD東亜熊本、以下IWDと略させていただきますが、の準備書では、遮水工の構造についてあまり詳しくは記載されていません。その構造は基本的には平面部は砕石路盤の上にアスファルト舗装を施して、その上に遮水シートを二重に敷くというものです。斜面部はアスファルト舗装の転圧機械が転圧することが出来ないので、コンクリート吹き付けをすることになっています。低い部分は二重にシートを張りますが、高い部分になると樹脂を吹き付けるという構造になっています。

遮水シートは1枚の大きなシートではなく、準備書には記載されてはいませんが、多分ロール上になったものを敷き均らして、継ぎ目を接着するものと思われます。IWDの準備書では、遮水シートが机の上の空論といいますが、1枚の大きなシートと考えられて捉えられています。継ぎ目の接合は完全で、接合部からの漏水はないと考えられています。

しかしシート何かは完全に接合出来るのでしょうか。体育館みたいにきれいに平面のところでも敷き均らして、完全に接合するというのは結構難しいものです。処分場はどうかと考えると、アスファルト舗装の上はまだ平面でいいとしても、斜面部分はコンクリートを吹き付けてあるので凸凹しています。更に遮水シートを張る張り方というのは立体的になります。平面に張るのではなくて、四隅の部分、隅角部分が出てきたりします。それらの接合部を完全に接合するというのは不可能だと思われます。また、シート自体を張る段階においても、ちょっとしたことで亀裂とか穴が出来たりして、接合部以外シート本体も穴が開く恐れはあります。このシートの検査は誰がするのでしょうか。IWDが自主検査をするというのであれば、出来上がったものは完全というのはこれは考えられません。また、遮水シートの耐用年数についても記載されていません。

意見書では、「劣化要因を排除することで、廃止までの期間は問題なく遮水機能を保持出来ると考えております」と記載されています。IWDは、埋め立てに15年、その後10年程度は監視をすると記載しています。しかし、例えば橋とか建物の鉄筋構造物の中の鉄筋が経年変化で、塩分とか水分で腐って、耐用年数というのがあります。ものの劣化は徐々に確実に進行し、やがて耐用年数を過ぎて破損します。しかし処分場は、シートは破損し

ても埋め立てた有害物質は半永久的に残ります。監視と維持管理はIWDがいう25年程度ではなく、半永久的に行うべきです。

さて、この遮水シートが破損した時はどう対処するのでしょうか。IWDは漏水検知システムとして電極を張り巡らし、漏水があった時はその電位差で場所を特定するとしています。このシステムもいつまで正常に機能するのでしょうか。この電極も耐用年数があり、腐食などによっていつかは機能しなくなると思われます。更に漏水が発見された時は、開削して補修すると記載されています。しかし、その間にも開削中にも汚水は漏れ出して、更に重機を使用することになるので、その作業の段階でまた正常な部分の遮水シートも破損してしまうと思います。

このように、人間が作るものは完全というものはなく、完成した時点で、汚水が絶対漏れないという構造ではないということが予想されます。更にこのような広大な敷地は、地盤の支持力が機密ではないので、不等沈下が必ず起こります。また、処分場予定地付近に活断層があったり、一部が土砂災害危険箇所であったりと不安定な場所であり、地震等で破損する可能性が十分予想されます。

処分地を建設したとすると、将来的に必ず破損が生じ、その結果、人的被害が生じる可能性が高いと思います。このような所に設置するということがそもそも不適切と言わざるを得ないと思います。

IWDがここに処分場を建設したのは、調査を行って結果を判断したというのではなく、先に土地を取得し、その土地を利用するためのいろいろな後付けの調査をしたとしか思えません。その証拠にいろいろな調査、地質調査とかクマタカの調査とか、IWDの調査結果と第三者の調査結果は異なり、IWDの調査結果はすべて自社に有利な結果となっています。

次に、IWDの企業姿勢について述べたいと思います。準備書説明会で、会場からいろいろな意見が出された事に対してIWDの態度はどうだったのでしょうか。参加した市民に社長自ら、「市民は何も分からないくせに勝手なことを言う。市民が歩み寄ろうとしないから説明会にならない」などというようなことを言いました。相手の意見を聞くと言った真摯な姿勢が全然感じられませんでした。このような説明会になったのは、説明する側のIWDが市民に歩み寄ろうとしなかったからではないだろうかと思います。

良い企業というのは会社の発展と社員の保護は勿論、社会的な責任に真剣に取り組んでいます。自然との共生とか地域貢献とかいろいろあります。最近では企業で地球温暖化など、地球規模の環境問題に真剣に取り組んでいます。IWDに関していろいろ入ってくる情報とかこの前の準備書の説明会を見た限りでは、IWDにはこのような姿勢は感じられません。

先に述べましたように、IWDは事前調査においても不十分で、自社に有利なように調査結果を歪曲したとも思われる所がたくさんあります。IWDがまともな会社であれば、調査をした段階で、ここは処分場に不適切だと判断すると思います。

熊本県の環境影響評価の審査項目に申請者の規模、企業姿勢についての項目はないのでしょうか。この点も十分考慮して欲しいと思います。

ところでもし認可が下りて処分場が作られ、処分場から漏れた汚水によって人的被害が出た場合はどうなるのでしょうか。ここに処分場を建設した場合、そのような事故は必ず起こると思います。その時調査等は誰が行うのでしょうか。原因特定にも何年も掛かりますし、費用もかなり掛かると思います。弱い立場の被害者である個人が長い間苦しむこと

になります。もし原因が特定されて、その原因がこの処分場にあるとなった場合、その補償等はどうなるのでしょうか。認可をおろした熊本県がとることになると思われま。事故は起きないという前提で認可をおろすわけですから。

しかし、事故が起こった場合の対応も今から考慮しておく必要があるのではないのでしょうか。本来であれば、申請者のIWD東亜熊本には将来的な災害に対して、東亜道路工業、その他関連会社で全体責任として、半永久的に全面的に補償する姿勢があつてよいと思います。

これらのことを踏まえて、熊本県には十分審査をしていただきたいと思います。

【公述人39】

私は最終処分事業における廃棄物の運搬車両の搬入ルートについて公述させていただきたいと思ひます。

最終処分場事業における廃棄物運搬車両の搬入ルートについてIWD東亜熊本は、県道水俣出水線、これをメインルートとしていますが、通称「平通り」、ここは道路付近が狭く、この事は既に多くの市民の方々が声をからして何回となく訴えておられます。そのとおりでございます。だから、かねてから住民は通行にあたって、事故等のないように、細心の注意を払ってきております。私も南福寺に暮らして生活しておりますので、その事は十分に理解をいたしております。沿線住民の方々はこういったリスクを抱えながらも忍耐強く暮らしているところです。

今回最終処分場事業計画では、廃棄物運搬車両台数は10トンダンプトラック、1日55台、すなわち100台を超える大型車両の通行が新たに増えることとなります。通り沿いには住宅が密集し、近くには市民が多数集まる公共施設もあり、これ以上の大型車両の通行は危険があると、その事を住民は指摘をしているわけでありま。そのことについてIWD東亜熊本は、見解の中で林業の伐採木運搬車両である10トン以上のトレーラー車も頻繁に走行していると共に、土木工事車両の10トンダンプも多数走行していたと述べております。だからIWD東亜熊本に言わせれば、1日55台のダンプトラックの通行は可能だと言いたいのでありま。しょうけれども、とんでもございませ。ここで、10トン以上の伐採木運搬車両が頻繁に走行していると述べていることは、1日に10トンダンプトラックが100台以上行き交う頻度なのか、この事は非常に重要な意味を持っていると私は考えております。

森林伐採木運搬車両は、確かに走行することはございませ。しかしそれは、IWDが言うように1日100台以上を超える頻度ではなく、極めて稀に通ることがあると、そういった程度でございませ。100台以上が通ったという事実はございませ。したがって見解書に言うように「頻繁に」、あるいは「多数走行していた」というのは誤りでございませ。仮に1日に50台を超える林業伐採木運搬車両がここを通ったのであれば、湯出川上流域の山々は軒並み裸の山になっているのではないのでしょうか。今のところ、私が見る限り緑豊かな山であることからすれば、頻繁に伐採木運搬車両が走行していたということを裏付けることにはなりませ。

事業者は不遜なことに、「平通り」を実際に大型車を走らせてはいないとしていますが、この事も見解の審議を正す上では重要なことでありま。加えて事業者が行った交通車両台数の測定調査に不備があることも住民は指摘をしています。住民が新たに行った測定調査では、更に「平通り」は錯綜している数字となっております。

したがって、現在の交通量に加えて、更に100台以上が行き交う、そのことが可能とする

のであれば、熊本県は責任をもって、住民の理解を得るためにも、そのことを実証すべきであると考えます。

また、埋立年数は15年に及ぶとされていますが、長年にわたり1日100台以上のダンプトラックが走行した場合、周辺住民への精神的苦痛、ストレスなど及ぼす影響についても詳細に検証すべきであると、そのように考えます。特に、心配されるのが健康面での影響でございます。粉塵の飛散に加えて大型ディーゼル車両による大量の排気ガス、周辺環境にこれは異変をもたらします。住民への健康被害を及ぼすことは必至と思われれます。車両の停車、発車を伴う旭町踏切の近くには医療施設もでございます。また、交差する日本一長い運動場は高齢者をはじめ、小学生、中学生等、市民の散歩コースともなっています。このように高齢者や「平通り」を通学路とする小学生、中学生などが、大型ダンプの排気ガスを吸引することが常態化すれば、健康を損なうことは十分に考えられるわけでございます。

したがって、現状から「平通り」を100台以上の大型ダンプが行き交うことは、物理的に不可能であると。そういった生活経験上判断されるから、住民は生活全般に危険を及ぼすと指摘をしているものでありますし、精神的にも生活環境は破壊されるということを申し述べているのであります。

したがって、予定地に大型ダンプで産業廃棄物を持ち込むことは、許されることではないし、このことについて熊本県におかれては真摯に受け止めていただき、誠意をもって知事意見をお示しいただきたいと申し述べる次第であります。

最後に、水俣病はどのようにして発生したのか、そしてその教訓とする所は何なのか、私達はよく考えてみるべきです。水俣病は私達人間の無知、あるいは自然に対する奢りによって引き起こされたのでございます。人は少しばかりの害毒を、多量の水、海水に放出されても、流れ出ても、希釈されて薄まれば毒にならないと、そのように思い込んでいました。しかし、水俣病は発生し、私達多くの市民、不知火海沿岸住民に未曾有の悲劇をもたらしました。自然の許容する範囲、海の環境の許す範囲を超えて起こってしまったのが水俣病であります。

水俣病は県政の最重要課題であり、その解決は懸案中の懸案でありますので、県の皆様はそのことを十分理解し、認識をされておる、そのように考えております。そのような中で湯出川上流域に建設されようとしている、この産業廃棄物処分場は 所詮人工の構造物です。人為で作られたものであります。人工の構造物は将来に渡って安全で朽ち果てない、あるいは地震などの自然災害で破壊されない、そういった保証はどこにもございません。人工構造物は、いつかはそれらそのものが廃棄物になることを免れることは出来ません。

川の上流に建設されようとしている処分場は様々な危険を内包しており、水俣の自然に異変をもたらさないとする保証はございません。

福祉国家として知られるスウェーデンでは、環境に悪いと分かっていることは勿論しないけれども、環境にいいと分かっていることもしないという生活心情、高まいた環境意識を持っています。私たちは自然の法則から免れて生存することは出来ません。そういったことを強く思うのであります。

事業者にとっては微塵もそういった考えはありませんが、もっともっと我々は自然に対して謙虚であらなければなりません。

【公述人40】

深川に暮らしております。私は、環境影響評価制度の問題点とそれから今回のIWD東

亜熊本最終処分場事業について、事業予定地が最終処分場として不適ではないかということの意見を申し上げたいと思います。

環境影響評価法は先進諸国の中で大きく遅れて1997年法案成立、99年に施行をされております。現在では全都道府県政令都市すべてが条例を制定しているようであります。一部では自治体でも制定をされているようでありますけれども、一方、熊本県環境影響評価条例は平成12年6月に制定をされております。

条例の目的というのが冒頭にありますが、これは後で触れたいと思います。長くなりますので。それと、県事業者及び県民の責務というものも記載をしております。一方で影響評価の結果、不適と判断された時の中止の代替案というのが極めて少ない。ないと言っていいと思いますが、それと事業者の都合による影響評価等での中止事例が極めて少ない、といった問題点が指摘をされておるようであります。この事を環境アセスメント等とひねくった表現をされておるようでございます。

今回の事例でも、計画地周辺の湧水や地下水調査、絶滅危惧種であるクマタカの生息調査、地質調査等、事業者説明会での意見や住民意見書、市の調査等の食い違い等、事業者に都合のよい、正にアセスメントであることが明らかにされたわけであります。

IWD東亜熊本は、3万3,591件に及ぶ環境影響評価準備書に係る意見についての見解を示しましたが、その見解は具体性のない抽象的な表現に一貫しておることも指摘をしておきたいと思います。県はこのようなことをどのように判断され、どのように指導をされますか。

次に、用地選定についてですが、熊本県の公共関与産廃処分場計画では今回の計画地近傍を含めた候補地を適地でないとして、水俣のすべての候補地を外しています。搬入経路や地形、湧水や地下水等への影響が主な理由であると考えられます。

事業者が今回の事業を県の事例と同じような手順で、まず適地を探すことから始める、そういう行為から入っておれば、当然結果は公共関与の例と同じになっていた筈だと思っております。

しかし事業者は、不適とは言えないとの、これも曖昧と言えるような表現で見解を述べておりますけれども、詳細な環境影響評価を進める中で、先程申し上げました調査の稚拙さ、判断の食い違いや意見書等での指摘、クマタカの生息地であることの実事からして、また、例えば水道水源汚染や災害の危険性を考えても、現在の技術をもってしてもなお、大きなリスクが存在するわけです。この調査を進めることによって不適地であることが更に明らかになってくるわけであります。

今回、事業者は先程申し上げました環境影響評価の問題点、課題克服に値する大きな英断をされております。それは環境影響評価の段階で環境への影響が大であるとして、安定型処分場の計画を中止されました。とても素晴らしい判断というふうに思います。この際どうでしょうか。事業者の方には是非安定型処分場を中止されたように、管理型処分場についても中止という決断をされることに期待をしたいと思います。これが実現すればアセス制度の問題点として指摘されている、中止という代替案が実施されたことになり、環境都市水俣における画期的な先進事例となり得るわけです。

次に適地とは言えないが、現在の技術を持ってすれば不適地ではないという事業者の見解についてですが、表現が非常に曖昧であります。適地とは言えないのであれば、不適地なのです。クマタカの生息の実事はどのように技術的に対応されるのでしょうか。搬入経路は公道ですが、どのように技術的に対応されるのでしょうか。地山を掘削して埋めて処

分を行う計画になっていますが、急傾斜地部分の残地は地震時にどのような動きをするのでしょうか。埋立た廃棄物はどのように動いて、地山にどのような影響を与えるのでしょうか。それを事業地域外の急傾斜地の崩壊などの対策をどのように技術的に対応されようとしているのでしょうか。

先日の公聴会においても指摘をされましたが、現在の法律や科学が万能ではなく、大きな経験や失敗にたって改正をされていくものであります。建築物の耐震基準をみてみましても、関東大震災の経験から、耐震基準制定に始まり、大分中部地震、宮城県沖地震、兵庫県南部地震など、幾度となく改正をされ、今や基準による建物は耐震性のない建物として改築や耐震補強など莫大な費用が必要とされています。現行の基準に合っているにもかかわらず、事故事例などで法や基準はどんどん新しくなっていくわけです。基準に合わなくなった処分場が何十年も放置され、水俣市民は水道水源の汚染や災害の危険に晒されて生きて行かなくてはなりません。

現時点においても環境の影響に配慮した計画中止は十分に可能であります。重ねて事業者の英断に大きな期待を寄せるものであります。

次に評価の手続き、県行政になりますけれども、のことについて少しお話をしたいと思えます。

事業者からの許可申請があれば、県は粛々と現行法や技術基準に適合するかどうか、チェックをされることとなります。しかし市民は、何で水俣ですか、何で水源の上流域なんですか、という非常に単純な疑問を持っているわけです。それでも県は法や基準への適合を審査しなければならないわけですが、仮に裁判となっても同じようなことが争点になっていきます。単純な住民の疑問が法や技術基準などの土俵に引きずり出されてしまうわけでありです。

立地規制を制定するだけで解決しそうに思うわけですが、根本的な環境影響評価制度の欠点であります設置許可に関わる裁判では、原告住民から知事のスタンスに強烈な批判が寄せられる例がたくさんあります。千葉県知事の裁判所への意見書提出の事例を調べてみて欲しいと思えます。裁判所だけではなく、関東知事会では同様の意見書を国に出しております。法や技術基準への適合審査の他に県として出来ることがあるわけですが。

ここで先程の県条例をみてみたいと思えます。目的のところですが、目的の最後のところに、その事業にかかる環境の保全について、適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保にすることを目的とするというふうに書いてあります。法や技術基準への適合審査をする前に、あるいは審査そのものが住民の単純な疑問や不安に答えるということが条例の目的であります。安心して県民の側に立って審査をしてください。

あと一つ、県の公共関与の最終決定された候補地の中で、搬入道路の整備を条件に計画されるところはありませんでしょうか。もしあるとすれば、今回の事業は搬入経路一つで不許可に出来るものではないでしょうか。「平町通り」の事はこれまで多くの方が意見を述べられたとおりです。

アセス段階での知事意見書、仮に事業者が現段階で適地でないと判断され、許可された時、その審査段階において事業者の自主的な配慮基準に基づく安定処分の中止、公共関与における用地設定に係る判断事例に基づく知事意見書への反映、許可行為に係る指導等、住民意見等に基づいた県の判断を強くお願いするものであります。

今回の件が環境影響評価制度の問題点、課題の克服に繋がる先進事例として、全国に先

駆けたモデルとなるような判断をされ、環境立県熊本、熊本パートナーシップという、崇高な理念に基づいた環境行政、廃棄物行政が推進されますことを願います。

【公述人41】

洗切町に住んでおります。私は2点、防災調整池の容量についてと、鹿谷川下流の崩落跡地についての意見を述べさせていただきます。

一点目の防災調整池の容量でございますが、IWD東亜熊本が提出した準備書に対する意見で、防災調整池の容量、大きさは集中豪雨等を考慮しての計算なのか、の質問に対し、「熊本県土木部河川課が設定している開発許可申請に伴う調整池設置基準案に基づいて計算をしています」との回答でありましたが、私はこの回答に疑問を感じております。

設置基準は熊本地方気象台発表の24時間雨量、360ミリに基づいて計算された調整池の容量となっております。この値は最近の異常気象、水俣で発生した災害時の雨量から納得がいきません。調整池を作るに当たり、一番大事なことは雨量だと思います。過去に水俣でどれだけの雨が降ったのかが一番問題です。

水俣では平成15年7月20日に宝川内集、深川新屋敷地区で土石流が発生をしております。土石流災害では宝川内集では集落から1.7キロの上流斜面から幅100mにわたり、土石流10万立米が集落を襲い、宝川内集地区で15名、産業廃棄物処分場から目と鼻の先の深川新屋敷地区で4名の尊い命が失われております。この時の雨量は24時間雨量で約395ミリの大雨が降っており、設置基準案をオーバーしております。これらの事をIWD東亜熊本はちゃん調査をし、検討されているのでしょうか。準備書や見解書の内容では水俣市に、どれだけ雨が降り開発行為を行う地域、周辺にどの程度の集中豪雨が発生しているのか、真剣に検討されていたのか疑問でございます。準備書の資料を見ても、雨量表等の調査資料が少ないのには驚かされてしまいます。

防災調整池の容量、大きさは過去の水俣市で発生した土石流災害時の雨量等を参考に、基準案の見直しをお願いいたします。

更に、調整池の一つは、湯出川に放流が計画をされております。下流には湯出小・中学校があります。もし宝川内集地区のように上流から土石流が発生した場合、大惨事となるのは分かりきったことでございます。二度と同じような悲惨な災害を繰り返さないためにも、防災上の観点からも厳しいより現実的な防災調整池の容量の見直しをお願いいたします。

次に、鹿谷川下流の崩落跡の考え方でございます。

「鹿谷川沿いには新しい崩落跡があり、土石流危険地域に指定をされている場所であるが、新たな崩落の心配はないのか」という意見書の内容に、IWD東亜熊本は「鹿谷川の狭窄部比流量が、狭窄部というのは一番断面が小さい所なんですけれども、その比流量が0.0763、ヘクタール当たり1秒間に流す量でございます、今後また同じような値が出てきますので、単位は省略をさせていただきます、すべての地点において計画している比流量0.0582以上の流量を流さなければ安全な流量で新たな崩落を誘発することはない」との回答でございました。

また、調査方法は熊本県土木部の河川課計画調査係の指導を受けて実施したと書いてあります。ここが疑問でございます。

湯出川は、二級河川で重要な河川ということで熊本県が管理をしております。問題の鹿谷川でございます。これは普通河川に区分されており、水俣市の管理となっております。

鹿谷川を含む湯出川流域の河川、流下能力の調査方法、調査箇所の選定は熊本県の指導を受け実施されていますが、鹿谷川は水俣市が管理をしておりますので、当然水俣市と協議、打合せが必要だと思います。管理する水俣市土木課へ確認をしましたところ、「何ら打合せ協議を行っていない」との回答でございました。

当然放流先の鹿谷川について狭窄部の位置や場所、比流量についても協議は行われておりません。それでいて「鹿谷川の流量は余裕をみた安全な流量で新たな崩落を誘発することはありません」とまで書かれております。

私は何回か現場を見に行っておりますが、産廃処分場計画地の入口付近、橋の下流部で大きな石がえぐられ、石垣が崩落し、川が氾濫した後が何箇所かあります。

準備書ではこの地域にどの程度の雨を予想し、どこの山からどの谷を通り、鹿谷川に流れるのか等の流量表、縦断図等が提出されておられませんので、正確な指摘は出来ませんが、おそらく崩落跡地は断面不足により崩落をしていると予想されます。

したがって、鹿谷川の崩落跡は最も狭窄部、狭くなる断面じゃないかなと考えるのが一般的じゃないでしょうか。その場所の比流量は大変重要だと思います。

鹿谷川を踏まえ、次の3項目を要望をいたします。

1、準備書で提出されておられません、比流量調査業務報告書からの比流量0.0582の値や準備書385ページ表の5の94の基礎流出係数の設定根拠の値が正しいのか、再確認をお願いをいたします。

2番目、開発行為の指導指針では河川管理者と協議のうえ、開発区域、下流4キロ以上の地点まで影響が発生する調査が必要と書いてあります。該当する湯出川、鹿谷川の下流全域で改良、拡幅の必要性はないのか、これらの確認を必ず行っていただきたいと思ます。

3つ目です。鹿谷川について、調査箇所の選定調査方法について管理者である水俣市と十分な協議を行ってください。

最後になりますが、今回最終処分場建設箇所は水俣の自然豊かな山林を人の手により開発し、最終処分場の建設を行うわけでございます。

開発行為に当たり影響を受ける鹿谷川、湯出川で災害等が発生した場合、すべて原因企業であるIWD東亜熊本の責任となりますが、開発行為に対する指導、許可は熊本県がなされます。防災上の観点からも、また、大災害を繰り返さないためにも、慎重に厳格なご指導をお願いいたします。

【公述人42】

わらび野に住んでおります。数点意見を述べさせていただきます。

はじめに立地選定と事業計画について意見を述べます。

環境省の資料によりますと、平成15年の産業廃棄物の最終処分場は3,000万トンと、5年前に比べましたら約半分になっているそうでございます。最終処分量全体の半分を占めると言われております汚泥は、発電材料として注目を集めております。また、廃プラも燃料としての再利用価値が認められ、処分場全体量は現在も減少し続けていると言われております。その結果、今後最終処分は20年後にはゼロに近づき、今大規模処分場を作ってもいづれ運営が行き詰まると推測をされております。

そのような状況下、水俣市に東京ドーム2個分の大規模処分場を作る必要があるかと切実に考える次第でございます。

また、熊本県産廃最終処分場候補地検討会の独自の基準では、1、予定地から500m以内に民家がない、2、予定地から1km以内に学校がない、3、水源地でない、4、土砂崩れの恐れがない、5、窪地である、ことが候補地の適地基準になっております。水俣の場合、近くに民家がございますし、湯出小学校までわずか400m、また水源地でもありますし、しかも上から30mの穴を掘削する。更には土石流発生地が近くにあるということで、検討会の判断ではまずあり得ない候補地であると言明をされております。

したがって、不適当な立地選定であり、許可すべきでないと考えるところでございます。また、最初に広大な土地ありきで進められた本事業については、事業者の資質が疑われるところです。

次に、遮水シートについて述べます。事業者は準備書の中で遮水シートは、埋立対象物の圧力や埋立作業による衝撃等の外力によって損傷を受けるおそれがあるため、以下の対策を実施すると記載をしております。事業者自身がその耐久性に疑問を呈しております。また、国内メーカーがいう遮水シートの耐用年数は50年以上という試験結果が出されておりますが、実際には各種条件が複合して作用するため、それよりかなり短くなると指摘をしております。

事業者は処分場の遮水構造を不織布を含む6～7層構造にしておりますが、半永久的に破損しないまま使用出来るか非常に不安であります。同時に遮水シートの破損により未処理の浸出液が漏洩し、鹿谷川に流れ出る蓋然性は無視出来ないと思えます。

更に、遮水シートが破損した場合、事業者は必ずその部分を掘り起こし完全に修復するとありますが、シートの接合部の接着はどのように行うのか不明であります。また、埋立終了後に破損が発生した場合の掘り起こし作業は、莫大な作業量と周辺の廃棄物が崩壊しないような対策が必要だと思えますが、修復作業工程についてまったく記載がありません。また、シートが破損した場合、事業者が対応策をとり始める頃には、既に未処理の浸出液がいち早く地下水や土壤汚染を始めているものと考えます。

次に、維持管理について述べます。

事業者は埋立終了後、稼働中と同様のモニタリングを10年程度予定しているとのことですが、安定化無害化までの年数と根拠も示していないし、実際どれぐらいの期間かかるのかとても不安をもちしております。また、埋立終了後、安全面の維持管理というのは非常に重要なことですが、監視期間終了後に不測の事態が発生した場合、誰がどのようにしてどのぐらいの期間にわたり責任を持つのか、全く不明でございます。

産廃事業者によっては、埋立後も処分場から有害物質等が漏れていないか、監視することを会社の経営方針に入れているところもありますので、事業者の埋立終了後の維持管理の記載については不適切であると考えます。

次に焼却灰の飛散について述べます。

焼却灰については運搬、埋立処分後に、覆土散水を行ったとしても完全に防止することは不可能であり、その飛散距離も数kmと言われておりますので、周辺民家や湯の鶴温泉街、小中学校、茶畑等の農地及び森林等への支障を来す恐れがあります。事業者は焼却灰の運搬、埋め立てについて詳細に説明していない上に、処分後の飛散の範囲、拡散防止対策についても記載しておりません。準備書の中に具体的な計画立案の記載が必要だと思えます。

次に、交通搬入路について述べます。事業者は搬入路について国道3号から水俣・出水線、通称「平町通り」でございますが、この道路を通るルートを主な道路としていますが、交通量を分散させるため、必要に応じて予備ルートを使用すると記載をしております。し

かしながら現状下では予備ルートの可能性というのは極めて低く、「平町通り」を通過する可能性が大きく、交通量の分散には全く繋がらないと考えます。また、幅員5mの狭い「平町通り」を1日110台を超える大型トラックが通行することは、確実にこれまでより大幅に交通量が増大をいたします。更に、対向車との離合自体が困難な道路でありますし、地域住民の生活不安並びに近隣中学校、高校通学生の登下校にも多大な悪影響を与え、交通事故の発生率がこれまでよりも高くなることが懸念をされます。

したがって、事業者の「平町通り」における調査不足は勿論のことでございますが、周辺の安全確保に努めるだけという記載では不適切であると思えます。

最後に、希少動物クマタカ保護について述べます。

クマタカは山岳森林地帯に生息する大型のタカでございます。山地の森林生態系の頂点に位置しておりまして、山地のダム建設や林道建設などの計画などで生息環境への悪影響が問題になることがございます。また、クマタカの繁殖成功率は全国的に低下傾向にあるため、将来における個体数の急激な減少が危惧されています。1993年に種の保存法により国内希少野性動物種に指定され、環境省のレッドデータブックでは絶滅危惧種類とされております。クマタカは森林の豊かな動物層によりその生存を支えられており、豊かな森林環境が不可欠でこれを保全することが求められております。

市の調査によりまして、処分場建設地周辺で頻りにクマタカが目撃されております。これらの事実によりまして処分場周辺が主たる行動圏である可能性が大であります。

したがって、希少動物の生態系に重要な影響を及ぼすことは明白でありますので、この希少動物を保護するためにも、更に詳細な調査が必要であると考えます。

【公述人43】

水俣市水道局に勤務いたしております。

当建設予定箇所の下流には水俣市へ上水道の第二、第三、そして第四水源地があり、平成18年度、一日最大8,700トンの水を市民に供給しています。更に天草市御所浦地区に1日最大1,300トン、津奈木町に1日最大300トンの送水を行っており、その給水人口は水俣市2万4,486人、天草市4,000人、津奈木町689人の計2万9,200人にのぼっています。

水俣市、第二、第三、第四水源は湯出川水系の地下水を浅井戸、これは6m～12mの浅井戸から取水し、現在はその正常な水質から浄水施設を必要とせず、滅菌処理のみを行うだけで、水質基準に十分適合した水を供給し得ている状況にあります。

もし建設予定箇所に産業廃棄物最終処分場が建設され、不測の事態が生じて、汚染された水が最終処分場の外に流出してしまった場合には、浄水場を持たない水源に直接に取り込まれ、上記の大勢の人々に上水道により、供給された水による取り返しのつかない健康被害を発生させてしまうおそれがあるため、上水道事業を運営する水俣市水道局として、環境影響評価準備書に関し、次の4つの観点から意見を申し述べます。

1、環境影響評価準備書においては、水俣市、第二、第三、第四水源地の水源地である湯出川水系の地下水、浅井戸水にどの程度産業廃棄物最終処分場建設予定地周辺からの集水がなされているのか触れていない。準備書では湯出川への合流部と水源地までの距離などを理由に、湯出川合流点までの環境影響調査しかなされていないが、水俣市第二、第三、第四水源地と建設予定箇所とに何らかの地下水脈におけるつながりがあった場合には、浄水施設を有しないがために、直接に湯出川水系の水質の影響を受け、上記の給水人口規模の甚大な被害の発生が予想される。

環境影響評価準備書に記載された計画処理水質は、溶解性鉄含有量が1リットル当たり10mg、溶解性マンガン含有量が10mg等とされていますが、水道水源においては溶解性鉄含有量は0.3mg、溶解性マンガン含有量は0.05mg等の厳しい水質基準が定められています。

表流水の流量で希釈されることがあったとしても、地下水への影響は慎重に予測する必要があるものと考えます。よって水俣市第二、第三、第四水源の地下水脈への影響と建設予定箇所と水源地周辺の環境影響比較調査を再度要望するものでございます。

2、環境影響評価準備書においては、「排水の計画処理水質は熊本県の上乗せ条例を遵守することですべての項目で健康項目に係る環境基準を下回る水質とした」と評価されています。

しかしながら、準備書では計画処理水質について述べているのみで不測の事態の発生を予測していません。近年、時間雨量80mmを超える集中豪雨が各地で発生しており、平成15年には水俣市においても甚大な豪雨被害を受けています。

このような激変する気象環境の中、排水処理施設の許容量を超える豪雨により埋立物と接触した処理前の雨水が、処分場の外に流出するおそれはないのか、その場合どの程度の環境影響が予測されるのか。通常運転時を超える事態が発生した場合の環境影響調査を要望します。

3、環境影響評価準備書における水質影響予測においては、事業活動が定常状態になった時期を予測時期としていますが、当該産業廃棄物最終処分場が事業活動を終えて以降も、埋め立てられた産業廃棄物は永久にそこに存在し続け、水俣市民は永久に湯出川水系の地下水を水源とする上水道を利用し続けていかなければならないのであります。

準備書では埋立物と接触した雨水が、地下へ浸透することを防ぐ有効な手段として二重遮水シートの敷設をうたっていますが、遮水シートは経年劣化することはないのか。耐用年数はどの程度の年限を予定しているのか。その後はどうなるのか、どうするのか。事業廃止後50年後、100年後、あるいは500年後の環境影響調査を要望するものです。

4、産業廃棄物最終処分場建設予定地周辺には、活断層、いわゆる出水断層が存在します。現在日本のどこでもマグニチュード6～7程度の地震があっても不思議ではございません。

また、豪雨による崩壊箇所も確認されている産業廃棄物最終処分場は、どの程度の耐震性があるのか、土砂崩れ等が発生する危険はないのか。また、土砂災害等が発生した場合に環境への影響を遮断するなんらかの手段は講じられているのか。

環境影響評価準備書の記載内容は、すべて平時の通常運転時を予定してのものであるが、可能性が皆無でない以上、地震、豪雨等による亀裂、土砂災害等の発生時の環境影響調査を要望するものです。

【公述人44】

私は今回の計画について準備書やその後の見解書等を読みまして、是非県民としては県にこの計画を却下にする、最悪でももう一回調査のやり直しをするように是非お願いをいたします。理由はこれから述べます。

まずはじめに、環境モデル都市づくりの一環として、処分場も必要だというふうにIWD東亜は述べていますが、こういう巨大な処分場が環境モデルに全く不要のものです。

水俣で出るゴミは水俣で処分する。これは必要ですから、この点については当然のことですけれども、全国から巨大な産廃処分場にゴミを持ってくるようなことが環境モデル都

市の理念とは全く整合しません。

それから、次にあの場所を選んだのか、その理由が書いてないのでたまたま手に入ったからあの場所に作るのではないかと私は考えています。実際その見解書の中にも最終処分場というのはどのような場所であっても、適地と表現するのはかなり難しいと業者自ら書いていますから、適地でないわけですから不適地です。ですから、業界の設置要領でも県の設置要領でも、適地の条件を満たすことは出来ないような場所にありますから、あの場所は不適地だと考えています。

また、真の循環型社会を作るということですが、集めてゴミを埋める場所が循環型社会の構築には全く寄与するわけではありません。

見解書の中で度々業者が述べている、循環型社会形成推進基本法の中で目指す社会というのは天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が出来る限り低減される社会を目指しているわけですから、この巨大な処分場を作って、そういった社会が目指せるとは到底思えません。法律の解釈を誤っていると思います。

次に、この場所で行われた業者の説明会がありましたけれども、あの説明会は途中で終わっておりまして、大変不完全なまま終わっております。私は、その説明会で質問させて欲しいという手紙を出しまして、その説明会の画面に業者の方から私の名前も出ました。私に断りもなく出ましたが、結局質問する機会が回ってきていません。未だに回ってきていません。また、質問も多々あった中で途中で打ち切って逃げ出すように帰られたわけですから、あの説明会は全く不完全なまま途中で中断されているというふうに思いますので、もうちょっとあの続きをやっていたらいいと思います。

更にその説明会の中で、小林社長が「水俣市民は、このアセスメント準備書は理解出来ないのじゃないですか。」ということを行いました。私は理解しております。他にも理解している人はいっぱいいると思います。

このように地元との合意形成の努力を全く欠くような姿勢でもって作られた準備書ですから、環境保全と言いますが、社会的な環境を業者と地元との良好な環境を形成するような努力がみられません。

次にいろいろ細かい所が大変気になります。

例えば燃え殻を持ってきて埋めるわけですが、その燃え殻の中にこういったものが入っていると想定しているのか。その想定に対してどういう処理をするのかが分かりません。それから燃え殻を下ろす時に、相当な粉塵がダンプカーからドサッと下ろす時に舞い上がるはずですが、それについての言及が全くありません。

遮水シートにしても私は静岡県富士市の産廃処分場の見学をしたことがありますが、埋める前から数多くの穴があいていたのを目撃しました。この目でですね。静岡県富士市で穴があいて水俣で穴があかないという理由が分かりません。

それから農作物に対しても風評被害はないということをおっしゃっていますが、現状の水俣産の安心安全をモットーとした農作物の評価、市場での評価をしていません。市場での評価がなく、もし作った場合に評価が下がったら、これは風評被害と言えるわけですが、「現状の評価が無くて、風評被害がないものというふうに考えます」と書いてありますが、これは現状評価してからこの後もし作った場合にもう一度評価を行って始めて分かることですから、風評被害への評価は不十分ですね。

それから万一遮水シートが漏れて水が出た場合は、掘削して補修するということですが、その掘削、漏れてから補修するまでの間の水の処理はどのようにするのか。そう

いったバックアップ体制が書いてありませんのでよく分かりません。

また、下水汚泥をたくさん埋めるわけですからメタンガスは当然発生しますけれども、そのガス抜き穴をいっぱい空けるわけですが、そのガスが地球温暖化に大きく寄与するわけですね。その温暖化への寄与も書いてない。そういった真の循環型社会を作る上でそういった施設は全く不要です。

それから、大森地区で山の斜面から湧いている水を多々利用しているわけですが、これは地下水であるかないか、ここの業者のいい方でいうと、湧水と沢水というその定義が非常に不十分であって、ここであった説明会の際は湧水かどうか見分けるのは目で見るのだというふうに業者側の方がおっしゃいましたが、目で見て湧水がどうか分かるものなんでしょうかね。

やはりいろいろな市が行ったような調査をして初めて湧水かどうかというのは言えるものだというふうに考えます。

それから生態系などについて聴き取り調査をしたということですが、聴き取り調査を誰にした、いつした、といったことは分かりませんので、これは本当に聴き取り調査をしたのか、その辺が非常に怪しい。水俣市民はどうせ分からないだろうというような会社のやる事ですから、本当に聴き取り調査をしたのかどうかは私は疑っております。

現在の産廃処分場の予定地は森林が大部分でありますけれども、その森林には公益的な機能というのがあって、降った雨を溜めて水源を涵養するとか、表土を作るとか、山崩れを防止するとか、そういった機能が多々あります。こういったものについて全く評価はせず、評価しないわけですから産廃処分場にして全部木を伐採して、よそから持ってきた物を埋めて、更に土を埋めて、全く違う生態系をつくり出しても大した変わりはないということになっております。

これはやっぱり大きな違いがあって、その差をちゃんと差異を書いていないということもちょっと不十分です。

最後に重要な事項については「県と協議の上、今後決めます」ということをたくさん書いてあります。この重要な事項を私達がどういうふうに考えているのか、そういうのを判断するための準備書であったはずですが、「今後県と協議します」ばかりですね。これではアセスメントとしては大変不十分であると思います。

以上の理由から県の皆さんは是非これを、勿論慎重に調査した後で、是非今回の不十分であって却下、あるいはやり直せ、そういった結論が出るということを期待しております。

【公述人45】

津奈木町に住んでおります。袋にある旧石鹼工場、現在エコネット水俣ですが、そこで勤めております。ちょっと最後ということで大変なプレッシャーを感じておるんですが、私は水俣市のエコタウンプランとの連携は事業者の都合のいい理屈であって、事業実施の背景では無いとの視点で述べたいと思います。

市の掲げるエコタウンプランは、地域におけるゼロエミッションの実現を推進するためのプランです。水俣市と熊本県の連名で水俣エコタウンプランを作成し、経済産業省と環境省から2001年、平成13年2月に全国で13番目に認証された環境と調和したまちづくりの計画です。産廃の処分場はゴミが減っては成り立たないビジネス、このエコタウンプランというものはゴミをなくしていこうという計画であって、向かっている方向が全然違うわけなんです。ゴミを増やしていくのか、あるいは減らしていくのか、これがちょっとキ

ーワードになりましてね。私らは、石鹼工場で20年前から廃食油を回収してリサイクルの石鹼を作っております。油は出来るだけ使って、もう出来るだけ出さないように、それを呼び掛けながら、どうしても捨てる、もういらぬというんだったらそれはゴミではなくて、資源として、石鹼の原料としてと、そういう考えで事業を行っているわけなんです。水俣市には産業団地にエコタウンがございます。そのリサイクルという名の廃棄物の処理の方法を1997年、11年前ですけれども、これも経済産業省と環境省が考え出したエコタウン構想ですね。これはペットボトルの再生工場、家電、自動車リサイクル施設、廃プラスチックの油化工場、RDF、ゴミの固形燃料の発電、エコセメントの施設など、国が補助金を出して全国に作らせ、環境ビジネスを育成しようとする戦略ですね。そこにゴミの原料という発想はないんですよ。むしろゴミが増えて、どんどんこう入ってくる、それに成り立つということなんです。

一方、ゼロウエストというのがあるんですけれども、ゼロウエストとはゴミの処理を焼却とか、埋め立てに頼らず、拡大生産者責任を徹底させることで無駄なゴミをなくしてゼロにしていこうというこういった考え方ですね。具体的には、ゴミの発生を根本的に抑制しなければ解決しないので、焼却とか、埋め立てのための分別でなく、ゴミを再び生産者へ返却するための分別を徹底させるという、もう分別からの考え方が違いますね。

私は2年前に、徳島県の上勝町へ一人で行って来ました。上勝町というものは、料理のつまものとかで全国にも名前が知られていて有名ですけれども、その上勝町は2003年9月に町議会にて、日本で初めてゼロウエスト宣言を採択した自治体です。

その宣言文を読みますけれども、「未来の子供達にきれいな空気や美味しい水、豊かな大地を継承するため、2020年までに上勝町のゴミをゼロにすることを決意し、上勝町ゴミゼロを宣言します。地球を汚さない人づくりにつとめます。ゴミの再利用、再資源化を進め、2020年までに焼却、埋立処分をなくす最善の努力をします。地球環境をよくするため、世界中に多くの仲間を作ります。」と、このような宣言文ですね。ものすごく素晴らしいと思いませんか、これは。行って私も率直に、「わあ、これは先にやられた」と、本当はこれ水俣が先にゴミゼロ宣言とか、これすべきというようなことをその担当の方とも話はしたんですけれども、いろんなその視察で行政の方も来られています。

担当者からの直接伺った話なんですけども、広島市の市議員の方達が視察に来られた時に、言われた言葉で上勝町は2,500人ぐらいですね、人口は。上勝町だからこれは出来るんやと。ゴミゼロというような。広島は100万人口がおるから、これは広島じゃ出来んというようなことを言われて帰られたということなんですけども。上勝町だから出来る、そうじゃなくて、広島だったら広島方式ということで、あるいは水俣だったら水俣の人口にあったそれらしいそういうような方式で、ゴミゼロと、それを考えていくというようなのが、勿論視察して市議員の役目だと私は思うんですけども。

それでこれからどうしたらいいのかということで、東京にある市民エネルギー研究所が15年前に、1993年の1月に、「2010年、我等の選択、水俣から地球環境へ」との題で報告書を出しております。地球規模で模索している環境問題をどう解決すべきかという非常に重い、かつ緊急を要する課題を取り上げて、大変革命的で根源的な提言をしております。時間が限られてますので結論だけちょっとお話をしますと、地球を守る方策で、まず今直ぐ出来ることは、消費者が「こんなもんはいらなかったんや」とか、それで切り詰めること。それで再利用、リサイクル等、使い捨てるの文化を問い直すなどで、経済成長の低下しかないということを言っております。そうすることによってプラス面として、貿易の黒字

が減り、地価が下がる。小さな政府が実現する。農産物の自給率アップ、原子力はゼロ、CO₂の排出量は大幅に減り、GNPは緩やかに減少。このように合理性があり、正しいと考えられることは、いつか実現される時が来るというので、それを言い続けることで現実が少しずつ変わっていくと、このように結んでおります。15年前ですよ。

これに予測している、現代の水俣の状況のようなのを予測している提言書で、後もう2年しかありませんね。2010年と言いましたら。

よその国ではどうかと言いましたら、ニュージーランドでは国としてゼロウエストの目標達成に取り組んでおります。また、イギリス、オーストラリアのキャンベラ、アメリカのサンフランシスコ等で2020年のゴミゼロを目指して、ゼロウエストを宣言し、実績をあげているそうです。

最後になりましたけども、「KY」という言葉がちょっと若者の所で流行っているみたいですけども、「空気を読めない」という意味だそうです。「KY」にならないように、是非とも水俣のこの空気、時代の流れという空気ですね、これをしっかりと潮谷知事は読んでいただけるものと確信をしております。